



杵築市こども計画

～ 子育て・子育てを楽しむことができるまち きつき ～

(令和7年度～令和11年度)



令和7年3月
杵築市

はじめに

こどもは、未来そのものであり、希望と可能性にあふれる宝です。しかしながら、近年の我が国は、少子化が急速に進み、核家族化の進展、地域のつながりの希薄化、共働き家庭やひとり親世帯の増加、兄弟姉妹の数の減少等、子育て家庭やこどもの育ちをめぐる環境が大きく変化し、保護者が抱える子育ての悩みや不安等も多様になっています。



また、近年ヤングケアラー等のこどもの貧困や児童虐待等、依然としてこどもを取り巻く環境は年々厳しくなっています。

本市では、令和2年に「第2期杵築市子ども・子育て支援事業計画」と「第2期子どもの貧困対策推進計画」を策定し、出産や子育てしやすい環境づくりとして、妊娠期からの切れ目ない相談支援の充実や保護者のニーズに応じた子育て支援体制の整備、ライフステージに応じた経済的支援等、様々な子育て支援策を実施してきました。

また、全てのこどもが夢と希望をもって成長していけるよう、こどもの貧困対策にも取り組んでまいりました。

この間、国では、令和5年4月に、こども施策を社会全体で総合的かつ強力に推進していくための包括的な基本法として「こども基本法」が施行され、同年12月にはこども施策の基本方針や重要事項等を定めた「こども大綱」が策定されました。

このたび、「第2期杵築市子ども・子育て支援事業計画」と「第2期子どもの貧困対策推進計画」の最終年度を迎えるにあたり、これまで行ってきた子育て支援施策に加え、全てのこども・若者が身体的・精神的・社会的に幸福な生活を送ることができる「こどもまんなか社会」の実現に向け、こども施策を総合的に推進するため、令和7年度から令和11年度までを計画期間とする「杵築市こども計画」を策定しました。

今後は本計画の基本理念である「全てのこどもが『健』やかに育ち、全ての親が『幸』せに子育て・子育てを楽しむことができるまち」を軸として、こどもが健やかに成長し、保護者が安心して子育てできるよう、子育て・子育て支援に全力で取り組んでまいります。

結びに、本計画の策定にご尽力いただきました杵築市子ども・子育て会議の委員の皆様をはじめ、アンケート調査等で様々なご意見、ご提言をいただきました皆様方に深く感謝申し上げますとともに、本計画の推進に引き続きご協力を賜りますようお願い申し上げます。

令和7年3月

杵築市長 永松 悟

【目次】

第1章 計画の策定に当たって

1 計画策定の背景と目的	2
2 計画の位置づけ	3
3 計画の期間	4
4 計画の対象	4
5 計画の策定体制	4
6 SDGs の視点の導入	5

第2章 杵築市を取り巻く現状

1 人口動態等	8
2 前計画の実績と評価	16
3 保護者向けアンケート調査の結果	23
4 高校生向けアンケート調査の結果	35

第3章 計画の基本的な考え方

1 基本理念	42
2 基本方針	42
3 杵築市における主な課題	43
4 施策の体系図	45

第4章 施策の展開

1 誕生前～幼児期	48
2 学童・思春期	53
3 青年期	59
4 ライフステージを通じた取組	61
5 子育て当事者への支援	71

第5章 事業量の見込みと確保方策

1 教育・保育提供区域の設定	80
2 こどもの人数の将来推計	82
3 教育・保育施設	84
4 地域子ども・子育て支援事業	87
5 教育・保育の一体的提供と推進に関する体制の確保	95
6 子育てのための施設等利用給付の円滑な実施	95

第6章 計画の推進体制

1 庁内推進体制	98
2 市民の参画や地域との連携	98
3 計画の進捗評価	98

参考資料

第1章 計画の策定に当たって

1 計画策定の背景と目的

我が国では、出生数や出生率の低下に伴う少子化が長きにわたって進行しており、令和5(2023)年の出生者数は72.7万人と前年比で4.3万人減少し過去最低水準を更新、合計特殊出生率は1.20と、令和4(2022)年の1.26からさらに低下しています。

また、令和2(2020)年度には児童相談所の児童虐待相談対応件数が20万件を超える等、依然としてこどもや、その保護者、家庭を取り巻く環境は厳しいものとなっています。

そうした中、令和4(2022)年6月にこども施策を社会全体で総合的かつ強力で推進していくための包括的な基本法として「こども基本法」が成立しました。令和5(2023)年4月には、全てのこども・若者が身体的・精神的・社会的に幸福な生活を送ることができる社会「こどもまんなか社会」を実現するためのこども政策の司令塔として、「こども家庭庁」が発足し、同年12月には「こども大綱」が策定、令和6(2024)年5月には、こども大綱に基づき、少子化対策や社会的養護、保育、貧困等こども政策の具体的な取組を一元的に示したアクションプラン「こどもまんなか実行計画2024」が発表されました。

さらに、子育てに困難を抱える世帯がこれまで以上に顕在化してきている状況等を踏まえ、児童等に対する家庭及び養育環境の支援を強化し、児童の権利の擁護が図られた児童福祉施策を推進するため、支援対象児童等への包括的かつ計画的な支援の実施の市町村業務への追加、市町村における児童福祉及び母子保健に関し包括的な支援を行うこども家庭センターの設置の努力義務化、こども家庭福祉分野の認定資格創設、市町村における子育て家庭への支援の充実等を内容とする「児童福祉法等の一部を改正する法律」が令和4(2022)年6月に成立、令和5(2023)年4月に施行されました。

本市においても、人口減少や核家族化等による子育て環境の変化が顕著となり、これに対処すべく令和2(2020)年に「第2期杵築市子ども・子育て支援事業計画」(以下、「前計画」という。)を策定して、次代を担うこどもと子育て家庭への支援を総合的・計画的に推進してきました。

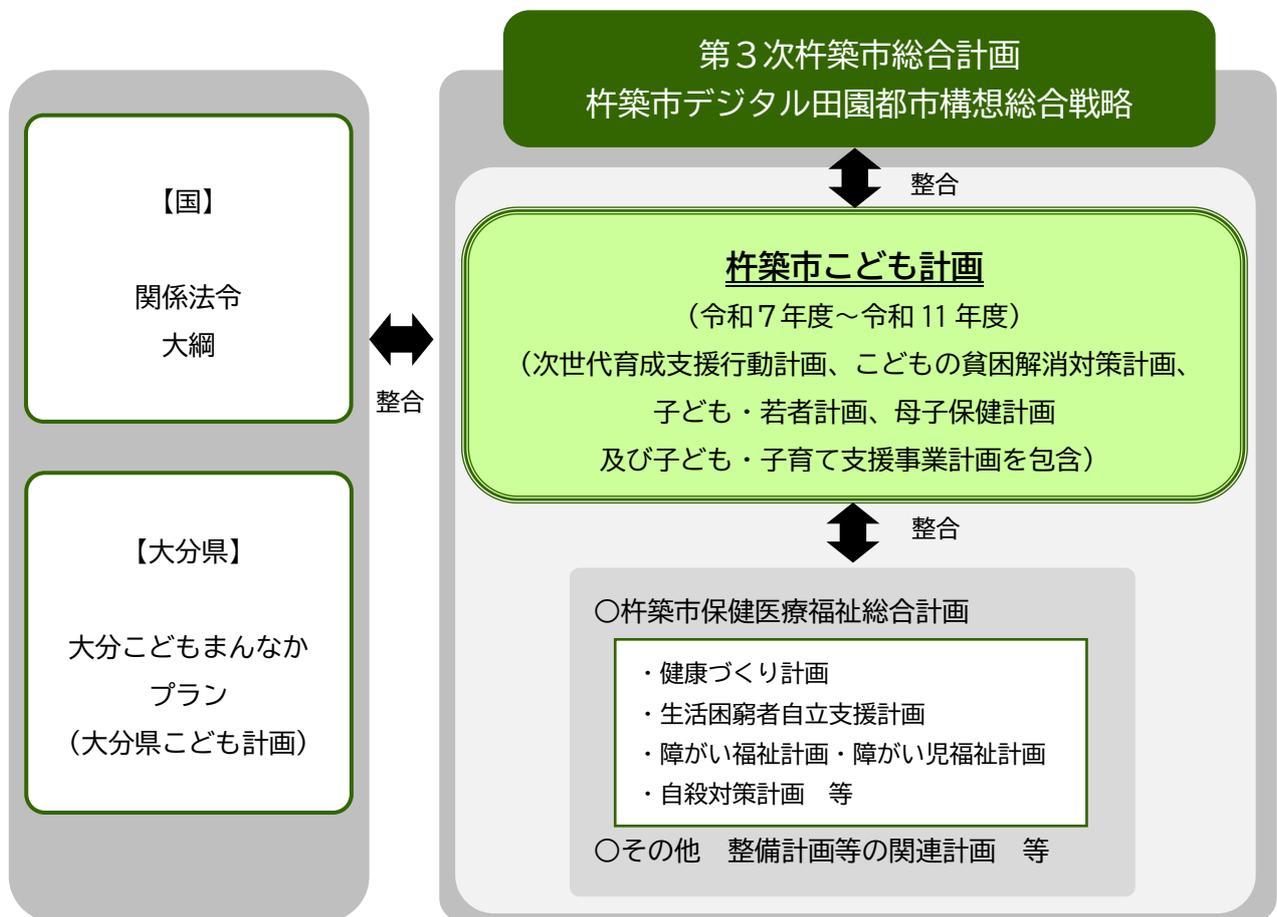
このたび前計画の最終年度を迎え、次期計画の策定にあたり「こども大綱」が目指す、こどもまんなか社会の実現のため、これまで行ってきた子育て支援施策を引き続き進めていくとともに、こども・若者を主体に置き、こどもの育ちと保護者の子育てを応援する計画として「杵築市こども計画」(以下、「本計画」という。)を策定します。



2) 計画の位置づけ

本計画は、子ども基本法第 10 条に基づく「市町村子ども計画」として策定するもので、本市の子ども施策を総合的に推進します。「市町村子ども計画」は、既存の各種法令に基づく計画と一体のものとして策定することができることとされていることから、「次世代育成支援対策推進法」に基づく「市町村行動計画」、「子どもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律」に基づく「子どもの貧困解消対策計画」、「子ども・若者育成支援推進法」に基づく「市町村子ども・若者計画」、「成育医療等の提供に関する施策の総合的な推進に関する基本的な方針」に基づく「母子保健計画」及び「子ども・子育て支援法」に基づく「市町村子ども・子育て支援事業計画」と一体的に策定します。

また、本計画は本市のまちづくりの総合的指針である「第3次杵築市総合計画」や本市の保健・医療・福祉に関する総合計画である「杵築市保健医療福祉総合計画 2024」の子ども・若者及び子育て支援に係る分野別計画であり、関連する他の分野別計画との整合を図り策定します。



3 計画の期間

本計画は、令和7(2025)年度から令和11(2029)年度の5年間を計画期間とするものです。
ただし、子どもや子育てを取り巻く社会状況の変化等により、必要に応じて、計画期間中に見直しを行う場合があります。



4 計画の対象

本計画の対象は、「子ども」(0歳からおおむね18歳まで)及び「若者」(おおむね13歳から30歳未満、施策によってはおおむね40歳未満まで)とその家庭や、本市内の保育・教育機関、施設、事業所、行政、地域住民等の個人や団体が対象となります。

5 計画の策定体制

(1) アンケート調査の実施

本市の子育て支援施策の充実を図るため、市民の教育・保育・子育て支援に関する現在の利用状況や今後の利用希望等を把握するため、本市在住の就学前児童(0～6歳)及び小学6年生までの子どもがいる保護者を対象にアンケート調査を行いました。(令和6(2024)年2月～3月)

また、子ども・若者の意見を募集するため、杵築高校1・2年生を対象にアンケート調査を行いました。(令和6(2024)年7月)

(2) パブリックコメントの実施

令和7(2025)年1月に、本計画案を、市役所等の窓口やホームページで公開し、広く市民の方々から意見を募集しました。

(3) 杵築市子ども・子育て会議による審議

計画内容の検討に当たっては、学識経験者、地域の子育て関連団体・機関等で組織している「杵築市子ども・子育て会議」において審議を行い、幅広い意見の集約に努めました。

6 SDGs の視点の導入

持続可能な開発目標(SDGs:Sustainable Development Goals)とは、平成 13(2001)年に策定されたミレニアム開発目標(MDGs)の後継として、平成 27(2015)年9月の国連サミットで加盟国の全会一致で採択された「持続可能な開発のための 2030 アジェンダ」に記載された、令和 12(2030)年までに持続可能でよりよい世界を目指す国際目標です。17 のゴール・169 のターゲットから構成され、地球上の「誰一人取り残さない(leave no one behind)」ことを誓っています。SDGs は発展途上国のみならず、先進国自身が取り組むユニバーサル(普遍的)なものであり、我が国としても積極的に取り組んでいます。

誰一人取り残さない社会の実現を目指す SDGsの理念は、全ての子ども・若者の最善の利益と健全な成長を目指して取り組まれる本計画に基づく事業・施策においても共有されるべき考え方であり、17 のゴールのうち、「1 貧困をなくそう」「2 飢餓をゼロに」「3 すべての人に健康と福祉を」「4 質の高い教育をみんなに」「5 ジェンダー平等を実現しよう」「8 働きがいも経済成長も」「10 人や国の不平等をなくそう」「11 住み続けられるまちづくりを」「16 平和と公正をすべての人に」「17 パートナーシップで目標を達成しよう」については、特に本計画の関連の深いテーマとなっています。これらの目指す方向性を同じくする SDGs の実現について、本計画全体を通じて取り組んでいくものとします。

本計画に関連する主な持続可能な開発目標 (SDGs)



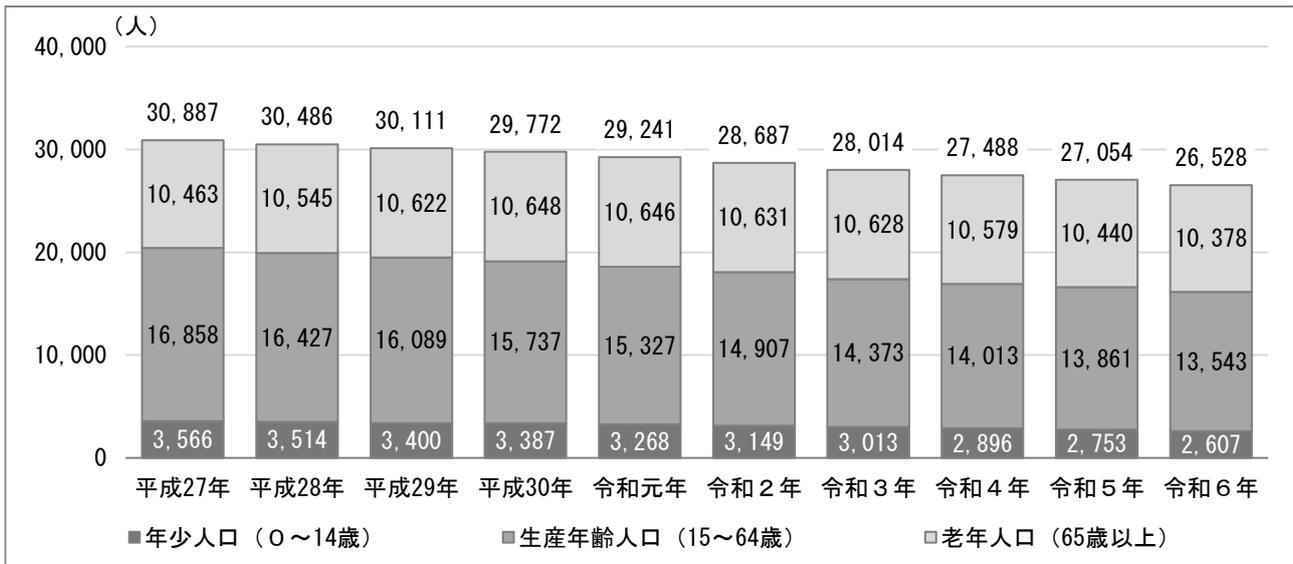
第2章 杵築市を取り巻く現状

1 人口動態等

(1) 人口の推移

本市の総人口は、減少傾向にあり、令和6(2024)年は26,528人となっていて、平成27(2015)年から4,359人減少しています。年少人口も減少傾向にあり、令和6(2024)年は2,607人となっていて、平成27(2015)年から959人減少しています。

人口の推移

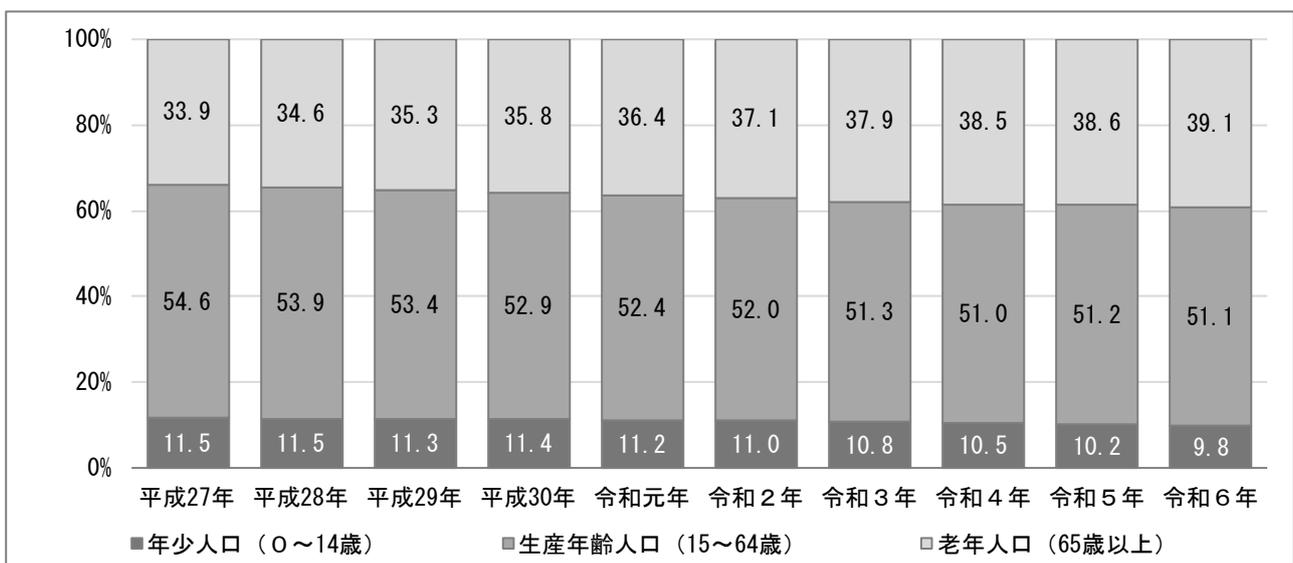


資料：住民基本台帳

(2) 年齢3区分別人口構成比の推移

年齢3区分別人口の構成比の、年少人口割合は、令和6(2024)年に1割を下回りました。老年人口割合は平成27(2015)年から一貫して増加し続けています。

年齢3区分別人口構成比の推移



※端数の関係上、合計が100%にならない場合があります。

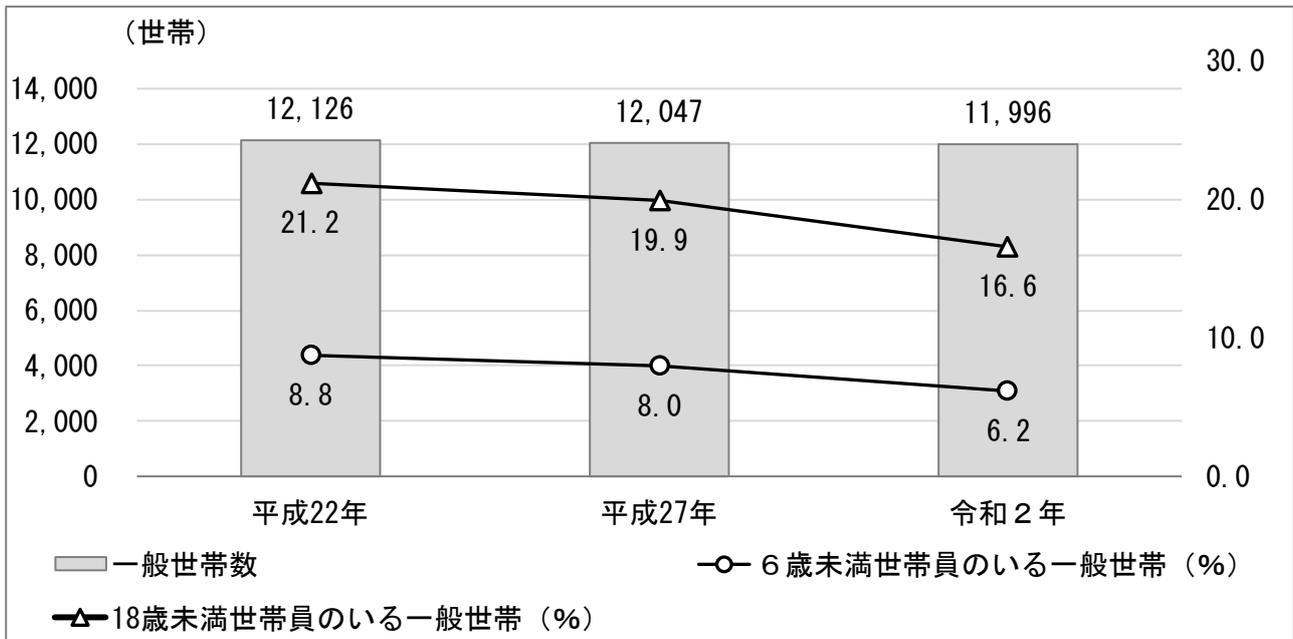
資料：住民基本台帳

(3) 世帯数と世帯種別構成比の推移

本市の一般世帯数は、減少傾向です。一般世帯のうち、令和2(2020)年は、18歳未満世帯員のいる一般世帯は16.6%、6歳未満世帯員のいる一般世帯は6.2%となっていて、いずれも減少傾向です。

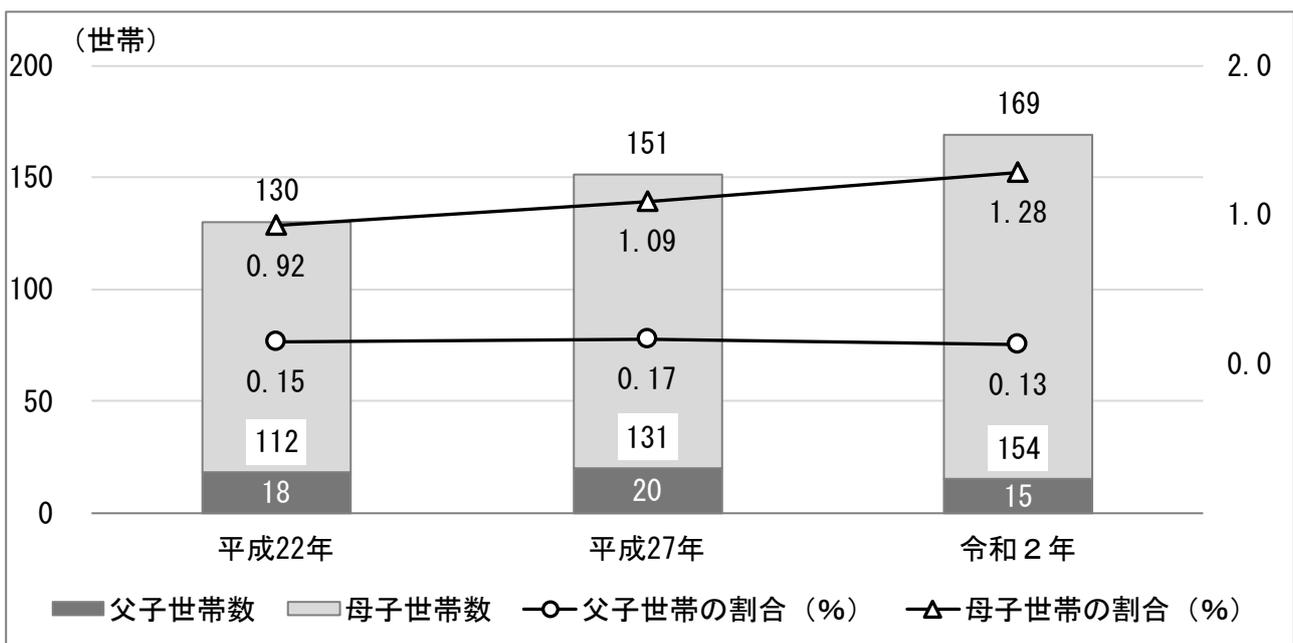
母子世帯数は、令和2(2020)年は154世帯、母子世帯・父子世帯を合わせたひとり親世帯数は、169世帯で、増加傾向です。

一般世帯数と一般世帯に占めるこどものいる世帯割合の推移



資料：国勢調査

母子世帯・父子世帯数と一般世帯に占める母子世帯・父子世帯割合の推移



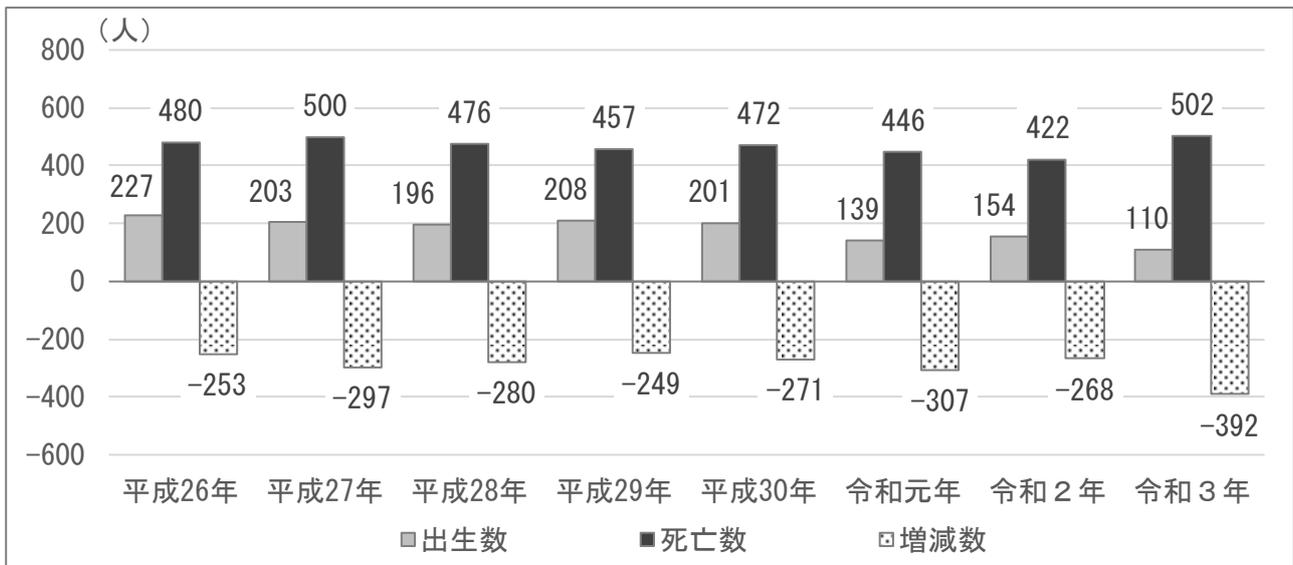
資料：国勢調査

(4) 自然動態と社会動態の推移

本市の出生数は、令和3(2021)年には 110 人となり、平成 26(2014)年から5割以上減少しました。死亡数は、令和3(2021)年には 502 人となり、出生数から死亡数を引いた増減数は、392 人減となりました。

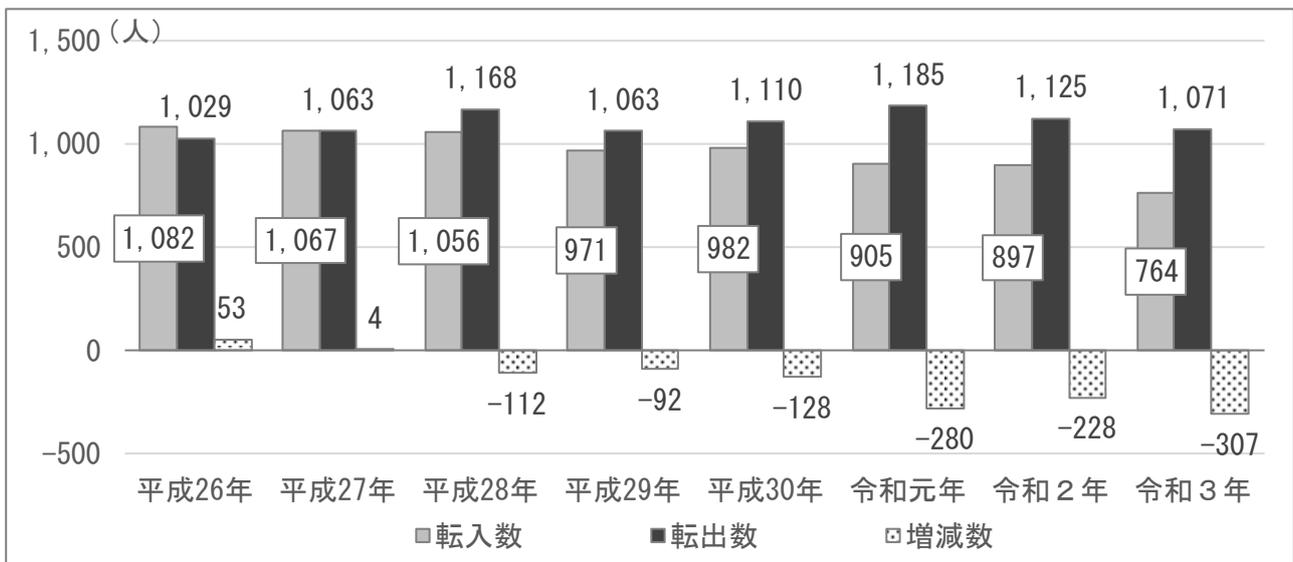
転入数については、平成 29(2017)年以降 1,000 人未満で推移し、転入数から転出数を引いた増減数は、平成 28(2016)年以降、減少となっています。

出生数と死亡数の推移



資料：大分県東部保健所報

転入数と転出数の推移



資料：大分県の人口推計【年報】

(5) 出生数と合計特殊出生率の推移

出生の状況について出生率(※1)は年によって変動していますが、出生数については平成 29 (2017)年にはわずかに回復したものの、令和元(2019)年以降は 200 人を下回っています。

合計特殊出生率(※2)においては全国の傾向と比較すると本市は高い数値を示していますが、令和元年(2019)年以降は減少傾向にあり、令和3(2021)年には 1.47 となっています。

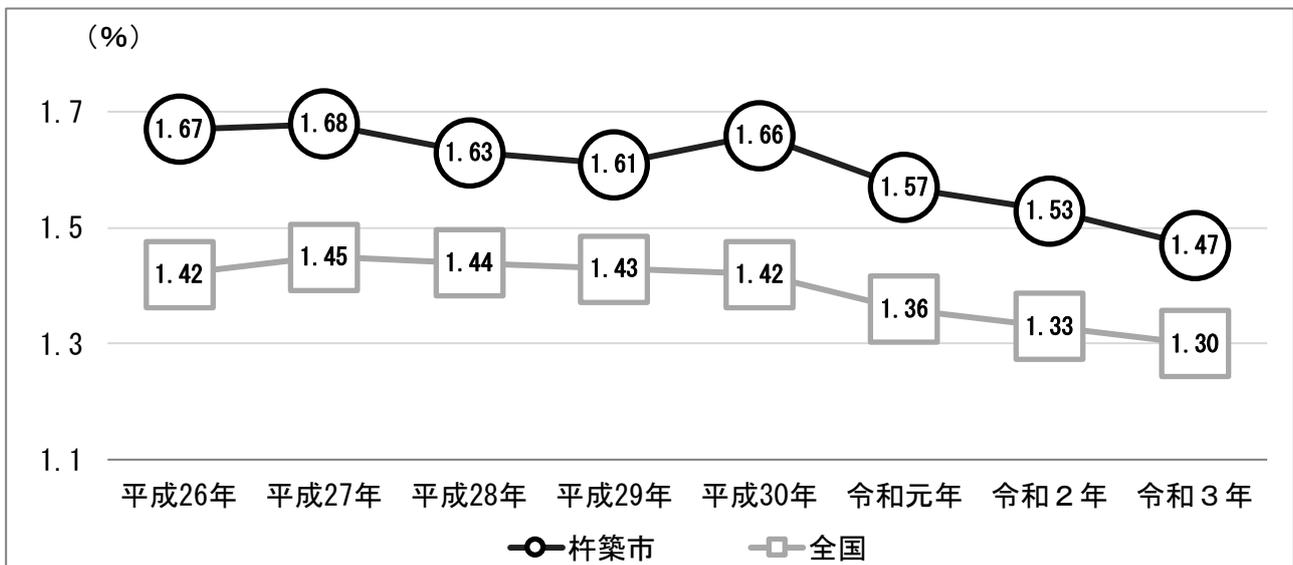
※1 人口千人当たりの出生数です。

※2 「15～49 歳までの女性の年齢別出生率を合計したもの」で、一人の女性がその年齢別出生率で一
生の間に住むとした時のこどもの数に相当します。

出生数と合計特殊出生率

	平成 26 年	平成 27 年	平成 28 年	平成 29 年	平成 30 年	令和 元年	令和 2 年	令和 3 年
杵築市出生数	227	203	196	208	201	139	154	110
杵築市出生率	7.5	6.7	6.6	7.0	6.9	4.9	5.5	4.0
杵築市 合計特殊出生率	1.67	1.68	1.63	1.61	1.66	1.57	1.53	1.47
全国 合計特殊出生率	1.42	1.45	1.44	1.43	1.42	1.36	1.33	1.30

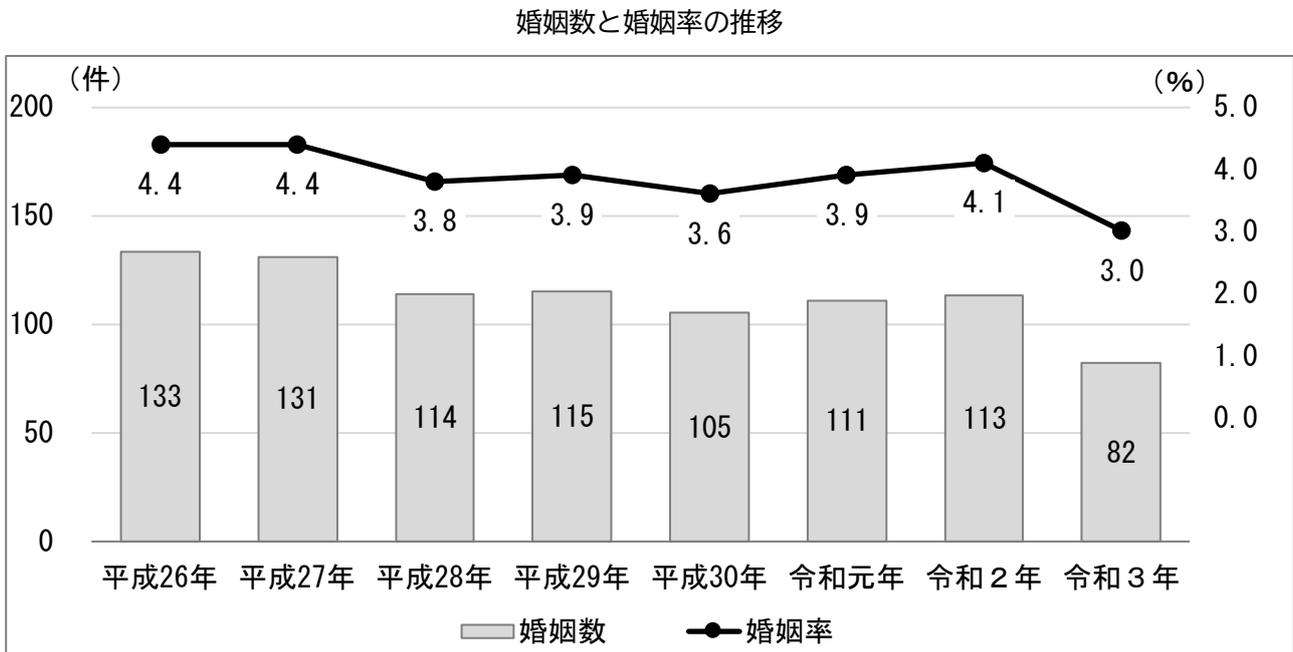
本市と全国の合計特殊出生率の推移



資料：大分県東部保健所報

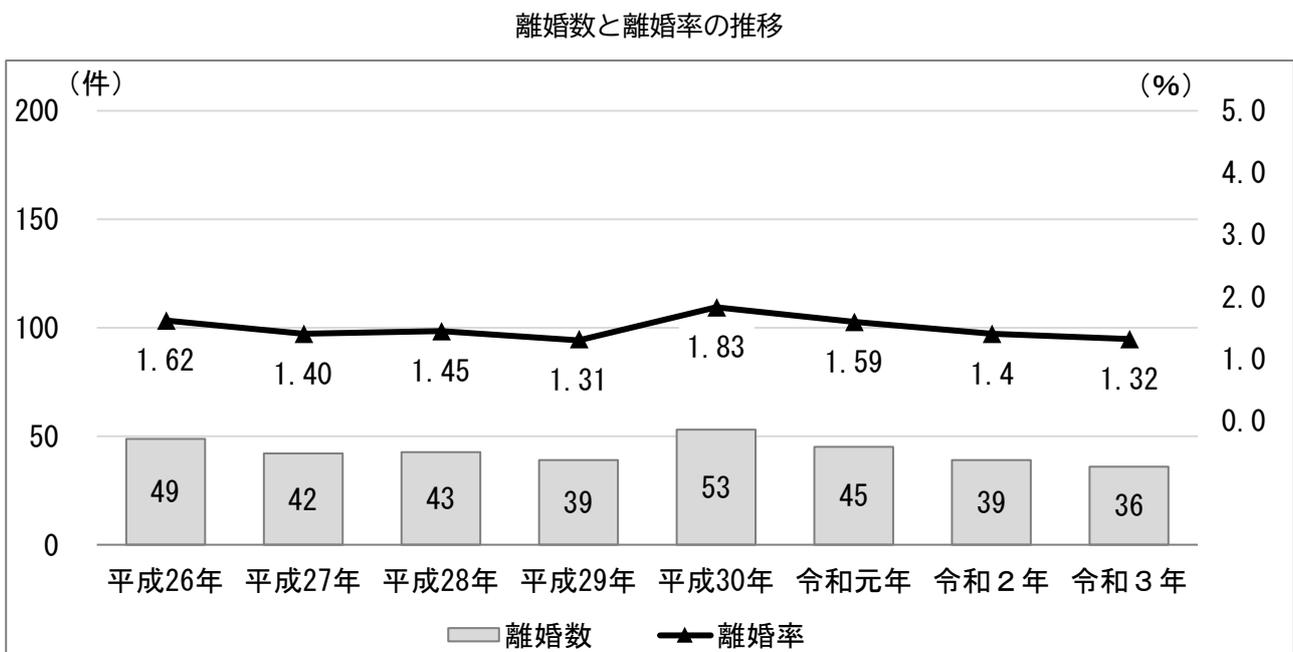
(6) 婚姻数と離婚数の推移

婚姻件数及び婚姻率(人口1,000人当たりの婚姻件数)は、令和2(2020)年から同3(2021)年にかけては、減少しています。



資料：大分県東部保健所報

離婚件数及び離婚率(人口1,000人当たりの離婚件数)は、平成30(2018)年からは減少傾向にあります。



資料：大分県東部保健所報

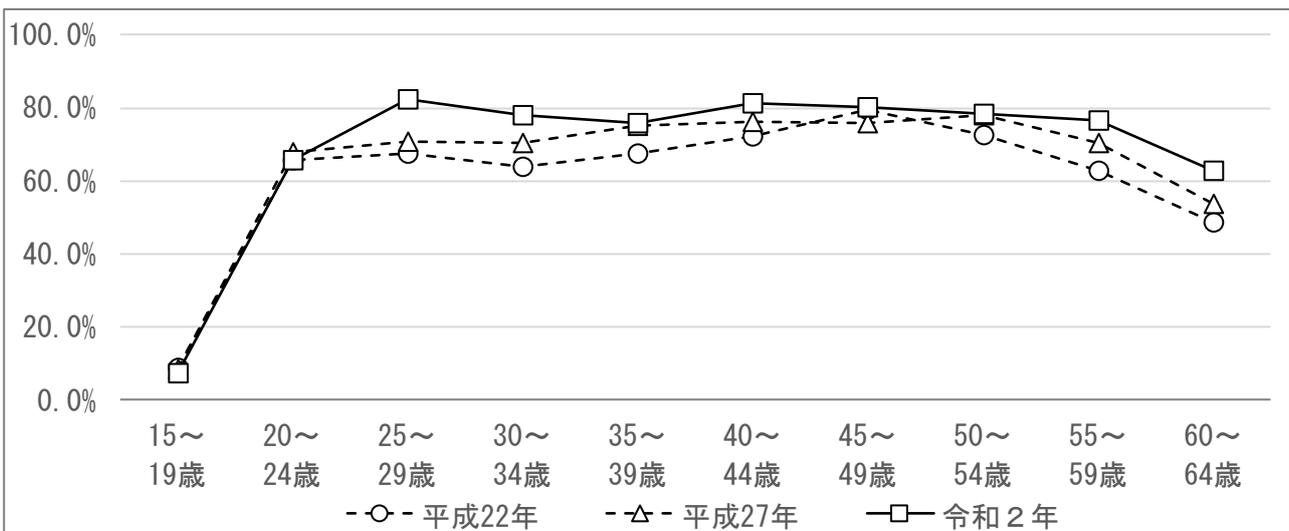
(7) 女性の就業率の推移

本市における女性の就業率は、25歳以上の年齢層で増加しています。

令和2(2020)年の女性の就業率を全国・大分県と比較しても、25歳以上の年齢層で高い水準となっています。

本市の女性の年齢層別就業率の推移

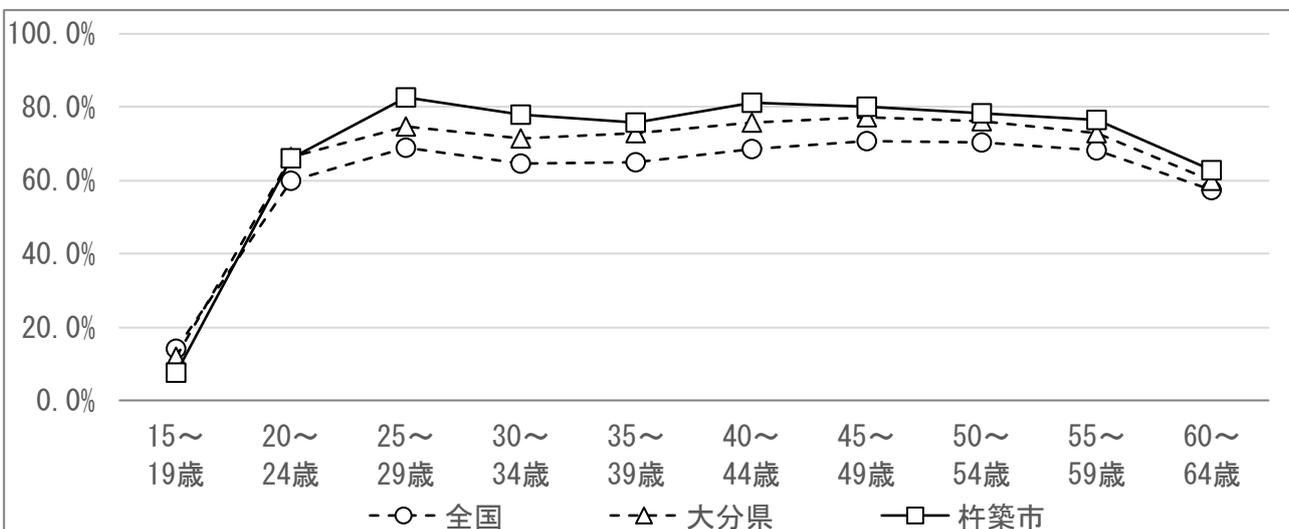
	15～ 19歳	20～ 24歳	25～ 29歳	30～ 34歳	35～ 39歳	40～ 44歳	45～ 49歳	50～ 54歳	55～ 59歳	60～ 64歳
平成22年	8.9%	65.6%	67.6%	63.8%	67.7%	72.3%	79.5%	72.6%	62.7%	48.8%
平成27年	8.3%	67.9%	70.7%	70.5%	75.2%	76.1%	75.7%	78.1%	70.3%	53.8%
令和2年	7.5%	65.9%	82.5%	77.9%	75.8%	81.2%	80.1%	78.2%	76.5%	62.9%



資料：国勢調査

令和2年の全国・大分県・本市における女性の年齢層別就業率

	15～ 19歳	20～ 24歳	25～ 29歳	30～ 34歳	35～ 39歳	40～ 44歳	45～ 49歳	50～ 54歳	55～ 59歳	60～ 64歳
全国	14.2%	59.7%	68.9%	64.5%	64.9%	68.5%	70.6%	70.2%	68.0%	57.3%
大分県	11.8%	66.5%	74.5%	71.6%	73.0%	75.9%	77.2%	76.1%	73.0%	59.9%
杵築市	7.5%	65.9%	82.5%	77.9%	75.8%	81.2%	80.1%	78.2%	76.5%	62.9%

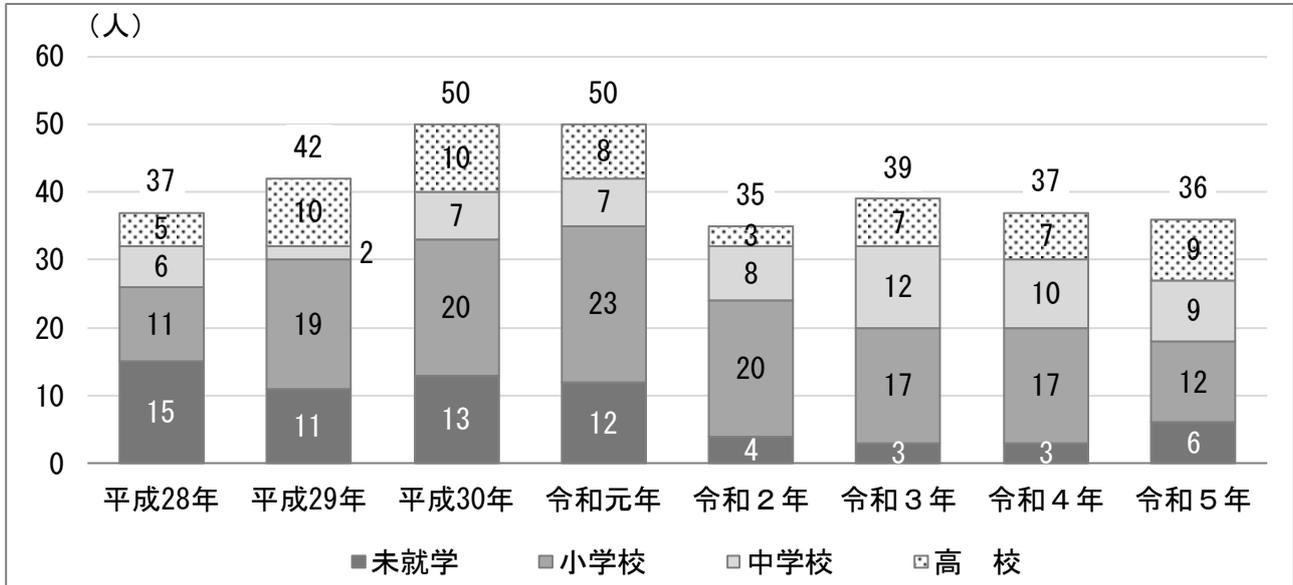


資料：国勢調査

(8) 生活保護世帯におけるこどもの数の推移

生活保護世帯におけるこどもの数は、年度によってバラつきがあります。平成 30(2018)年と令和元(2019)年をピークに、直近では減少傾向にあります。

生活保護世帯におけるこどもの数

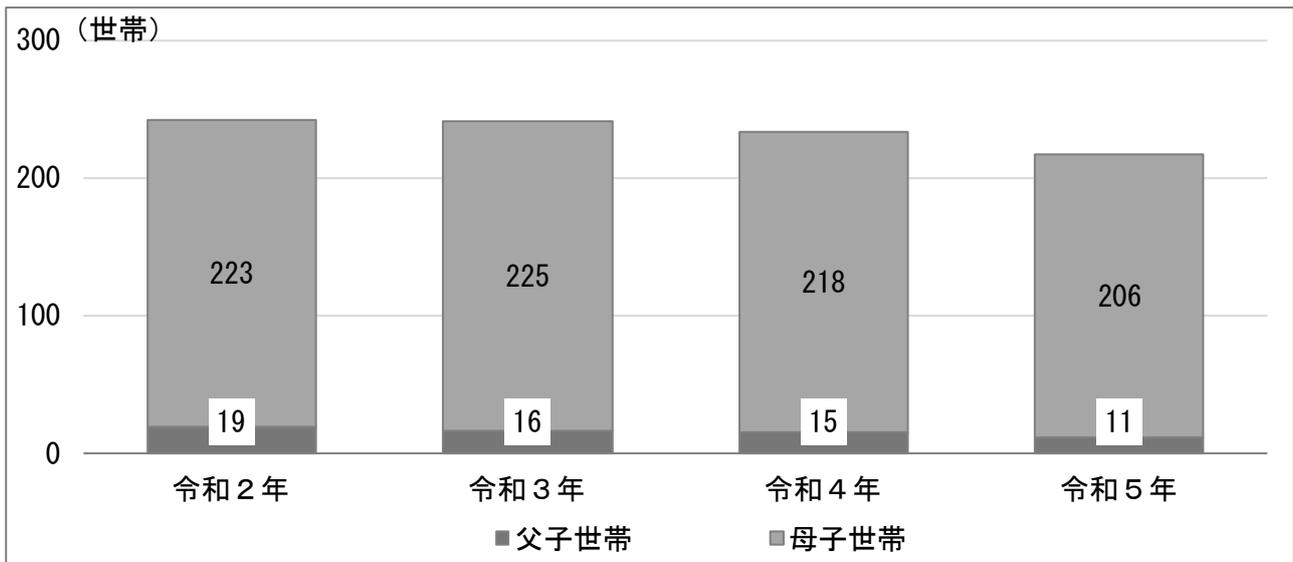


資料：保護台帳

(9) 児童扶養手当受給世帯数の推移

児童扶養手当受給世帯数は、父子世帯・母子世帯ともに減少傾向にあります。

児童扶養手当受給世帯数

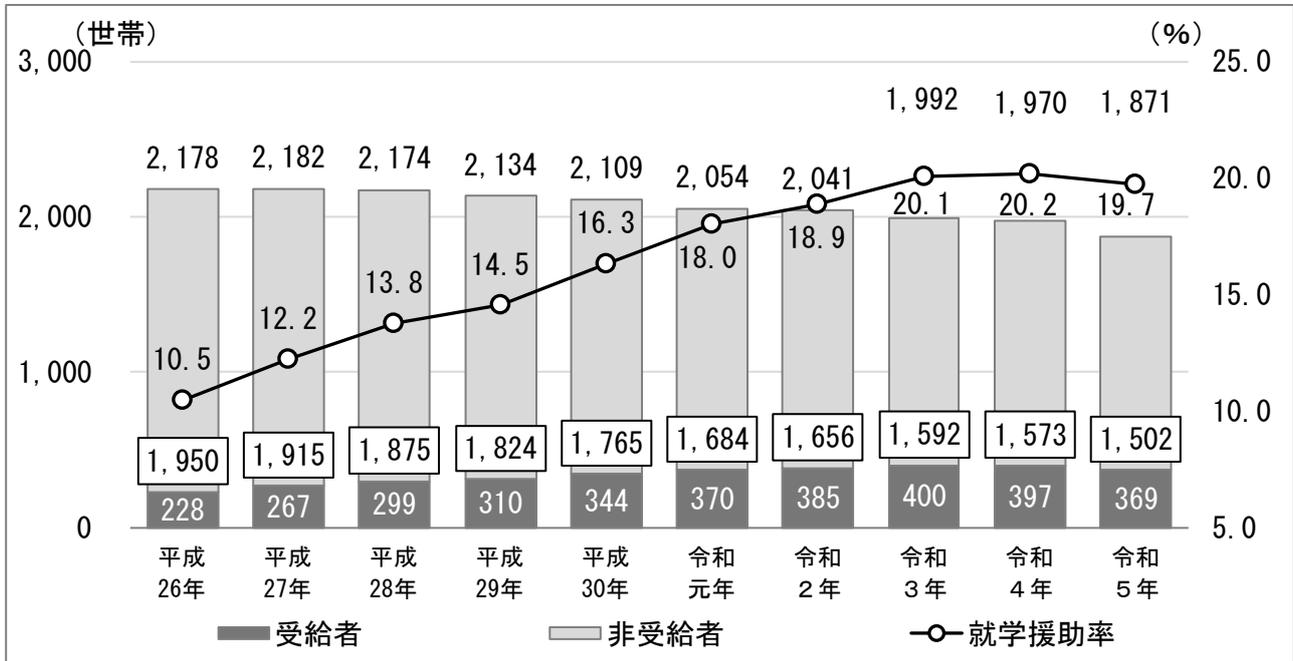


資料：児童扶養手当受給者名簿

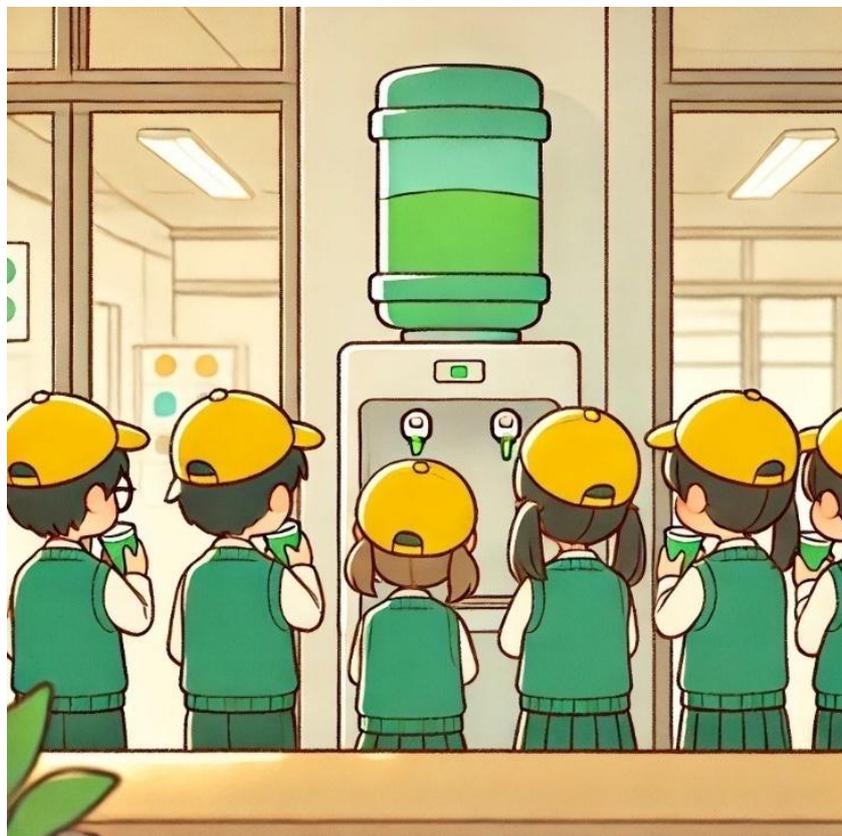
(10) 就学援助を受けた児童生徒数と割合の推移

就学援助を受けた児童生徒数は、令和3(2021)年から、受給者及び非受給者ともに減少傾向にあります。就学援助率は、20%前後で推移しています。

就学援助を受けた児童生徒数と割合の推移



資料：就学援助認定名簿



2) 前計画の実績と評価

(1) 教育・保育施設利用の進捗状況

① 1号認定（3歳以上、主に幼稚園、認定こども園）

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①必要利用定員総数（人）	161	154	148	143	139
②確保の内容（人）	440	440	440	440	440
③実績（人）	360	353	313	253	223
③-②（人）	▲80	▲87	▲127	▲187	▲217

実績を上回る確保数の実現ができており、待機児童は0人となっています。

② 2号認定（3歳以上、主に保育所、認定こども園）

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①必要利用定員総数（人）	420	401	388	375	363
②確保の内容（人）	493	493	493	493	493
③実績（人）	209	207	233	223	207
③-②（人）	▲284	▲286	▲260	▲270	▲286

実績を上回る確保数の実現ができており、待機児童は0人となっています。

③ 3号認定（0歳、主に保育所、認定こども園）

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①必要利用定員総数（人）	132	129	126	123	121
②確保の内容（人）	147	147	147	147	147
③実績（人）	32	26	23	27	28
③-②（人）	▲115	▲121	▲124	▲120	▲119

実績を上回る確保数の実現ができており、待機児童は0人となっています。

④ 3号認定（1・2歳、主に保育所、認定こども園）

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①必要利用定員総数（人）	229	222	217	210	205
②確保の内容（人）	296	296	296	296	296
③実績（人）	301	252	223	211	211
③-②（人）	5	▲44	▲73	▲85	▲85

令和2年度のみ3号認定で確保数を上回る実績がみられましたが、児童の受け入れはできており、待機児童は0人となっています。

(2) 地域子ども・子育て支援事業の進捗状況

①利用者支援事業

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①実施予定か所数(か所)	2	2	2	2	2
②実績(か所)	2	2	2	2	2
②-①(か所)	0	0	0	0	0

本事業は、母子保健と児童福祉が一体となって、妊娠・出産から高校生時期までの子どもや保護者への相談支援を行うもので、子ども家庭センター「ハートペアルーム」で相談体制を整えています。様々な専門職が意見を出し合い、相談することでより広い支援方法が提示できることが想定され、今後も寄り添う支援を提供する機関として事業を継続していく必要があります。

ハートペアルームによる相談件数(母子保健、児童福祉)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
家庭訪問	247	265	231	250
来館相談	342	333	206	181
電話	1,363	1,504	1,806	1,642
合計(件)	1,952	2,102	2,243	2,073

年度中に対応した相談件数です。訪問や来館は、希望に応じて対応しています。電話での相談も希望が多く、合計相談件数は令和3年度以降2,000件を超えています。

②延長保育事業

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み(人)	281	270	263	255	248
②確保の方策(人)	281	270	263	255	248
③実績(人)	4,126	3,053	2,331	1,264	—
③-②(人)	3,845	2,783	2,068	1,009	—

※実績は1月当たりの利用者数を年換算とした数値です。

保育認定を受けた児童について、通常の利用日及び利用時間帯以外の、日及び時間において、保育所、認定子ども園等で引き続き保育を実施する事業で、杵築地域5か所、山香地域3か所で実施しました。令和2(2020)年度から量の見込みを上回る実績ですが、全ての利用児童の受け入れができています。利用数が年々減少していますが、今後も就労を希望する保護者が増加することが予想され、保護者の多様な就労形態に応じた保育を提供するため、今後も継続して事業を実施する必要があります。

③放課後児童健全育成事業

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①【低学年】量の見込み（人）	361	347	332	316	300
②【高学年】量の見込み（人）	328	324	314	306	296
③確保の方策（人）	720	720	720	720	720
④実績（人）	410	371	366	368	—
④－③（人）	▲310	▲349	▲354	▲352	—

本事業は、昼間保護者が家庭にいない小学生に対し、授業の終了後等に小学校の余裕がある教室や児童館等を利用して適切な遊び及び生活の場を提供する事業で、杵築地域9か所、山香地域4か所、大田地域1か所の計14か所で実施しました。児童数の減少とともに利用児童も減少傾向にありますが、放課後のこどもの居場所確保のため、今後も事業を実施するとともに、支援を必要とする児童の利用が増えている中、支援員等の資質向上に向けた取組も求められます。

④子育て短期支援事業(ショートステイ・トワイライト)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み（人/年）	0	0	0	0	0
②確保の方策（人/年）	30	30	30	30	30
③実績（人/年）	69	139	84	65	—
③－②（人/年）	39	109	54	35	—

保護者の疾病やその他の理由のために家庭において児童を養育することが一時的に困難となった場合に、児童養護施設等で一定期間、養育・保護を行う事業です。例年見込みよりも多い実績があり、困った時の受皿として機能していることがうかがえるため、今後も家庭の困りごとの支援方法の1つとして事業を継続していく必要があります。

⑤乳児家庭全戸訪問事業

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み（人）	202	197	193	189	184
②確保の方策（人）	202	197	193	189	184
③実績（人）	142	114	120	113	—
③－②（人）	▲60	▲83	▲73	▲76	—

生後4か月未満の乳幼児がいる全家庭を保健師等が訪問し、乳児の発育・発達状況の確認や保護者の健康相談、育児に関する相談を受ける事業です。訪問にて把握した支援の必要な家庭に対しては継続支援が行えるよう、調整を行います。期間内に全対象家庭への訪問ができており、今後も乳児の発育・発達の確認や保護者の困りごとの早期発見、支援のため継続して事業を実施する必要があります。

⑥養育支援訪問事業

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み(人)	27	26	25	24	23
②確保の方策(人)	27	26	25	24	23
③実績(人)	5	0	0	3	—
③-②(人)	▲22	▲26	▲25	▲21	—

育児に不安や困りごとを抱える世帯に助産師や栄養士等専門知識を持つ支援者が訪問し、助言と一緒に実践等を行い、その家庭の適切な養育ができるよう支援する事業です。支援者の介入によって保護者の精神的、身体的負担軽減につながり、児童に対する養育の確保もできることから、今後も継続していく必要があります。

⑦地域子育て支援拠点事業

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み(人/回)	758	736	718	700	683
②確保の方策(か所)	3	3	3	3	3
③実績(か所)	3	3	3	3	3
延べ利用者数(人/回)	475	509	378	431	—
③-②(か所)	0	0	0	0	0

※延べ利用者数については親と子の人数です。((月間)人/回)

子育て中の親子の交流や育児相談、子育てに関する情報提供を行う事業で、杵築地域2か所、山香地域1か所で実施しました。核家族化が進み、地域とのかかわりが少なくなっていく中、今後は、地域の高齢者や学生等多様な世代との交流等も必要です。

⑧一時預かり事業

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み(人日/年)	3,154	3,028	2,938	2,850	2,764
②確保の方策(人日/年)	3,555	3,512	3,482	3,454	3,426
③実績(人日/年)	61,144	60,097	47,985	36,932	—
③-②(人日/年)	57,589	56,585	44,503	33,478	—

一時預かり事業(一般型)は、家庭で保育している就学前児童への一時的な保育を提供する事業で、杵築地域2か所、山香地域1か所で実施しました。令和5(2023)年度からの保育料無償化により、0歳児から2歳児の保育所等への入所率が伸びてきていることもあり、利用者数は減少していますが、一時的な保育ニーズに対応するため、今後も継続して事業を実施する必要があります。

一時預かり事業(幼稚園型)は、各幼稚園・認定こども園の在園児を対象に幼稚園開始前や幼稚園終了後の18時までの預かりを行う事業で、杵築地域5か所、山香地域3か所、大田地域1か所で実施しました。各幼稚園・認定こども園の在園児が対象であるため教育提供後に引き続き保育を提供することが可能であり、全ての利用児童の受け入れができています。1号認定こどもの減少に伴い利用児童も減少していますが、保護者の多様な就労形態に応じた保育を提供するため今後も継続して事業を実施する必要があります。

⑨病児・病後児保育事業

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み(人日/年)	1,275	1,227	1,192	1,158	1,124
②確保の方策(人日/年)	5,400	5,400	5,400	5,400	5,400
③実績(人日/年)	314	446	405	730	—
③-②(人日/年)	▲5,086	▲4,954	▲4,995	▲4,670	—

こどもが病気になり保育所等へ通うことができず、また保護者の仕事の都合等で家庭での保育が困難な場合、病院等の専用スペースで一時的に預かりを行う事業で、杵築地域1か所、山香地域1か所で実施しました。コロナ禍の影響で令和2(2020)年度は利用者数が減少しましたが、翌3(2021)年10月、大分県下で広域利用サービスがスタートしてからは、利用者が年々増加しています。こどもが病気になり、保護者も仕事等で家庭での保育ができない際の、保育サービスとして今後も継続して事業を実施する必要があります。

⑩子育て援助活動支援事業(ファミリー・サポート・センター)(就学児)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み(人/日)	79	77	74	72	68
②確保の方策(人/日)	79	77	74	72	68
③実績(人/日)	399	262	223	315	—
就学児(人/日)	399	262	223	315	—
依頼会員数(人)	228	452	440	446	—
提供会員数(人)	39	39	45	45	—
③-②(人/日)	320	185	149	243	—

子育ての手助けが欲しい人(依頼会員)、子育てのお手伝いをしたい人(提供会員)に会員登録していただき、提供会員がこどもの預かりや保育施設への送迎等を行う事業です。ニーズが年々高く、見込量を上回る実績ですが、全ての利用児童へのサービス提供を実施しました。依頼会員も年々増加していることから、今後は提供会員の確保も必要となります。

⑪妊婦健診事業

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み(人)	2,758	2,702	2,646	2,576	2,520
②確保の方策(人)	2,758	2,702	2,646	2,576	2,520
③実績(人)	2,095	1,806	1,887	1,529	—
利用実数(人)	140	140	130	94	—
③-②(人)	▲2,534	▲2,408	▲2,362	▲2,328	—

妊婦健診は、妊婦の健康状態や、病気の早期発見、胎児の発育確認等を目的とし、妊娠週数に応じた内容、回数が必要です。医師や助産師等に体調に関する相談をしたり、妊娠期の過ごし方のアドバイスを受けたりすることで安心して出産を迎えることができます。経済的な問題で健診が受けられず、リスクの高い出産とならないよう健診費用を助成し、母子ともに安全な出産を確保するために、今後も継続していく必要があります。

⑫障がい児保育促進対策事業

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①受入対応園数（園）	3	4	3	5	4
②受入園児数（人）	8	7	5	15	17
軽度障がい児（人）	7	4	3	13	16
重度障がい児（人）	1	3	2	2	1

障がいのある児童を他の園児と集団活動をともにする保育を行うことにより、障がい児の健全な育成と発達を促すため、障がいのある児童を受け入れする、こども園等に対して補助金を支給し、児童への手厚い支援を行う事業です。支援が必要な児童が増えている中、今後も事業を継続し、児童の育ちを促す支援を行っていきます。

（3）子どもの貧困対策事業の進捗状況

①子どもの学習支援事業

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
利用日数（日）	－	179	238	239
延べ利用人数（人）	－	1,286	2,693	1,489

家庭や学校に居場所がない、または自宅では学習環境が整わないこどもに対し、学習場所の提供や、ボランティアが勉強を教えることで学習機会の確保を行う事業です。学校の宿題を基本とし、書き方や学習の補助的な内容について学習でき、こどもたちの自信につながっていくと考えられます。今後もこどもたちの学習場所・機会の確保をするため継続していく必要があります。

②子どもの居場所b & gきつき

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
延べ利用人数（人）	2,685	3,574	3,444	2,773
内貧困家庭延べ人数（人）	2,517	3,508	2,983	2,349

保護者の養育能力や養育的な問題、不登校等の課題を抱えるこどもに対して居場所を提供し、温かい食事の提供をはじめとして、歯磨きや入浴等生活習慣の形成を行う事業です。十分な食事を摂り、団らんの時間を過ごすことで、こどもが心身ともに安定し、また生活習慣の定着等、将来の自立につながられるような、適切な養育の補完事業となっており、今後も継続して行っていく必要があります。

③お届け見守り事業

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
実利用世帯（世帯）	10	11	4	4
延べ利用回数（回）	207	293	131	137

養育に支援の必要な家庭や経済的に困りごとを抱えた家庭を訪問し、食材・お弁当の提供を行うとともに定期的にこどもの状況を確認する事業です。訪問し直接こどもや保護者と話をすることで、普段と違う様子や困りごとの早期発見・把握が可能となるため、今後も継続して行っていく必要があります。

④ハートパールームによる相談事業（虐待関連）

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
身体的虐待（件）	11	5	3	7
性的虐待（件）	0	0	2	1
心理的虐待（件）	11	20	13	13
ネグレクト（件）	0	7	2	2
合計（件）	22	32	20	23

年度中に受け付けた新規虐待相談件数です。年度によってバラつきはありますが、心理的虐待が多く、次いで身体的虐待となっています。虐待関連の相談では、親子の気持ちを大事にしながら、子育てサービスの紹介や支援体制を検討します。相談につながるためにはこどもを地域で見守る視点も重要で、市報やケーブルテレビ、子育て施策を中心にまとめたガイドブックを通じて周知・広報を行い、徐々に支援機関として認知されてきた結果と思われます。今後も相談者に寄り添う支援機関として広報を続けていきます。

（４）母子保健事業の進捗状況

①未熟児医療

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
給付実人員（人）	3	3	1	5
給付延べ件数（件）	15	6	2	11
給付延べ日数（日）	474	156	35	201
総助成額（円）	2,384,362	633,862	226,391	1,136,393

身体の発育が未熟なまま生まれ、入院養育が必要と判断された赤ちゃんに対する医療費を公費で負担します。赤ちゃんの健康管理やその後の健全な育成を図る上でも医療費を心配することなく、出生後速やかに適切な治療を受けられることは必要であり、今後も継続していきます。

②乳幼児健診受診率

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
4・5か月児健診（％）	97.5	95.8	98.4	97
10・11か月児健診（％）	90.5	95.7	86.7	95.9
1歳6か月児健診（％）	90.5	95.0	99.2	99.1
2歳児歯科健診（％）	92.1	100.7	97.3	97.5
3歳児健診（％）	79.5	98.4	97.3	90.3

こどもの成長発達、言語・運動・精神面の発達や疾患の有無について医師の診察や、保護者から聞き取った困りごと等に対し、保健指導を行います。保護者から専門職へ相談できる機会であるため、今後も継続していく必要があります。体調不良や家庭の都合等で未受診の方には、次の機会を紹介する等、受診率の向上に努めます。

3 保護者向けアンケート調査の結果

(1) 調査の目的

令和6(2024)年度末までを計画期間とする前計画を改定し、令和7(2025)年度から5年間を計画期間とする新たな計画の策定に当たり、同計画で確保を図るべき教育・保育・子育て支援の量の見込みを推計するため、また、本市の子育て支援施策の充実を図るため、市民の教育・保育・子育て支援に関する現在の利用状況や今後の利用希望等を把握するために実施しました。

(2) 調査の期間

令和6(2024)年2月～同年3月に調査を実施しました。なお、前回の調査は令和元(2019)年2月に実施しました。

(3) 調査の対象者

本市在住の就学前児童(0～6歳)及び小学6年生までのこどものいる保護者を対象としました。

就学前児童のこどものいる保護者は全員(661人)で、小学生のこどものいる保護者には、住民基本台帳より無作為で399人を抽出しました。

(4) 調査の方法

調査票を郵送発送し、回答は郵送回収、またはWEBによる無記名方式により調査しました。

(5) 回収状況

就学前児童については47.8%、小学生については47.9%の回収率でした。

	配布数	郵送回答数	WEB 回答数	合計回収数	回収率
就学前児童	661	226	90	316	47.8%
小学生	399	132	59	191	47.9%

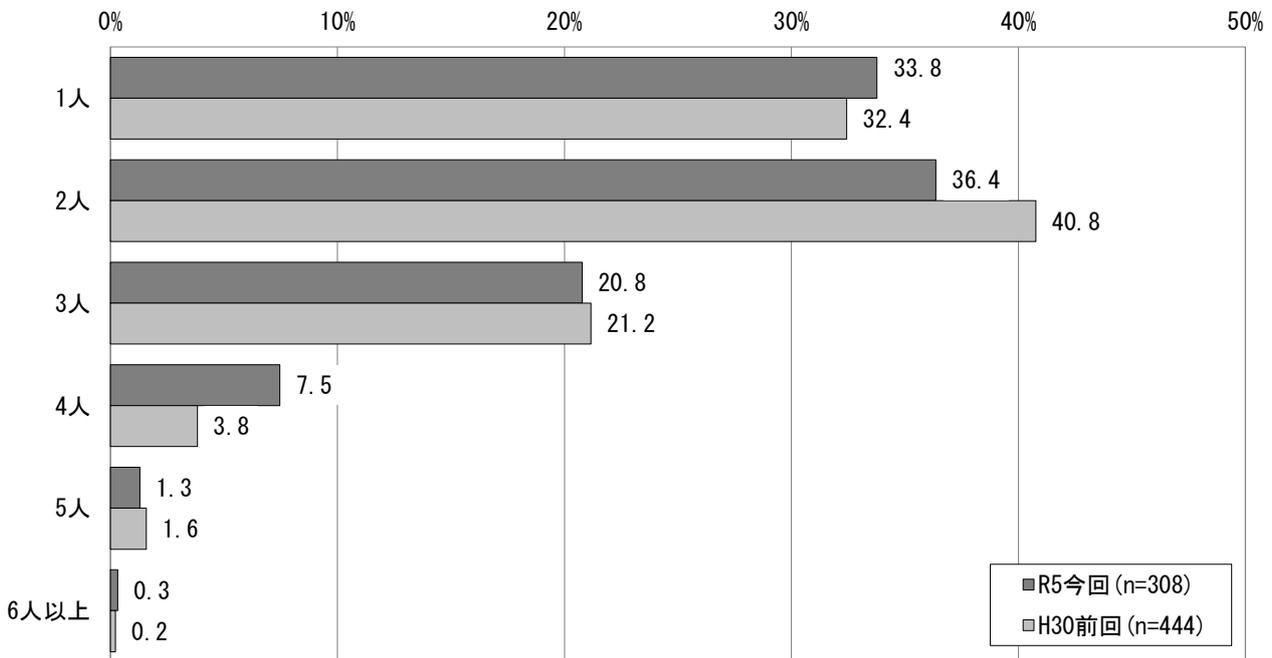
(6) 調査結果の表記及び注意点

- ・回答結果の割合「%」は、有効サンプル数に対し、それぞれの回答数の割合を小数点以下第二位で四捨五入したものです。そのため、単数回答(複数の選択肢から1つの選択肢を選ぶ方式)であっても合計値が100%にならない場合があります。
- ・図表中の「n」(number of case)は、集計対象者総数(あるいは回答者限定設問の限定条件に該当する者)を表します。
- ・各設問のグラフとコメントには、無効回答は含まれていません。
- ・設問の選択肢が長文の場合は、レイアウトの都合上、簡略化したり省略して表記したりしている場合があります。

(7) 就学前児童の保護者 アンケート結果概要

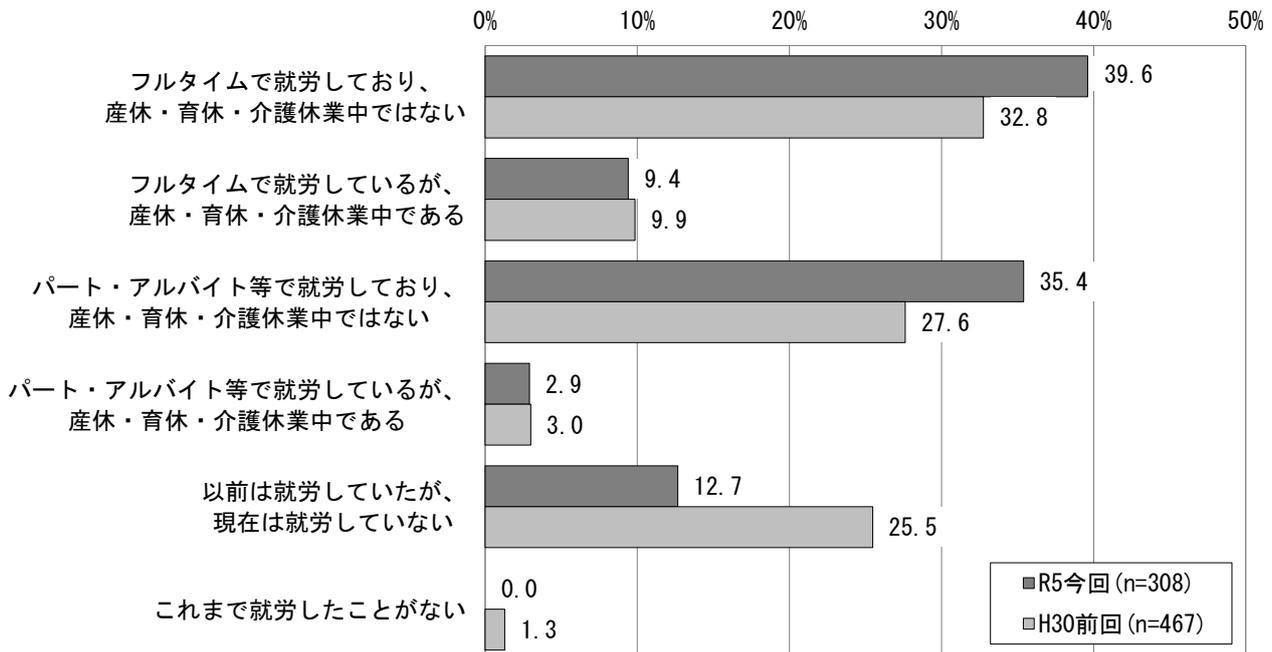
①きょうだいの人数について

「2人」とする割合が36.4%で最も高く、次いで「1人」が33.8%となっています。前回の調査と比較すると、大きな変化はみられません。



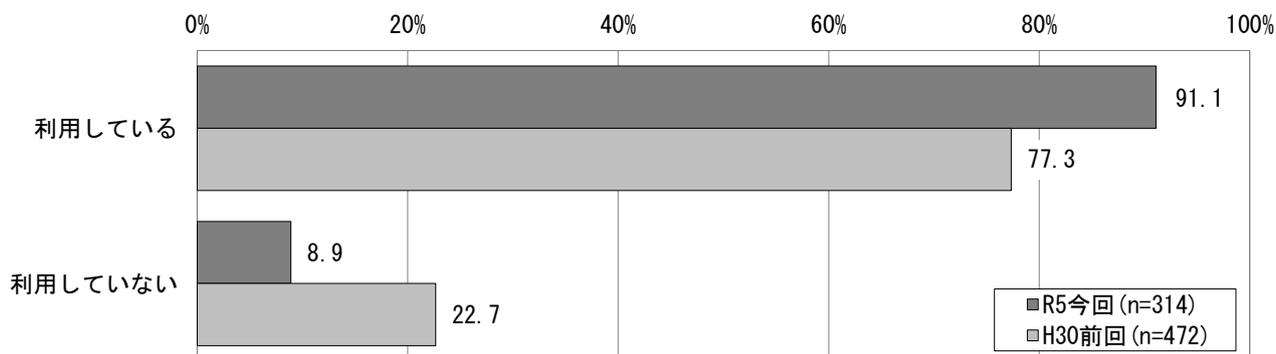
②保護者の現在の就労状況について

「フルタイムで就労しており、産休・育休・介護休業中ではない」とする割合が39.6%で最も高く、次いで「パート・アルバイト等で就労しており、産休・育休・介護休業中ではない」が35.4%となっています。前回の調査と比較すると、「フルタイムで就労しており、産休・育休・介護休業中ではない」「パート・アルバイト等で就労しており、産休・育休・介護休業中ではない」の割合が増加し、「以前は就労していたが、現在は就労していない」の割合が減少しています。



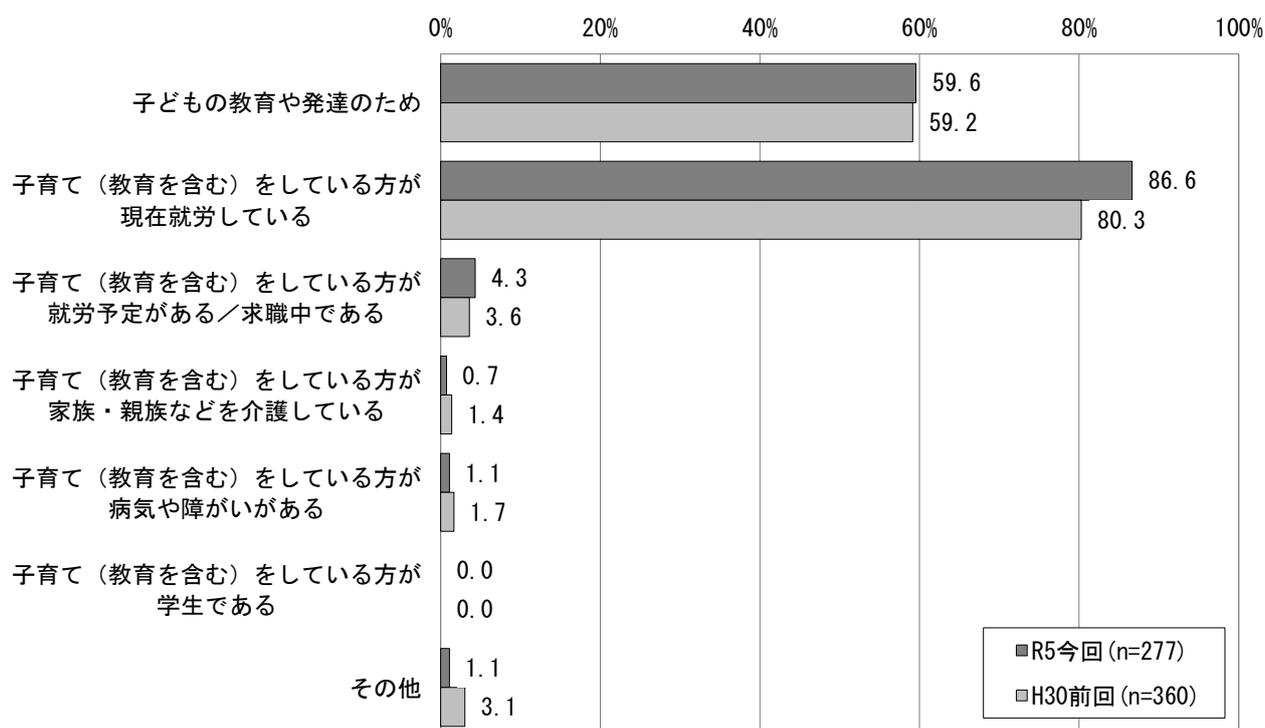
③日中の定期的な教育・保育サービスの利用について

「利用している」とする割合が 91.1%と高くなっています。前回の調査と比較すると、「利用している」の割合が増加し、「利用していない」の割合は減少しています。



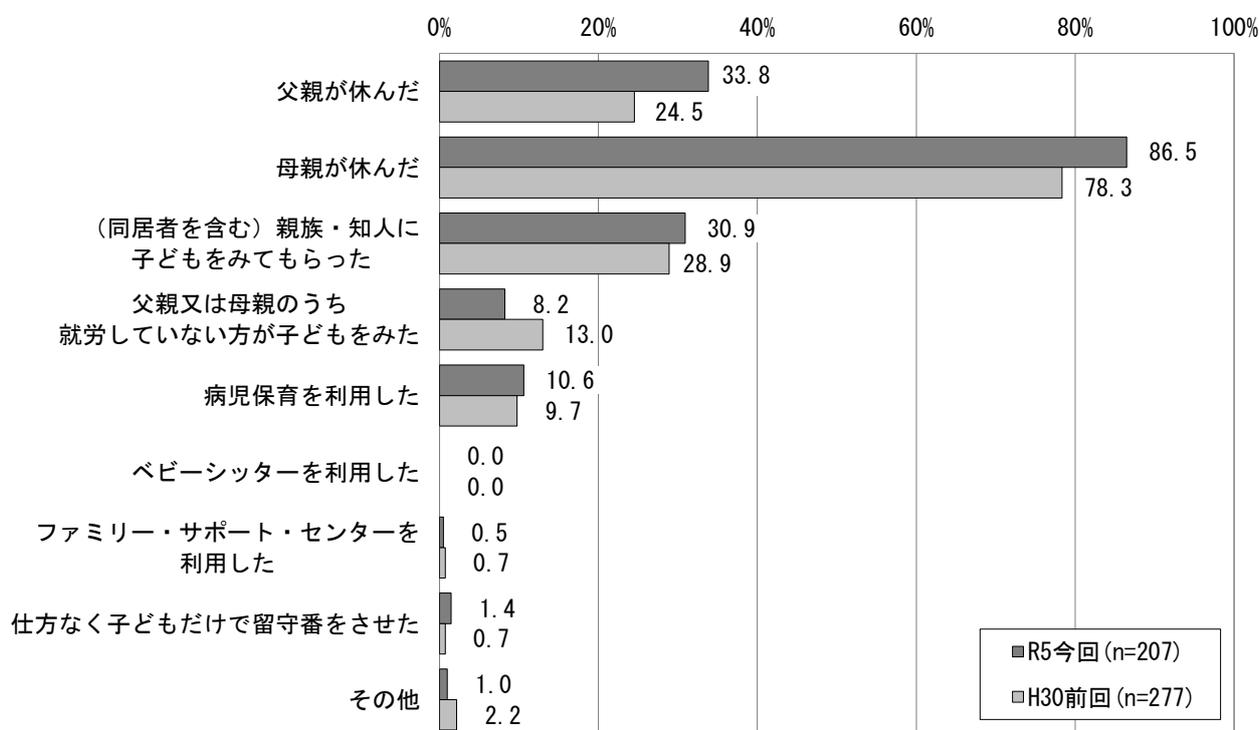
④平日日中に定期的に教育・保育サービスを利用されている理由について

「子育て(教育を含む)をしている方が現在就労している」とする割合が 86.6%で最も高く、次いで「子どもの教育や発達のため」が 59.6%となっています。前回の調査と比較すると、「子育て(教育を含む)をしている方が現在就労している」の割合が増加しています。



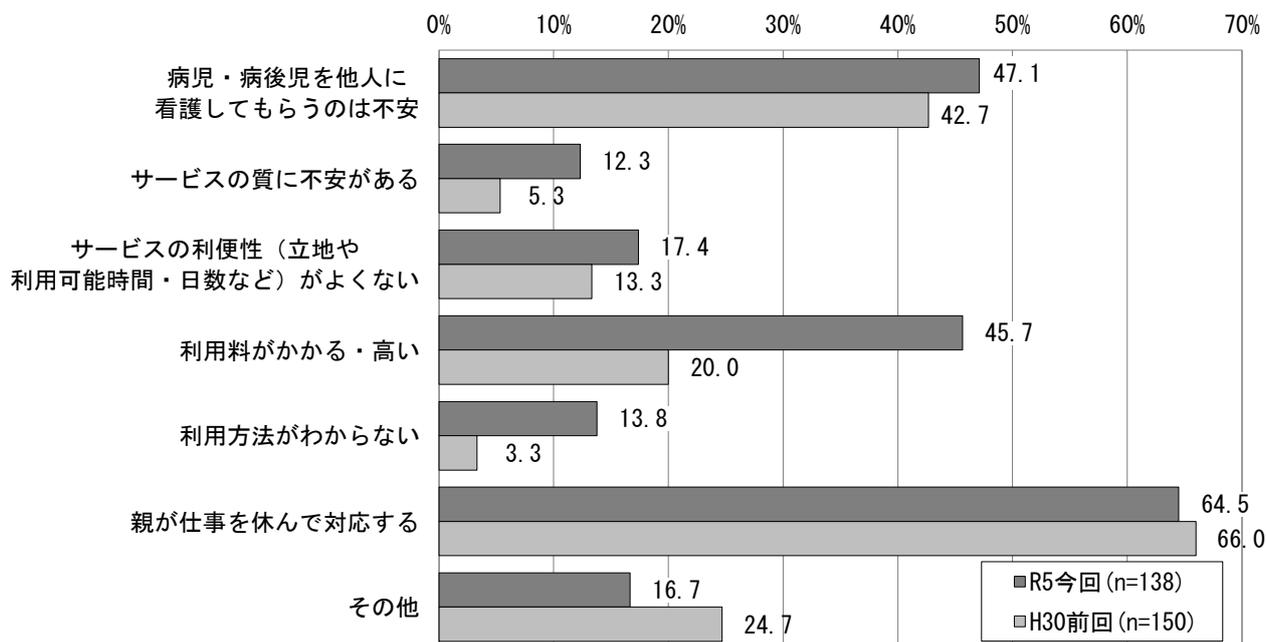
⑤この1年間に、子どもが病気やケガで通常の教育・保育サービスが利用できなかった際の対処方法について

「母親が休んだ」とする割合が 86.5%で最も高く、次いで「父親が休んだ」が 33.8%となっています。前回の調査と比較すると、「父親が休んだ」「母親が休んだ」の割合が増加しています。

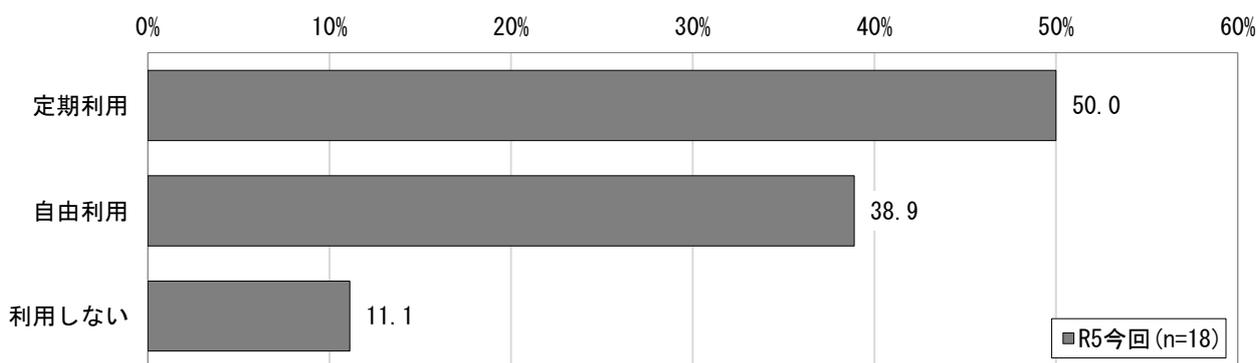


⑥上記⑤の対処方法として、「父親が休んだ」「母親が休んだ」のいずれかで対処した方で、その際、「できれば病児のための保育施設等を利用したい」と思われない理由について

「親が仕事を休んで対応する」とする割合が 64.5%で最も高く、次いで「病児・病後児を他人に看護してもらうのは不安」が 47.1%となっています。前回の調査と比較すると、「サービスの質に不安がある」「利用料がかかる・高い」「利用方法がわからない」の割合が増加し、「その他」の割合が減少しています。

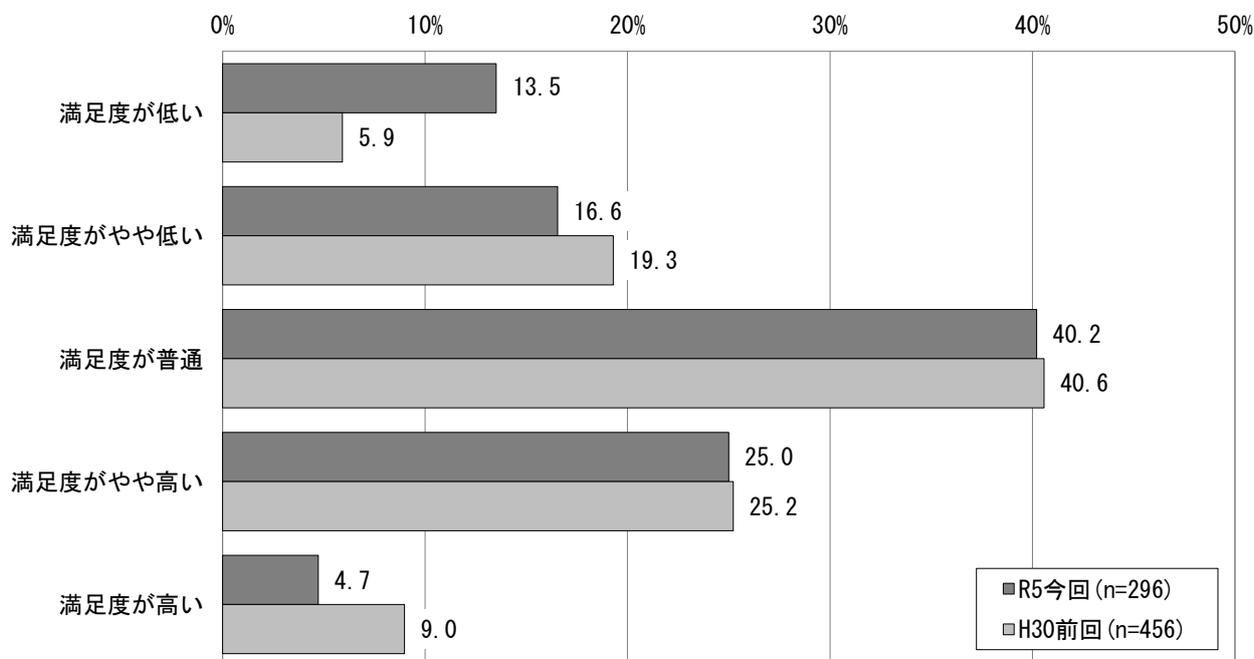


⑦「こども誰でも通園制度（仮称）」が実施された場合、利用しようとする方法について
「定期利用」とする割合が50.0%で最も高く、次いで「自由利用」が38.9%となっています。



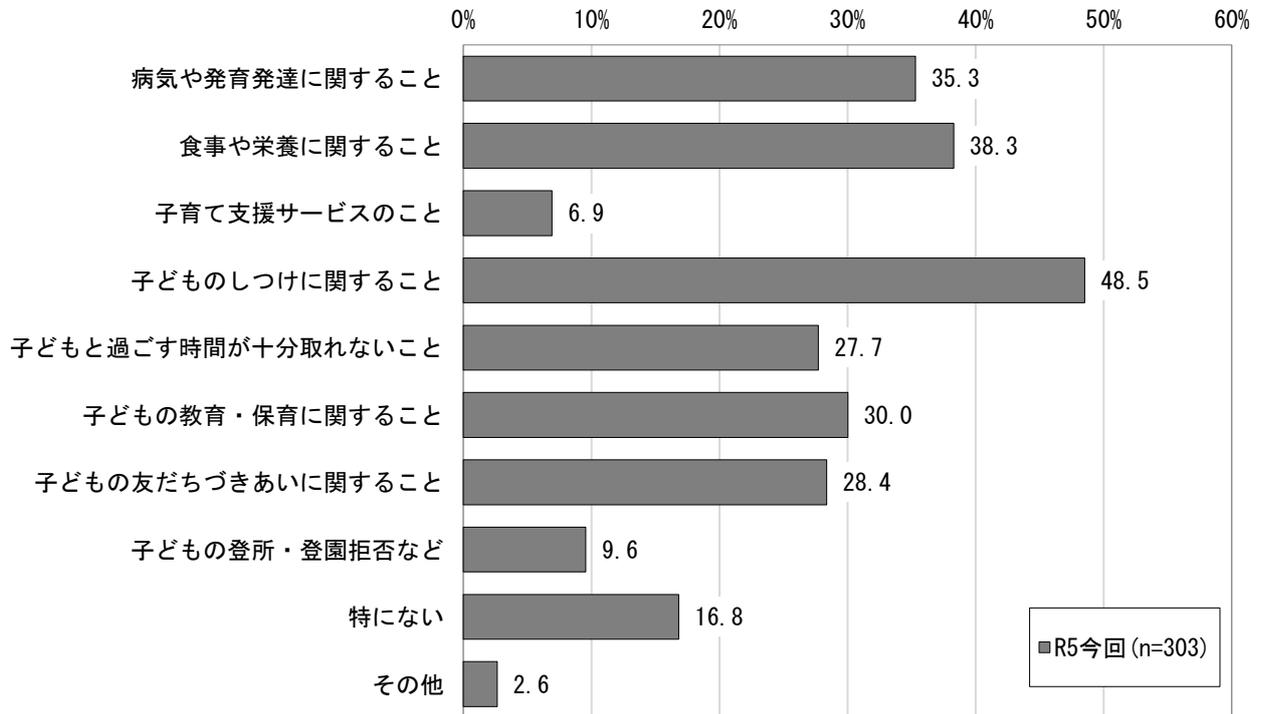
⑧地域における子育ての環境や支援への満足度について

「満足度が普通」とする割合が40.2%で最も高く、次いで「満足度がやや高い」が25.0%となっています。前回の調査と比較すると、「満足度が低い」の割合が増加しています。



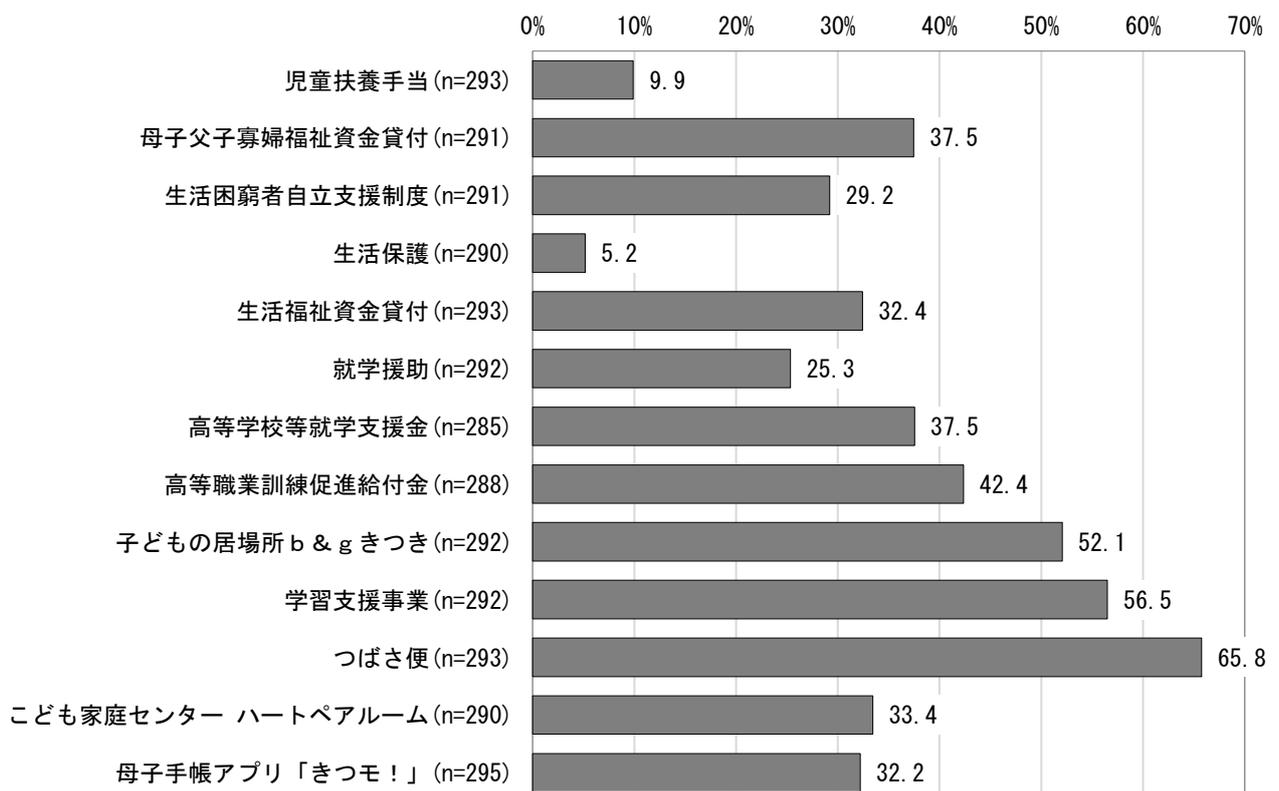
⑨子育てに関して、不安や負担等を感じることについて

「子どものしつけに関すること」とする割合が 48.5%で最も高く、次いで「食事や栄養に関すること」が 38.3%となっています。



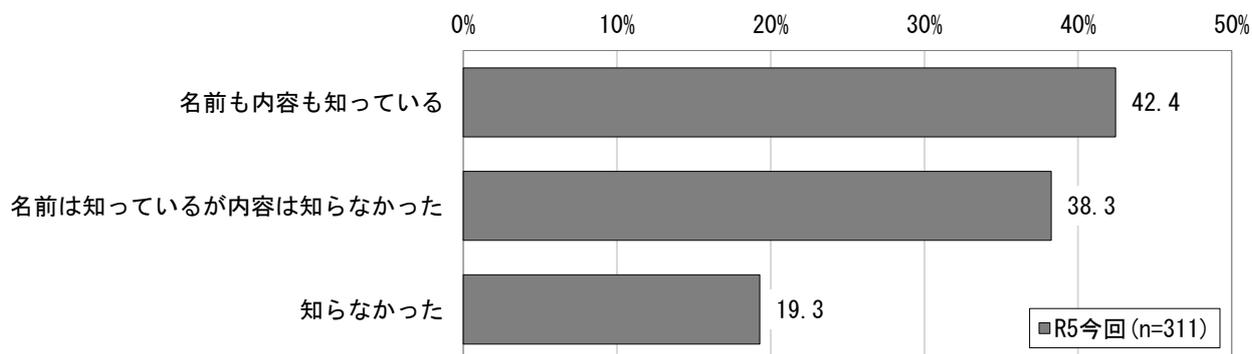
⑩公的支援制度の認識（制度を知らなかった割合）について

子ども・子育て支援に関する公的支援制度のうち、「制度自体を知らなかった」とする割合が、「子どもの居場所b&gきつき」「学習支援事業」及び「つばき便」では 50%超となっています。



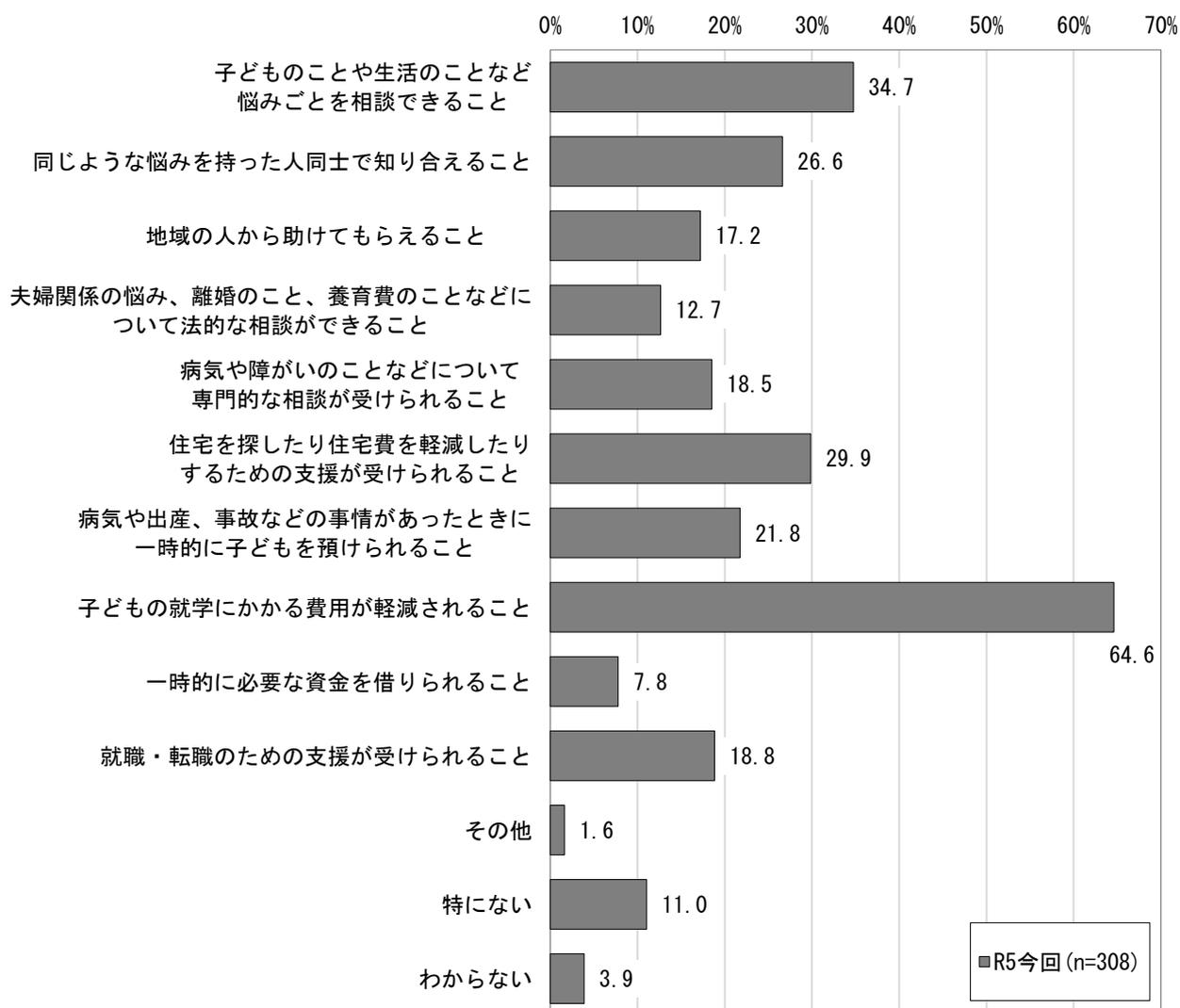
⑪「子どもの権利」の認識について

「名前も内容も知っている」とする割合が 42.4%で最も高く、次いで「名前は知っているが内容は知らなかった」が 38.3%となっています。



⑫現在必要としていること、重要だと思う支援等はどうのようなものかについて

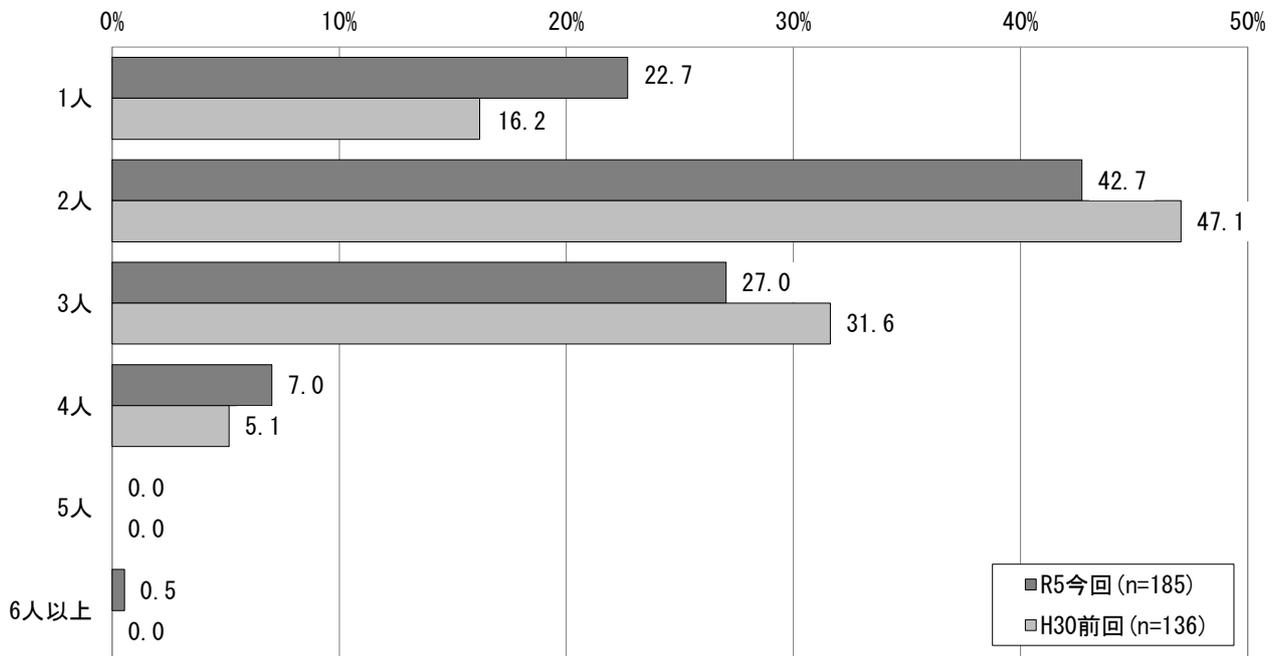
「子どもの就学にかかる費用が軽減されること」とする割合が 64.6%で最も高く、次いで「子どものことや生活のことなど悩みごとを相談できること」が 34.7%となっています。



(8) 小学生の保護者 アンケート結果概要

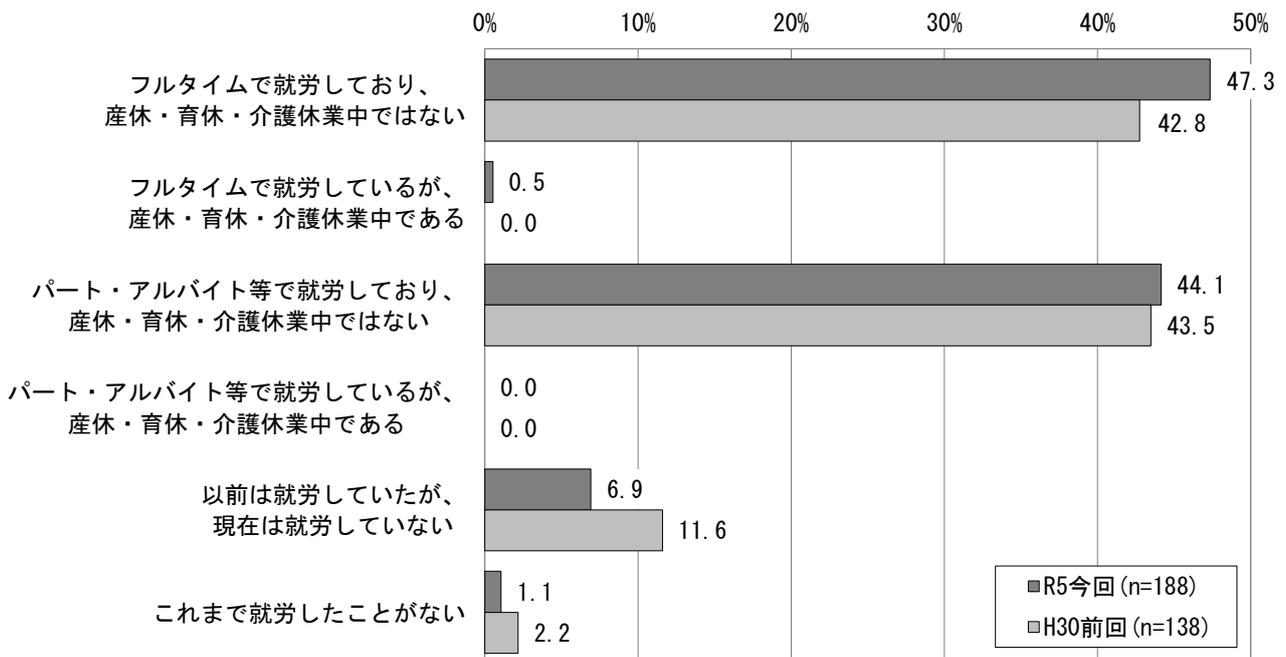
①きょうだいの人数について

「2人」とする割合が 42.7%で最も高く、次いで「3人」が 27.0%となっています。前回の調査と比較すると、「1人」の割合が増加しています。



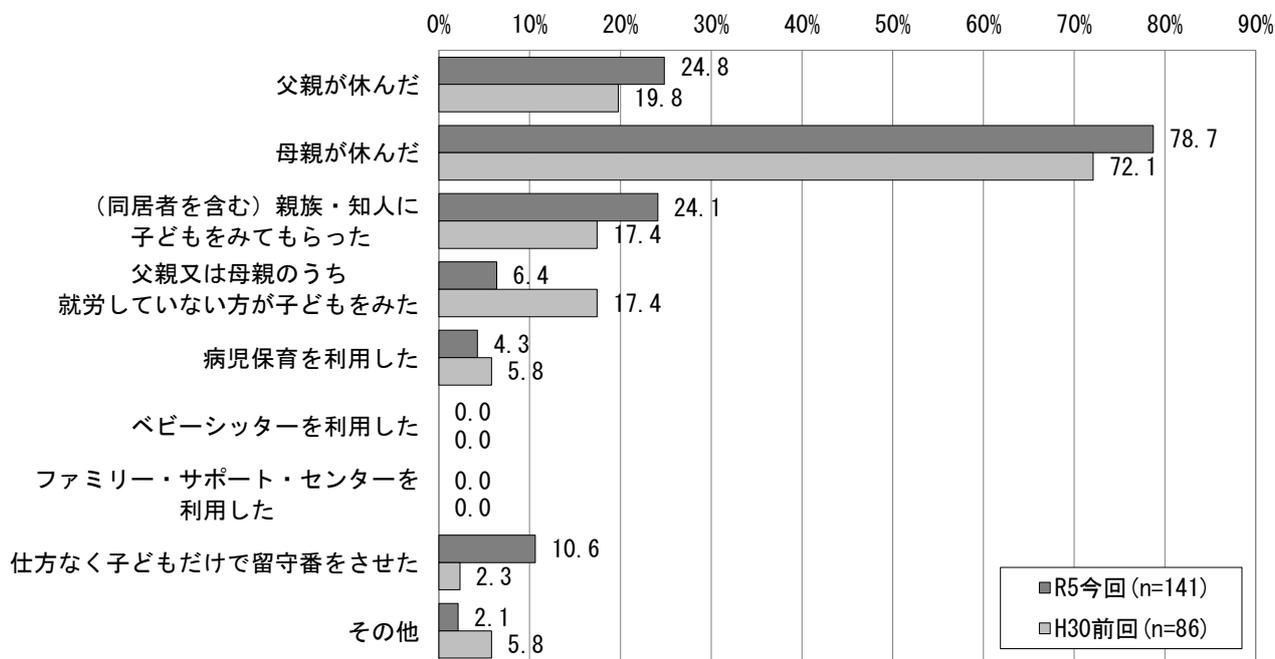
②保護者の現在の就労状況について

「フルタイムで就労しており、産休・育休・介護休業中ではない」とする割合が 47.3%で最も高く、次いで「パート・アルバイト等で就労しており、産休・育休・介護休業中ではない」が 44.1%となっています。前回の調査と比較すると、大きな変化はみられません。



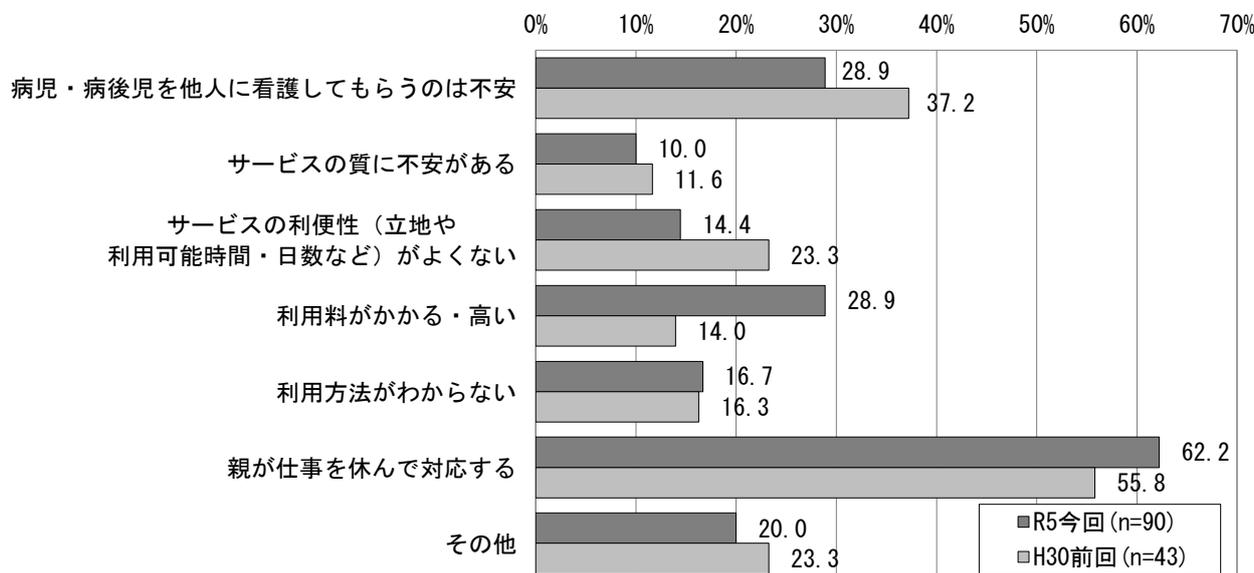
③この1年間に、子どもが病気やケガで通学できなかった際の対処方法について

「母親が休んだ」とする割合が78.7%で最も高く、次いで「父親が休んだ」が24.8%となっています。前回の調査と比較すると、「父親が休んだ」「母親が休んだ」「(同居者を含む)親族・知人に子どもをみてもらった」「仕方なく子どもだけで留守番をさせた」の割合が増加し、「父親又は母親のうち就労していない方が子どもをみた」の割合が減少しています。



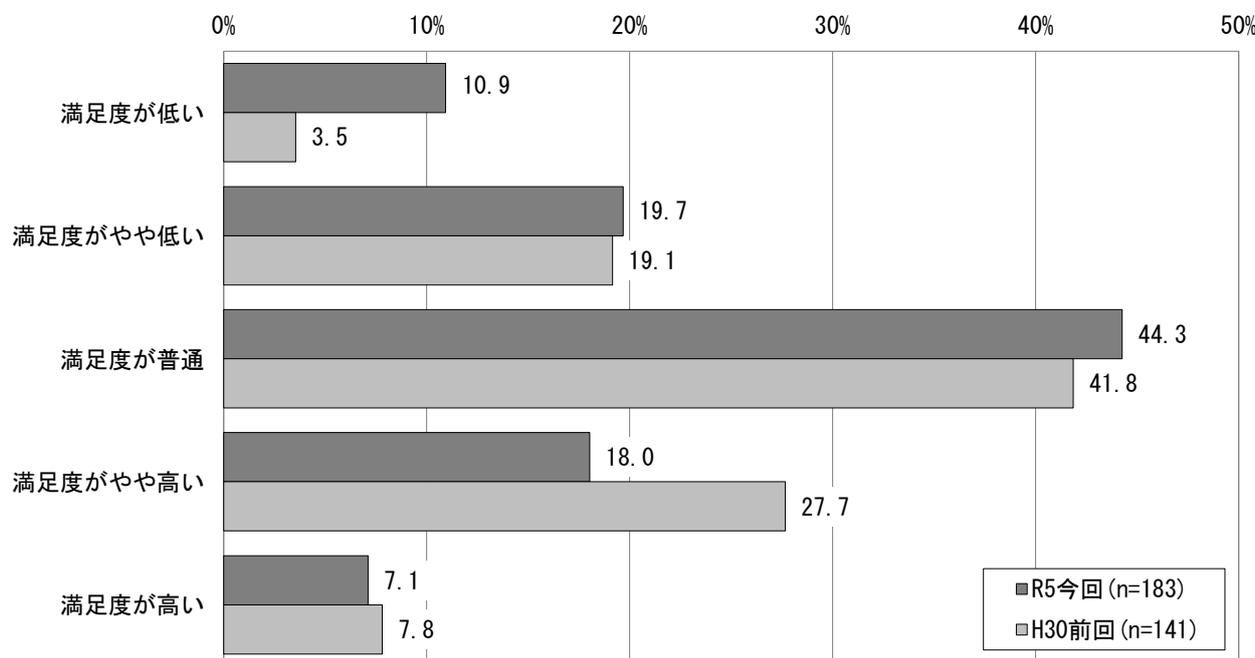
④上記③の対処方法として、「父親が休んだ」「母親が休んだ」のいずれかで対処した方で、その際、「できれば病児のための保育施設等を利用したい」と思われない理由について

「親が仕事を休んで対応する」とする割合が62.2%で最も高く、次いで「病児・病後児を他人に看護してもらうのは不安」が37.2%となっています。前回の調査と比較すると、「利用料がかかる・高い」「親が仕事を休んで対応する」の割合が増加し、「病児・病後児を他人に看護してもらうのは不安」「サービスの利便性(立地や利用可能時間・日数など)がよくない」の割合が減少しています。



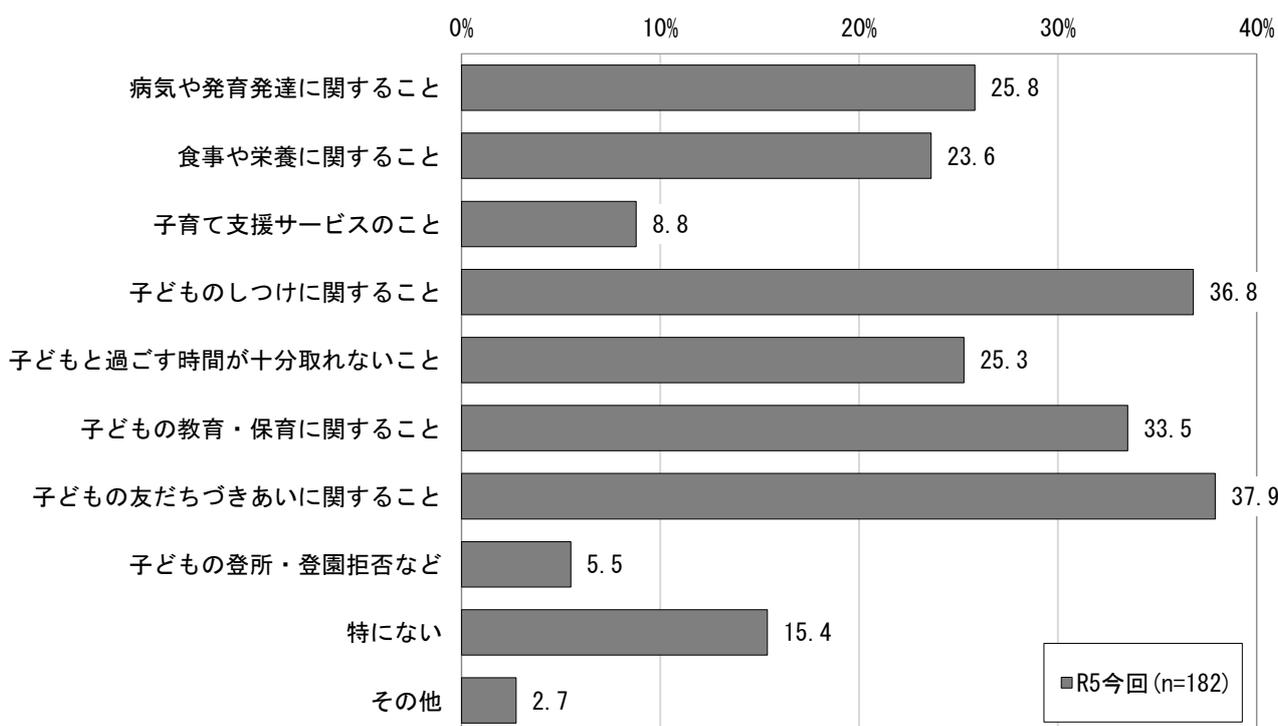
⑤地域における子育ての環境や支援への満足度について

「満足度が普通」とする割合が 44.3%で最も高く、次いで「満足度がやや低い」が 19.7%となっています。前回の調査と比較すると、「満足度が低い」の割合が増加し、「満足度がやや高い」の割合が減少しています。



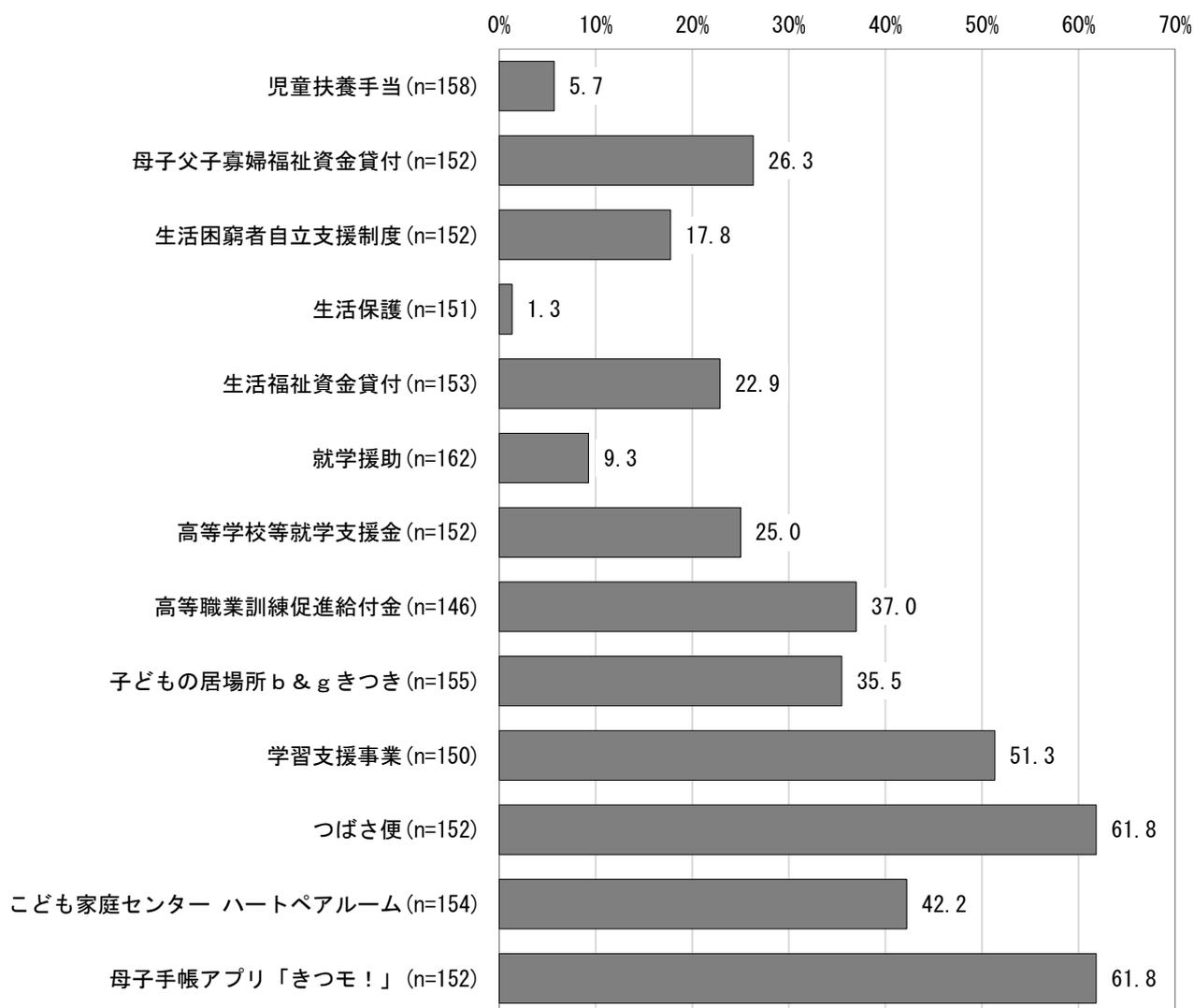
⑥子育てに関して、不安や負担等を感じることにについて

「子どもの友だちづきあいに関すること」とする割合が 37.9%で最も高く、次いで「子どものしつけに関すること」が 36.8%となっています。



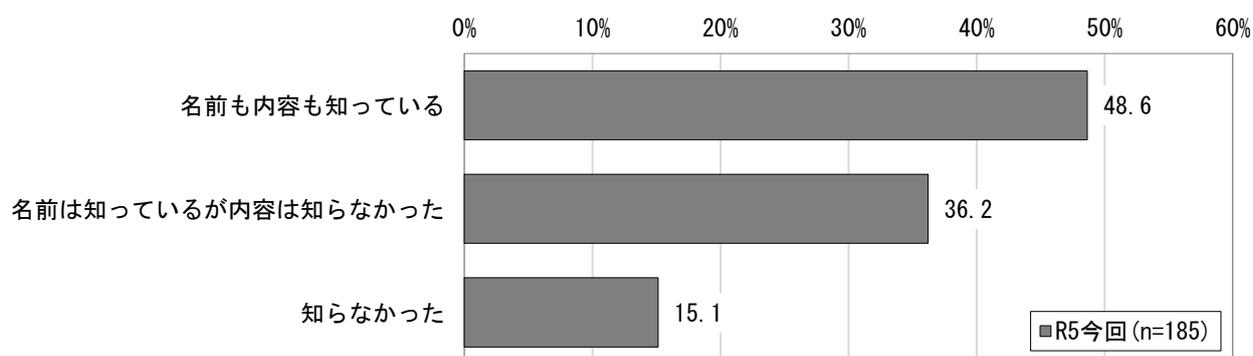
⑦ 公的支援制度の認識（制度を知らなかった割合）について

子ども・子育て支援に関する公的支援制度のうち、「制度自体を知らなかった」とする割合が、「学習支援事業」「つばさ便」及び「母子手帳アプリ「きつモ！」」では50%超となっています。



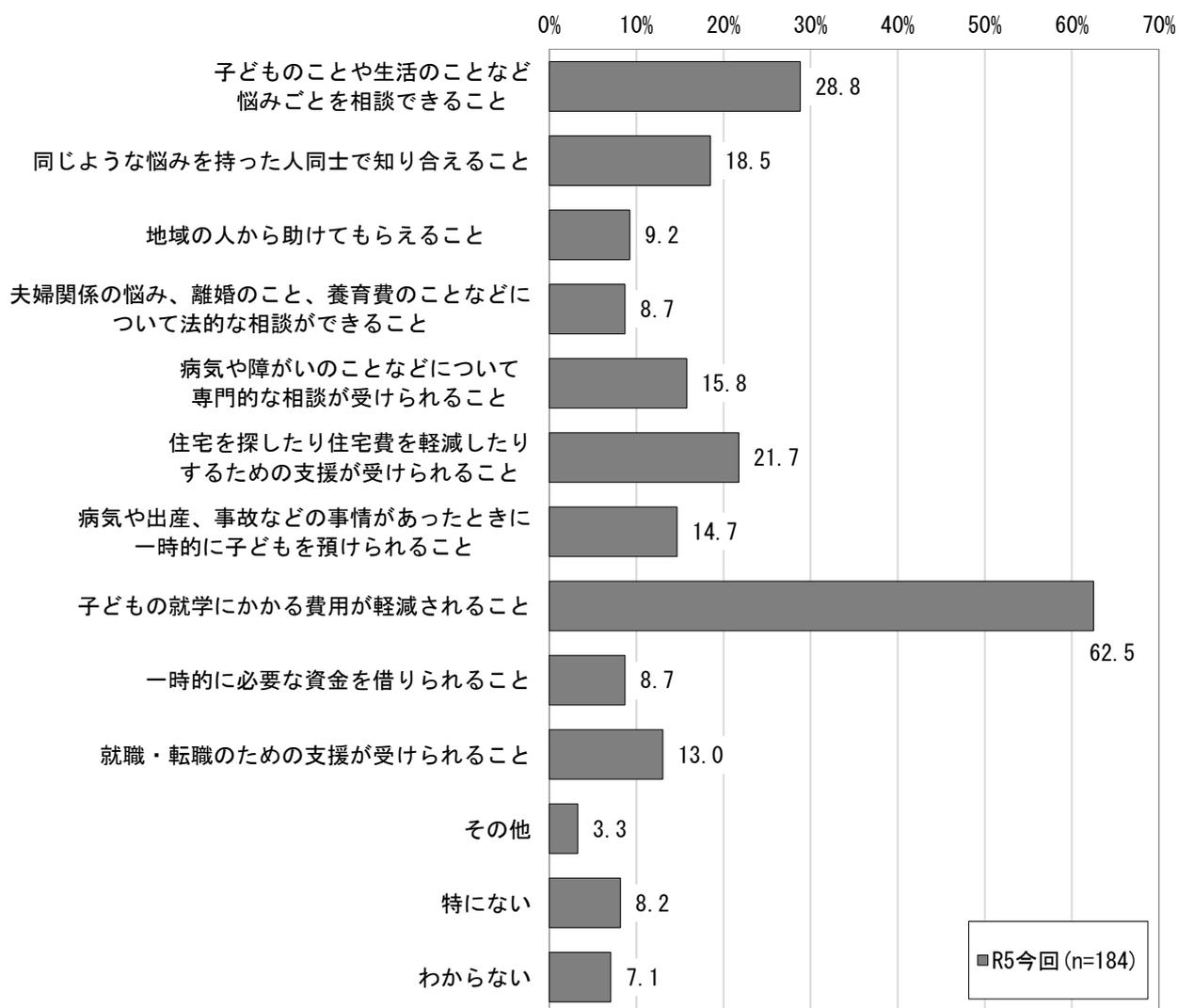
⑧ 「子どもの権利」の認識について

「名前も内容も知っている」とする割合が48.6%で最も高く、次いで「名前は知っているが内容は知らなかった」が36.2%となっています。



⑨現在必要としていること、重要だと思う支援等はどうのようなものかについて

「子どもの就学にかかる費用が軽減されること」とする割合が 62.5%で最も高く、次いで「子どものことや生活のことなど悩みごとを相談できること」が 28.8%となっています。



4 高校生向けアンケート調査の結果

(1) 調査の目的

こども計画で規定する、こども・若者施策の策定に当たって、こども・若者の意見を施策に反映するために実施しました。

(2) 調査の期間

令和6(2024)年7月に調査を実施しました。

(3) 調査の対象者

杵築高校の1・2年生 398 名を対象に実施しました。

(4) 調査の方法

WEB 回答による無記名回答方式により調査しました。

(5) 回収状況

回答件数は 364 名であり、91.5%の回収率でした。

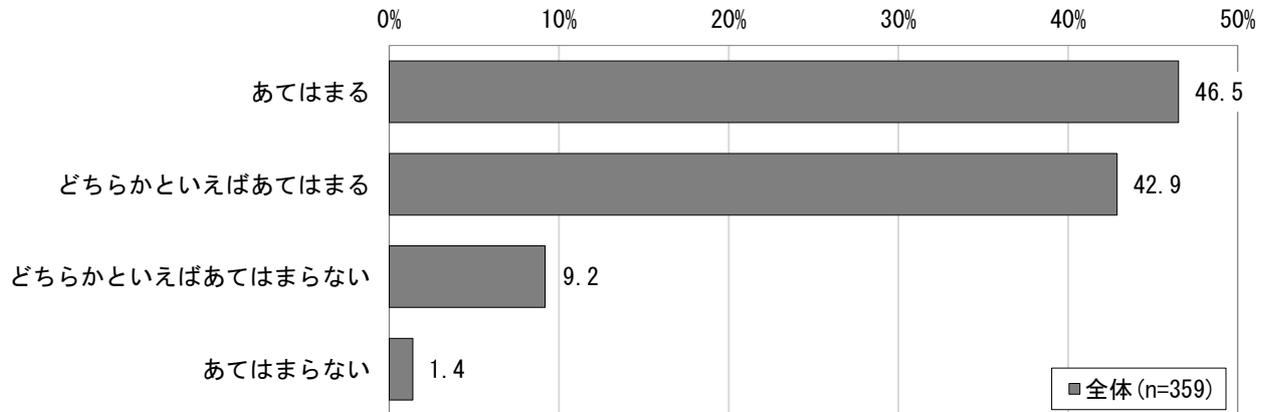
(6) 調査結果の表記及び注意点

- ・回答結果の割合「%」は、有効サンプル数に対し、それぞれの回答数の割合を小数点以下第二位で四捨五入したものです。そのため、単数回答(複数の選択肢から1つの選択肢を選ぶ方式)であっても合計値が100%にならない場合があります。
- ・図表中の「n」(number of case)は、集計対象者総数(あるいは回答者限定設問の限定条件に該当する者)を表します。
- ・各設問のグラフとコメントには、無効回答は含まれていません。
- ・設問の選択肢が長文の場合は、レイアウトの都合上、簡略化したり省略して表記したりしている場合があります。

(7) 高校生向けアンケート結果の概要

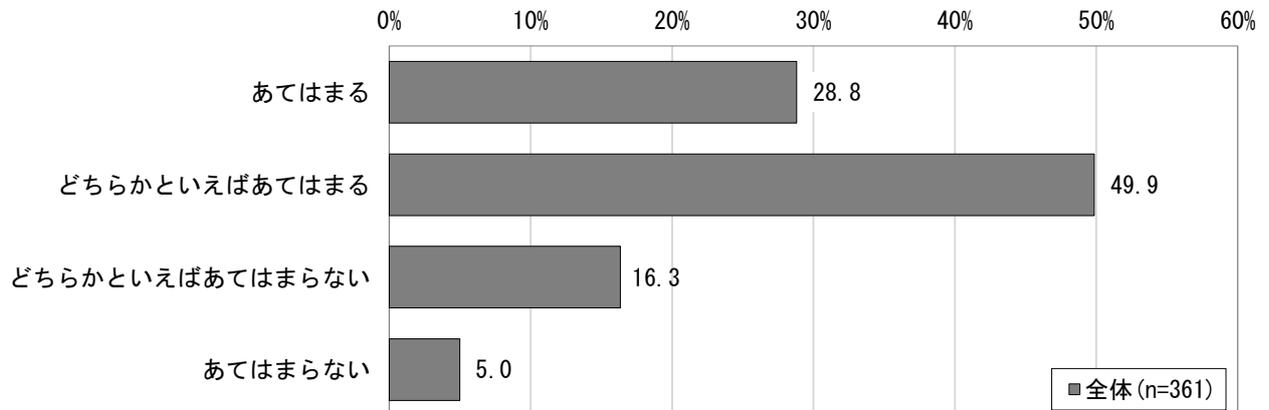
①今、自分が幸せだと思うかについて

「あてはまる」とする割合が46.5%で最も高く、次いで「どちらかといえばあてはまる」が42.9%となっています。



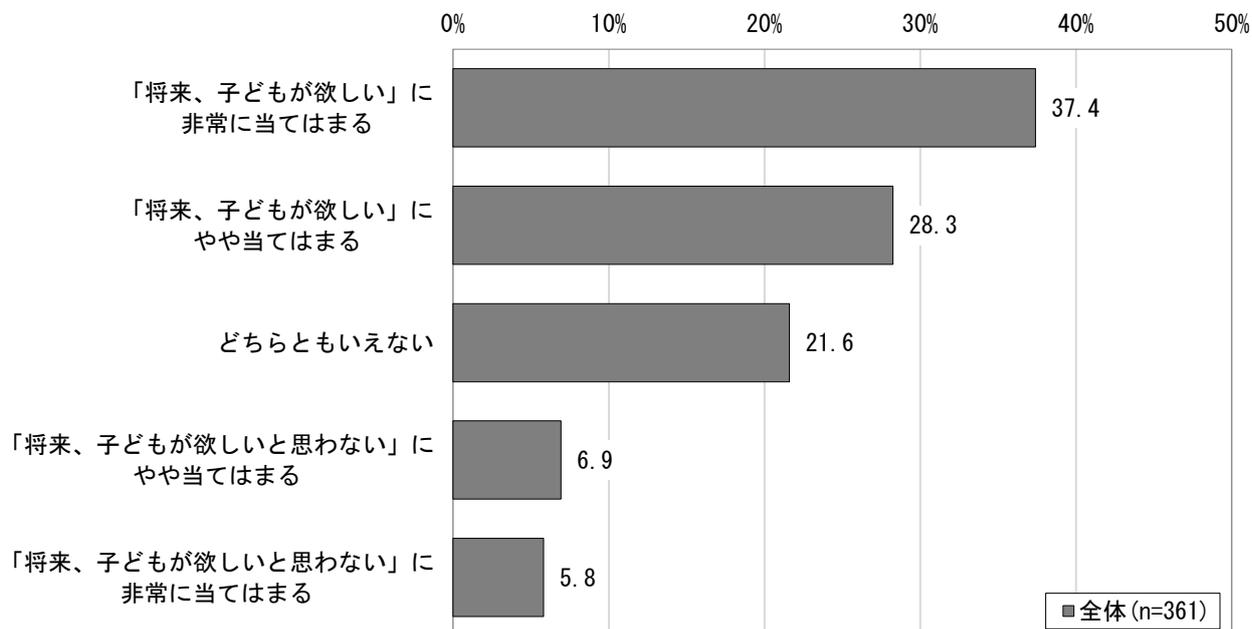
②自分の将来について明るい希望を持っているかについて

「どちらかといえばあてはまる」とする割合が49.9%で最も高く、次いで「あてはまる」が28.8%となっています。



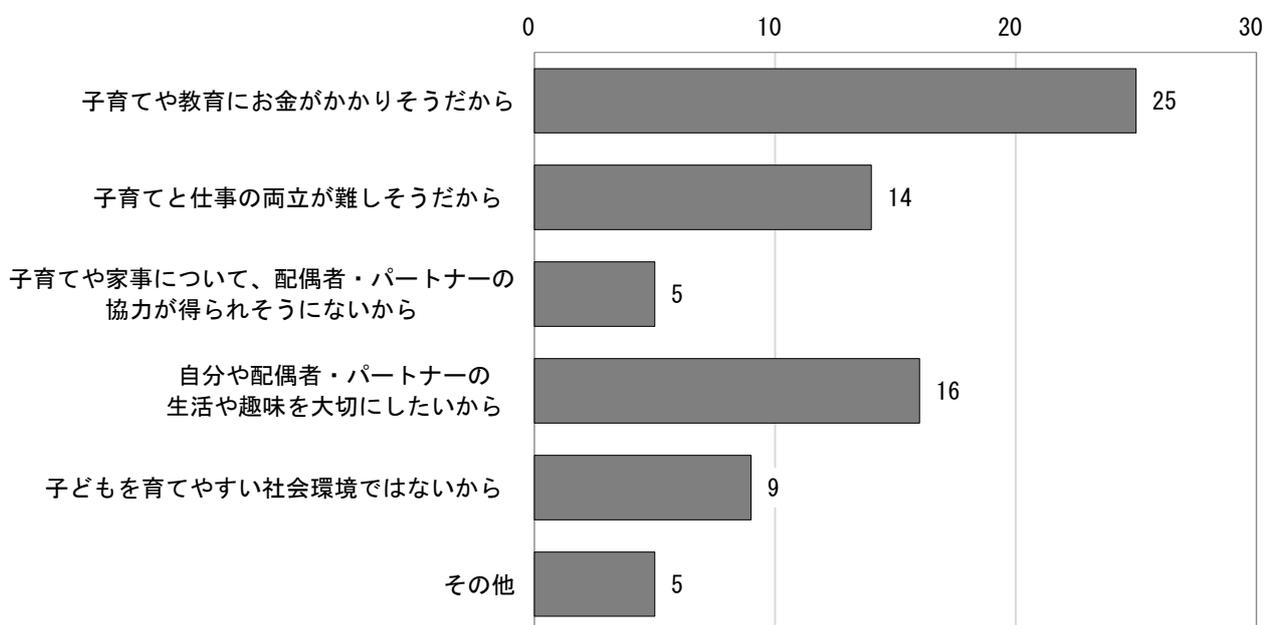
③将来子どもが欲しいと思うかについて

『将来、子どもが欲しい』に非常に当てはまる」とする割合が 37.4%で最も高く、次いで『将来、子どもが欲しい』にやや当てはまる」が 28.3%となっています。



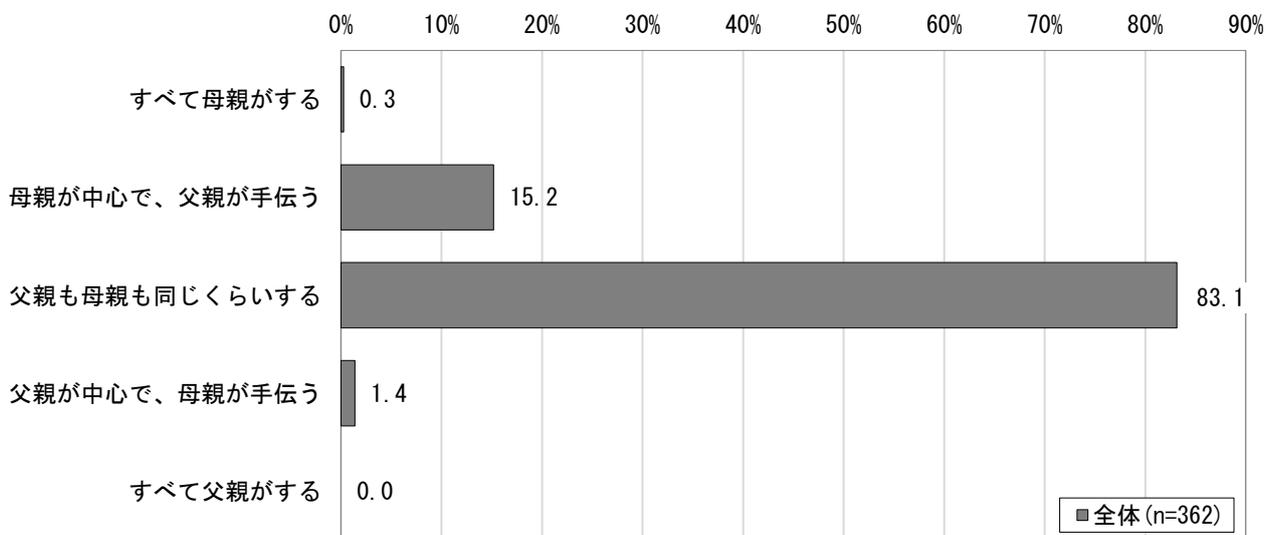
④子どもが欲しいと思わない理由について

「子育てや教育にお金がかかりそうだから」が 25 件で最も多く、次いで「自分や配偶者・パートナーの生活や趣味を大切にしたいから」が 16 件となっています。



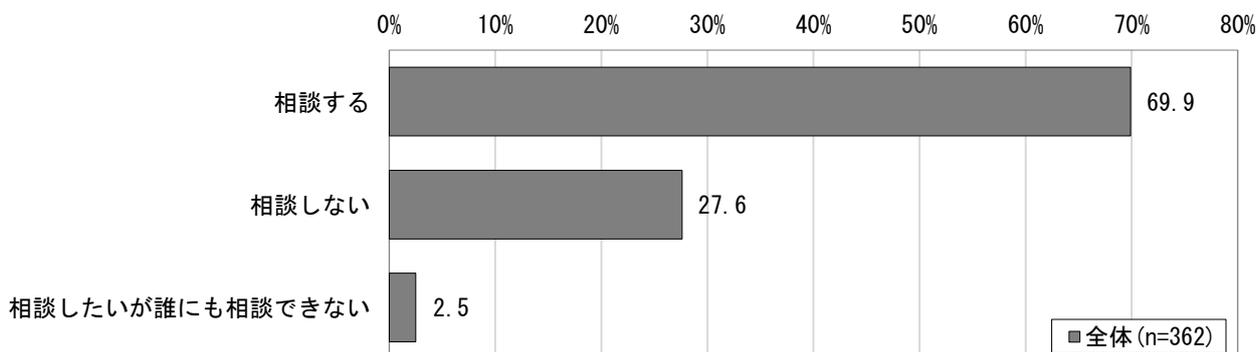
⑤子どもができた時の子育ての分担について

「父親も母親も同じくらいする」とする割合が 83.1%で最も高く、次いで「母親が中心で、父親が手伝える」が 15.2%となっています。



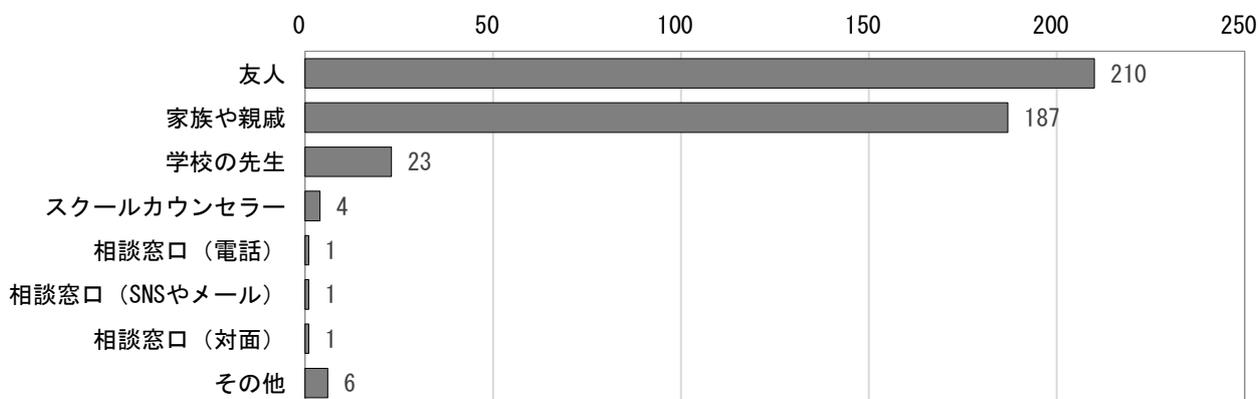
⑥物事がうまくいかずに落ち込んだ時、誰かに相談するかについて

「相談する」とする割合が 69.9%で最も高く、次いで「相談しない」が 27.6%となっています。



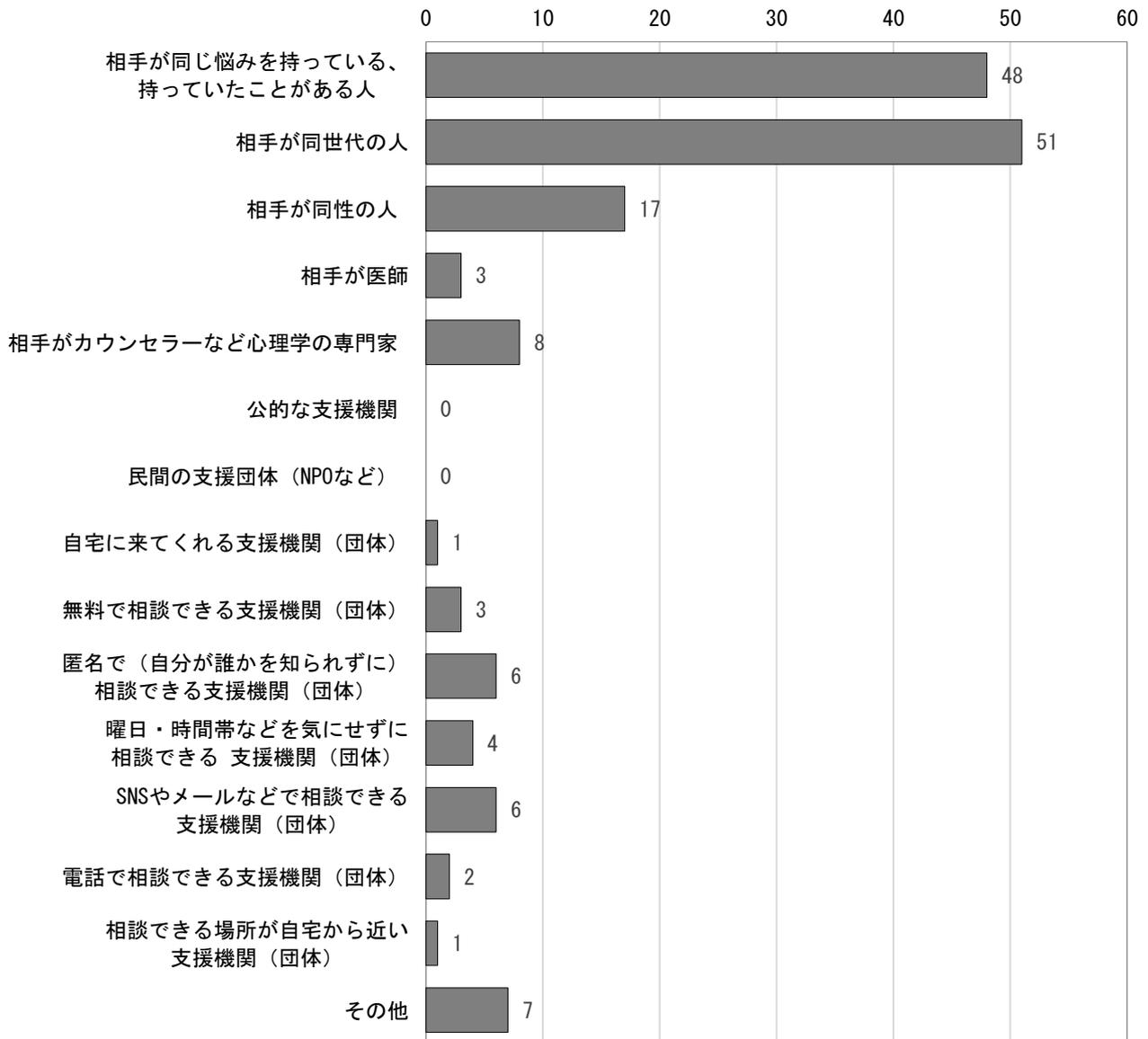
⑦誰に相談するかについて

「友人」が 210 件で最も多く、次いで「家族や親戚」が 187 件となっています。



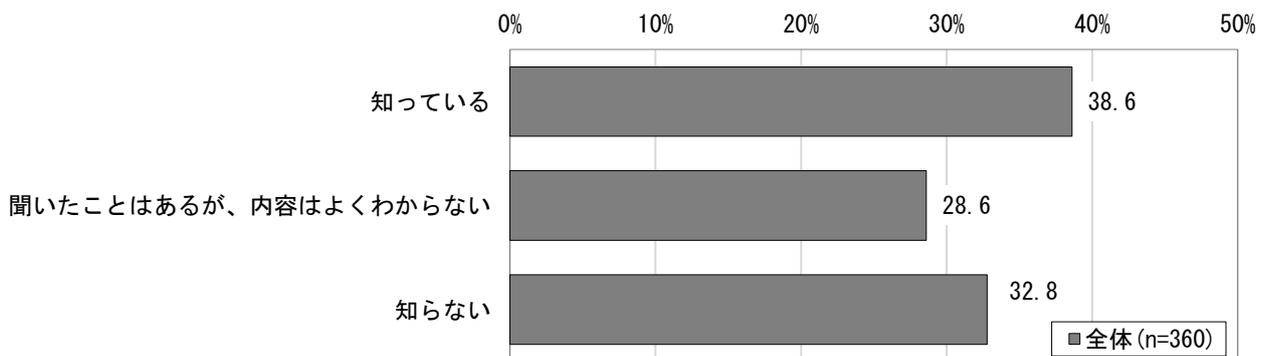
⑧どんな人に相談したいかについて

「相手が同世代の人」が 51 件で最も多く、次いで「相手と同じ悩みを持っている、持っていたことがある人」が 48 件となっています。



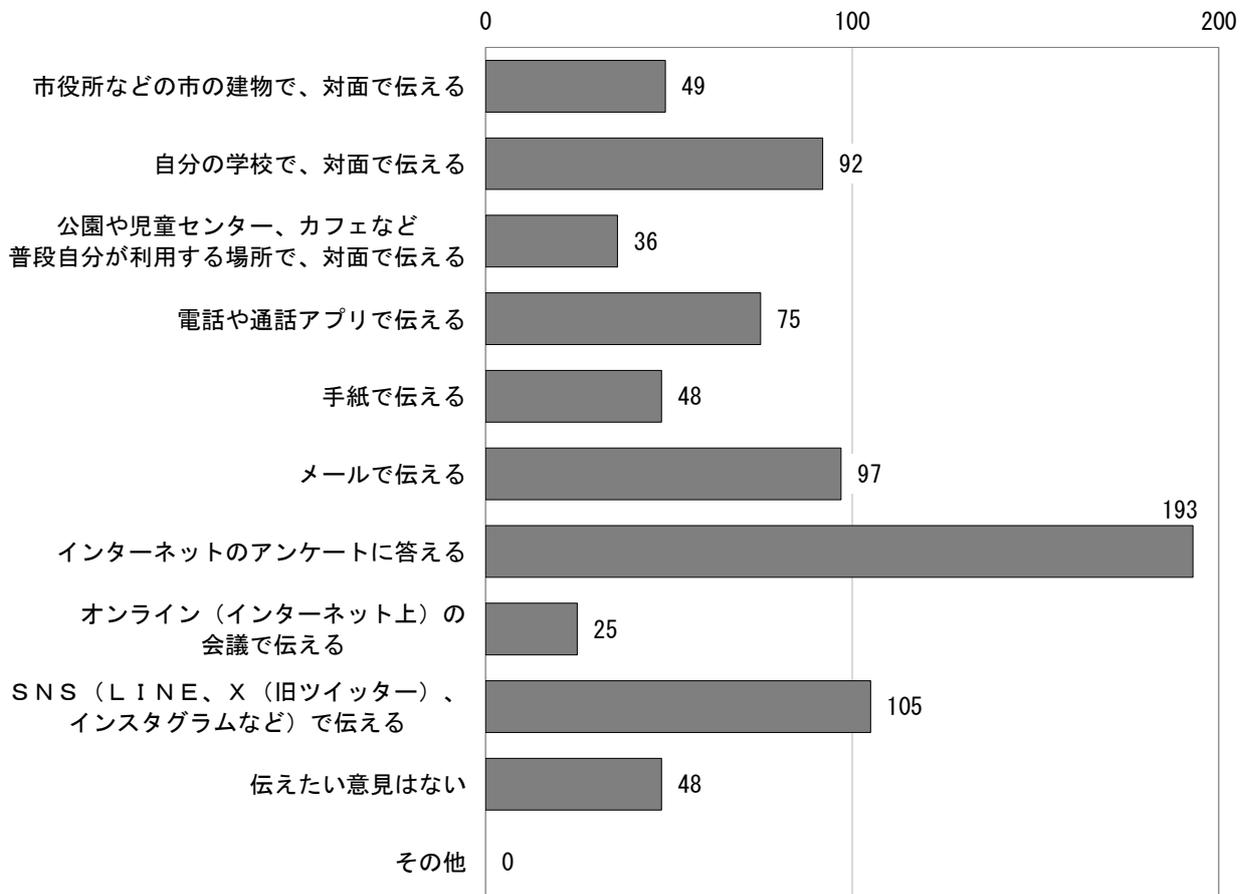
⑨子どもの意見を表明する権利の認識について

「知っている」とする割合が 38.6%で最も高く、次いで「知らない」が 32.8%となっています。



⑩どんな方法や手段があれば、市（市役所）に対して、自分の意見を伝えやすいと思うかについて

「インターネットのアンケートに答える」が 193 件で最も多く、次いで「SNS(LINE、X(旧ツイッター)、インスタグラムなど)で伝える」が 105 件となっています。



第3章 計画の基本的な考え方

1 基本理念

前計画では、本市の子ども・子育て支援事業の目指す方向性として、第2次杵築市総合計画に掲げていた6つの方針のうちの一つから、“ひとが育ち輝くまちづくり”を基本理念とし、“子どもの輝き”、“家庭の輝き”、“地域の輝き”を目標としていました。

本計画では、こども大綱の方針等を踏まえた上で、「こどもまんなか社会」実現の一助とするべく、「全てのこどもが『健』やかに育ち、全ての親が『幸』せに子育てを楽しむことができるまち」を基本理念とします。

次代の社会を担う全てのこどもが、生涯にわたる人格形成の基礎を築き、自立した個人として等しく健やかに成長することができ、心身の状況、置かれている環境等にかかわらず、その権利の擁護が図られ、親子ともに将来にわたって幸せに過ごすことができる社会を目指します。

2 基本方針

基本理念を踏まえ、本市において子育て支援の方向性として次の3つを基本方針とします。

(1) こどもの育ちとウェルビーイングの向上に向けた取組の充実

安心してこどもを生み育てることができるよう、妊娠・出産に関する正しい知識の普及や相談体制の強化を図り、産前産後から子育て期を通じた切れ目のない母子保健施策を推進していきます。

こどもの成長過程に応じた質の高い幼児教育・保育や学校教育、社会教育の充実を図り、こどもの「生きる力」を育む学びを推進します。

若い世代が自分らしく社会生活を送ることができ、仕事と生活を調和させながら、希望と意欲に応じて社会で活躍でき、将来にわたって幸せな状態で過ごせるための取組を推進します。

(2) こどもの成長過程全体を通じた支援の推進（ライフステージ全般）

こどもが健やかに育ち、自分らしく社会生活を送ることができるよう、全ての成長過程において、こどもの権利を保障するとともに良好な成育環境の確保に努めます。また、支援対象児童等やヤングケアラ一等様々な支援が必要なこどもや家庭へのきめ細やかな支援に取り組みます。

(3) 子育て当事者が安心して子育てすることができる環境づくりの推進(子育て当事者)

こどもが家庭において心身ともに健やかに養育されるには、保護者の子育てに対する不安やストレスが解消され、子育ての喜びを感じ、こどものよりよい育ちを実現するための子育て支援が必要です。そのため子育てに係る経済的支援だけでなく、相談機能を充実させるとともに、子育て当事者に必要な情報が届けられるよう広報の充実を図ります。また、子育て当事者のニーズに応じたサービスを提供しながら、仕事と子育てを両立できる環境づくりや子育て当事者の「健幸」づくりを推進し、子育てしやすい環境をつくります。

3 杵築市における主な課題

(1) こどもの健やかな育ちへの支援の充実

アンケート調査結果から、3割以上の保護者が、「こどもの教育・保育に関すること」に不安や負担を感じていると回答しています。

幼児期は、生涯にわたる人間形成の基礎が培われる極めて重要な時期です。幼稚園・保育園・認定こども園等で、こどもたちが安全安心に過ごしながらか発達に応じた質の高い教育・保育を受け、小学校教育へ円滑につながっていく取組が必要です。

また、学童期・思春期は身体も心も大きく成長する時期であり、自己肯定感や道徳性、社会性を形成する大事な時期です。こどもが、安全安心な環境で小さな失敗を経験しながら、直面する課題に全力で取り組んで達成する成功体験を重ね、自己肯定感を高めることができる環境づくりが重要です。

(2) 安全安心に過ごせる居場所の整備

妊産婦や乳幼児、こども連れの人をはじめ、障がいのある人や高齢者等が気軽に外出し、安全安心に過ごせる公園や遊び場のある地域は、誰にとっても住みやすい地域です。

これまでも、天候にかかわらず誰もがいつでも自由に遊べる居場所の確保を検討してきましたが、本計画策定時点では整備の目途が立ってはいません。

しかし、安心できる遊び場の整備は、子ども・子育て支援事業の分野に止まらず、本市全体の課題であると認識しています。今後は、福祉事務所だけではなく本市の他部門との連携を強化しながら、場所の確保や設備の充実を実現できるよう、取組を進めていく必要があります。

(3) 多様なニーズに応じた子育て支援の推進

近年、ひとり親世帯数の増加や、女性の社会進出の推進もあり、子育て家庭の実情に応じた多様なサービスの形態が求められています。子育て支援サービスは、利用者の生活実態及び意向を十分に踏まえることが重要です。

本市においては、それらの状況に対応して、教育・保育施設で実施される延長保育事業や一時預かり事業(幼稚園での預かり保育を含む)等の事業を実施してきました。

今後も、教育・保育施設との連携を図りながら、利用者の多様なニーズに対応した子育て支援サービスの提供が必要です。

(4) 子育て家庭への経済的支援の充実

アンケート調査結果から、現在必要としていること、重要だと思う支援について6割強の保護者が「子どもの就学にかかる費用の軽減」との回答がありました。こどもが生まれてから成人するまでには保育料や教育費等、こども一人あたりにかかる費用が大きく、子育て家庭への経済的支援が求められています。

本市においては、令和5(2023)年度から保育料の完全無償化や高校生世代までの医療費の無償化、小学校及び中学校入学祝金の実施等の経済的支援を実施しました。今後も引き続き、教育等にかかる費用の負担軽減について検討を進めていく必要があります。

(5) 相談・情報提供体制の充実

少子高齢化・核家族化の進行や地域社会の変化に伴い、身近な地域に相談できる相手がいない等、子育てへの不安や負担が増大しています。アンケート調査結果でも、「子どものしつけ」に関する不安や負担を感じるとの回答が多く、子育ての不安や負担を軽減し、楽しみや喜びを感じられるよう、子育てに関する相談や適切な情報提供がより一層重要となります。

そのため、保護者が子育てについて不安や負担を抱えこむことなく、身近な所で相談しやすい環境を整備するとともに、専門的または深刻な相談にも対応できるよう相談窓口の体制を充実させる必要があります。

また、保護者が必要としている子育て支援情報が届けられるよう、こども園や子育て支援センター等の関係機関と連携を図りながら SNS 等を活用した積極的な情報発信が必要です。

(6) 政策決定過程へのこどもの参画推進

まちづくりは未来を創ることとはいえ、これからの社会をつくっていくこどもたちの意見を取り入れ、市政やまちづくりに反映していくことが、よりよい杵築市へとつながります。そのために、こどもたちに参画と自覚を促し、大人とともに課題解決ができることを実践し、少しでもあったとしても自分で変えることができたという実感を得ていくことが求められます。

こどもたちが率直な意見を表明しやすいように、市の公式ウェブサイト等を活用しながら、スマートフォンやタブレット等を用いて簡単に意見を伝えられるような環境を整備していくことに加え、こどもがまちづくりに参画できる場の提供が必要です。



4

施策の体系図

全てのこどもが「健」やかに育ち、
全ての親が「幸」せに子育て・子育てを楽しむことができるまち

基本方針	支援対象等	施策方針	施策項目	
(1) こどもの育ちとウェルビーイングの向上に向けた取組の充実	幼児期 （誕生前）	①妊娠・出産・育児の切れ目ない支援の充実	妊娠を希望する方への支援の充実 妊産婦への母子保健施策の推進 乳幼児期における母子保健施策の推進	
		②質の高い幼児教育・保育の充実	幼児教育・保育の充実及び職員の資質向上の推進 小学校への円滑な接続の推進	
	学童・思春期	①こどもが安全安心に過ごせる居場所づくりの推進	こどもの居場所づくりの推進	
		②成長、発達にあった学習や活動機会の提供	学力の育成と学びに向かう力の育成の推進 豊かな心と健やかな体の育成の推進	
		③地域との連携による多様な活動の充実	学校・家庭・地域が連携したこどもへの「協育」の推進	
		④いじめの防止・不登校のこどもへの支援の推進	いじめの防止・不登校のこどもへの支援の推進	
	青年期	①こども・若者の自立に向けた取組の推進	自ら学び行動する力の育成の推進 若者の就労支援等の推進	
		②結婚を希望する若者への支援	婚活・少子化対策の推進	
	全体を通じた支援の推進	ライフステージを通じた取組	①こども・若者の権利を保障する取組の充実	こども・若者に対する周知及び意見表明の機会の確保 社会全体に対する周知・広報の推進
			②貧困に対するこども・若者への支援の充実	質の高い教育を受けるための支援 生活の安定に資するための支援 職業生活の安定と向上のための就労支援 支援が必要な世帯への経済的支援 ひとり親家庭への支援
			③障がいのあるこどもに対する支援の推進	発達の悩みを抱えるこどもの早期発見・把握の取組 障がいのあるこども・家族への支援
			④虐待からこども・若者を守る取組の推進	発生予防・早期発見の取組の充実 発生後の対応の充実 ヤングケアラーへの支援
⑤こども・若者の自殺対策、犯罪から守る取組の充実			こども・若者の自殺対策の推進 こども・若者を犯罪から守る取組の充実	
(3) 子育て当事者が安心して子育てできる環境づくりの推進	子育て当事者への支援	①子育て相談や子育てに関する情報提供の充実	子育てに関する相談体制の推進 子育てに関する情報発信の推進	
		②多様なニーズに応じた子育て支援サービスの推進	地域の子育て支援サービスの推進	
		③子育ての経済的負担の軽減	教育・保育に関する経済的負担の軽減 子育てに係る経済的負担の軽減 医療に係る経済的負担の軽減	
		④男女共同参画社会、ワーク・ライフ・バランスの推進	仕事と家庭の両立支援の推進	
		⑤子育てにやさしいまちづくりの推進	住環境整備の推進	
		⑥妊娠期から子育て期までの「健幸」づくりの推進	保護者の健康づくりの推進 保護者の育児不安・子育ての孤立予防の推進	

第4章 施策の展開

1 誕生～幼児期

(1) 妊娠・出産・育児の切れ目ない支援の充実

核家族化が進み、地域のつながりも希薄となる中で、孤立感や不安感を抱える妊婦や子育て世帯は、少なくありません。

妊産婦や乳幼児等へは母子保健分野と子育て支援分野の両面から支援が実施されている一方で、支援に多くの関係者がかかわることから、関係機関同士の十分な情報共有や連携により包括的なアセスメントによる支援が求められています

今後も、こども家庭センター(ハートペアルーム)を中心として、妊産婦・乳幼児の状況を継続的・包括的に把握し、妊産婦や保護者の相談に対応するとともに、さらなる関係機関との適切な情報共有に努め、切れ目ない支援を提供していきます。

①妊娠を希望する方への支援の充実

こどもを望む人がこどもを持てるよう応援する取組を行うとともに、非妊娠時からの健康な体づくりの啓発や疾病予防に取り組みます。

施策名称	施策内容	担当
不妊治療費助成	不妊治療は、令和4(2022)年4月から保険適用となりましたが、一回の治療費が高額となることも多く、また先進医療等実費負担の治療もあり、経済負担から治療を諦めてしまうことも少なくありません。こどもを持ちたいという方の希望を後押しすることを目的に、自己負担額の一部を助成します。	福祉事務所
不妊治療受診時の一時預かり事業利用料の助成	不妊治療のための受診は精神的にも負担がかかるものであり、特に2人目以降の不妊治療に対して乳幼児を連れての受診がしづらいことがあることから、不妊治療の受診時における、こどもの一時預かり事業利用についての費用を免除します。	福祉事務所
成人風しん予防接種費用の助成	妊娠初期の女性が風しんに感染すると、先天性風しん症候群の赤ちゃんが生まれてくる可能性が高くなります。そのため、妊娠した女性の配偶者及び妊娠を希望する女性に対して、ワクチン接種費用の助成を行い、妊婦の感染を防ぐ取組を行います。	健康長寿 あんしん課

②妊産婦への母子保健施策の推進

「こどもの育ちや子育てが多くの人に支えられている」と実感できるよう、妊娠・出産・育児期等のライフステージごとに、適切な相談体制を整え、利用可能な医療・保健・福祉サービス等の情報提供を行うとともに多くの人が支え合いながら、こどもの育ちや子育てに取り組んでいきます。

施策名称	施策内容	担当
妊婦・産婦健康診査・新生児聴覚検査	安全な妊娠・出産、安心して育児のスタートを切るために、妊婦健康診査及び産婦健康診査の費用を一部助成します。また、先天性難聴の早期発見のため、新生児聴覚検査にかかる費用の助成を行います。	福祉事務所
ママパクラス（妊娠期の両親教室）	妊娠中の身体の変化、出産及び育児について学び、出産後に必要となる育児技術や心構えについての習得機会を提供します。少子化や核家族化で、こどもとかわったことがないママ親になる方も多いため、特に第1子妊娠中の父母に知っていただきたいプログラムを実施します。	福祉事務所
育児等保健指導事業（ペリネイタルビジット）	妊産婦が持つ育児不安の解消のため、産婦人科医と小児科医の連携のもと、小児科医によって育児に対する保健指導を受ける機会を提供します。産婦人科医が妊婦健康診査等の受診時に必要と認めた場合に、小児科医を紹介します。小児科医は育児不安の解消につながるよう育児に対する指導を行います。産婦人科医、小児科医の指示により、本市の保健師等が継続フォローを実施します。	福祉事務所
プレママ相談	妊娠7～8か月頃、妊婦全員に対するアンケート調査を実施し、そこで希望する妊婦や、必要があると判断した妊婦に対して、保健師が相談や保健指導を行います。	福祉事務所
妊婦のための支援給付	妊娠・出産した妊産婦等に対して、出産育児用品の購入等の経済的支援を目的に現金給付を行います。	福祉事務所
妊婦等包括相談支援事業	妊産婦を対象に保健師による面談を行い、出産・育児に関しての情報提供や相談に応じ、必要な支援につなげる事業です。妊娠期からの切れ目のない支援を実施するため母子健康手帳交付時や出産後の乳児家庭全戸訪問時に面談を行い、妊娠7～8か月頃にはアンケートにて状況を把握します。必要に応じて電話や対面で相談を行い、困りを抱えている妊産婦への支援を行います。	福祉事務所

③乳幼児期における母子保健施策の推進

成長発達が著しく、常に変化していく乳幼児期の心身の発達と保護者の充実した子育て期を応援するために、保健指導や情報提供、相談支援に努めます。

施策名称	施策内容	担当
乳幼児健診	乳幼児の疾病の早期発見、早期治療のため乳幼児健康診査を集団にて行います（4・5か月児健診、1歳6か月児健診、2歳児歯科健診及び3歳児健診）。また、1か月児健診を医療機関で受診できるよう費用を助成します。集団健診の際には、医師の診察に加えて、管理栄養士による栄養指導（相談）、歯科衛生士によるブラッシング指導とフッ化物塗布、保健師による育児相談等、相談機能を充実させます。4・5か月児健診においては、ブックスタートを実施し、親子の愛着形成等、健やかな育児の導入を図ります。健診未受診者には声掛けを行い、受診率の向上を目指します。	福祉事務所
乳児家庭全戸訪問事業（こんにちは赤ちゃん訪問）	生後4か月までの乳児がいる全ての家庭を訪問し、保護者の様々な不安や悩みを聞き、子育て支援に関する情報提供を行うとともに、親子の心身の状況や養育環境等の把握や助言を行います。支援が必要な家庭に対しては適切なサービス提供につなげます。	福祉事務所
産後ケア事業	産後の母親の身体的回復及び心理的な安定を促進するとともに、母親自身がセルフケア能力を育み、健やかな育児ができるよう支援するために、産科医療機関等で母親への相談や授乳指導、必要に応じて休養させる等のケアを行います。利用前後には効果的な利用やその他の支援のために保健師が母親と面談します。	福祉事務所
すくすく広場（乳児相談会）	生後12か月までの乳児は成長が著しく常に変化していくため、保護者の育児不安の解消や育児力の向上、孤立予防等のため、子育て支援センターにて相談会を実施し、赤ちゃんの成長発達の確認や、保護者への情報提供等を行います。同じ年代の保護者同士で知り合いになることができ、また子育て支援センターで実施することにより、その後の支援センター利用がしやすくなる効果も期待できます。	福祉事務所
離乳食相談会	離乳食は一定の進め方があり、成長に従って変化していくため、保護者の離乳食に対する悩みは少なくありません。おおむね1歳6か月までの乳幼児と保護者を対象に、離乳食の試食と管理栄養士からの集団・個別指導を行います。また保健師による体重測定や成長発達の確認も行うことで、離乳食や母乳・ミルク量等の参考にもなります。	健康長寿 あんしん課・ 福祉事務所

(2) 質の高い幼児教育・保育の充実

幼児期は、生涯にわたる人間形成の基礎が培われる極めて重要な時期であり、こどもの発達に応じた質の高い幼児教育・保育が必要です。また、学童期への準備段階であることから、小学校への円滑な接続も求められています。

全てのこどもが安全安心な環境の中、質の高い幼児教育・保育を通じて健やかに成長し、就学後も安心して学校生活を送ることができるような支援を実施します。

①幼児教育・保育の充実及び職員の資質向上の推進

希望する幼児教育・保育の提供が行えるよう、幼児教育・保育施設の確保を推進します。また、保育教諭等の資質向上に努めるとともに、幼児教育・保育の内容の充実を図ります。

施策名称	施策内容	担当
幼児教育・保育施設の充実	保護者が希望する幼児教育・保育の提供が行えるよう、児童数の推移や地域の実情等を考慮し、幼児教育・保育施設の確保を推進します。 計画的な保育所等の施設拡充及び少子化による出生数の減少等に伴い、待機児童は発生していない状態です。今後も待機児童を発生させることなく幼児教育・保育の提供に努めます。	福祉事務所
延長保育事業の実施	保護者の就労形態の多様化や、長時間の勤務等に伴う延長保育需要に対応するため、延長保育事業を実施します。今後も、就労を希望する保護者の増加が予想されるため、多様な就労形態に応じた保育を提供します。	福祉事務所
幼児教育・保育内容の充実及び職員の資質向上の推進	保育教諭等の資質向上に努めるとともに、幼児教育・保育の内容の充実を図るため、杵築市保育協議会等と連携し、保育研究発表会や研修会等を実施します。また、園開放の充実を図り、保護者や地域に開かれた幼児教育・保育施設を目指します。	福祉事務所
幼児教育・保育施設の給食の充実	安全安心な給食の提供と食育の充実を図るため、杵築市保育協議会の給食部会と連携し、栄養士及び調理師を対象とした研修会や意見交換会を行います。	福祉事務所
保育教諭等に対する人権教育の推進	こどもの育ちに携わる保育教諭等に対し、人権に対する理解を深め人権尊重の意識の向上を図るため、杵築市保育協議会と連携し、保育教諭等を対象とした研修を行います。	福祉事務所

②小学校への円滑な接続の推進

こども園や幼稚園、保育所と小学校との連携を深めるため、幼保小の交流会等を実施するとともに、小学校への円滑な接続を推進するため、幼保小の架け橋期のカリキュラムを策定し、こどもの学びや生活基盤の育成を図ります。

施策名称	施策内容	担当
幼・保・小の連携の推進	「遊び」を通じた質の高い幼児教育・保育を保障しながら、幼児教育・保育と小学校教育の円滑な接続を推進するため、幼保小の接続カリキュラム交流会や公開保育を開催し、小学校との連携強化を図ります。今後は、より連携を深め、円滑な接続を推進するため、幼保小の架け橋期のカリキュラムの作成を推進していきます。	福祉事務所・学校教育課
学校やこども家庭センター等との連携	こども園等での日々の様子から成長発達の心配や就学への心配事、家庭での困りごと等を発見した場合に、保護者とも共有しながら、学校やこども家庭センター等の関係機関と連携し、必要な支援が受けられるように調整します。	福祉事務所



2 学童・思春期

(1) こどもが安全安心に過ごせる居場所づくりの推進

共働き世帯の増加や核家族化、就労形態の多様化等、放課後のこどもの預かりに係るニーズが高まっているとともに、こどもが安全な環境の中で遊べる場所の確保が求められています。さらに、居場所を通じて、こどもの成長に資する取組も求められています。

全てのこどもが放課後に安全安心に過ごせることはもとより、多様な体験や活動を通してこどもの成長を実現できる取組を推進します。

こどもの居場所づくりの推進

児童館や放課後児童クラブ等のこどもの健全な居場所づくりに取り組み、こどもの権利を守り、遊びや体験等を通してこどもの自立に向けた支援を実施します。

施策名称	施策内容	担当
放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）	保護者が就労等により昼間は家庭にいない小学生を対象に、適切な遊びや生活の場を与えて、児童の健全育成を図るため、放課後児童クラブを設置し、放課後の居場所づくりを進めます。また、放課後のこどもの安全安心な居場所を提供するため、支援員等の資質向上に向けた研修会等を実施します。	福祉事務所
児童館	児童に健全な遊びを与えて、その健康を増進し、情操を豊かにすることを目的に児童館を設置し、工作あそびやクッキング等の各種教室や活動を行います。今後は、地域の方との交流を深める取組も行います。	福祉事務所
子どもの居場所b & gきつき	こどもを夕方から夜間に預かり、温かい食事や団らん、居場所を提供するとともに、生活習慣の習得や体験活動による自己肯定感の向上を目的に、杵築児童館の隣に設置しています。子どもの居場所では学習支援や体験活動等を通じて、こどもの自立に向けた支援を行います。今後も、地域と連携した開かれた居場所を目指します。	福祉事務所

(2) 成長、発達にあった学習や活動機会の提供

子どもたちが次代を生き抜く力をつけるため、各学校において、一人一人の将来を見据えたさらなる授業の改善や個に応じた指導の充実に努める必要があります。

また、学年によって差がみられる運動に対する愛好度や、社会の変化に伴う生活習慣の乱れ、むし歯本数等の問題に関しては、各学校で特色ある「1校1実践」や食育の推進及びむし歯予防等に取り組むことで、「健やかな体」を育成する必要があります。

子どもたちが豊かな心を持ち、一人一人が郷土を愛し、自他を尊重し、協働しながら学び、成長していけることに加え、心身ともに健やかに成長し、健康の保持増進に向けて自律的に実践しつつ、確かな学力を身に付けて、将来の夢や目標の実現に向け、主体的に学ぶ社会を目指します。

①学力の育成と学びに向かう力の育成の推進

子どもが夢に挑戦し、自己実現ができるよう、「学びに向かう力」と思考力・判断力・表現力を育成するとともに、習熟の程度に応じた指導を行い、着実に学力を伸ばす取組を実施します。

施策名称	施策内容	担当
学力向上プランの作成と推進	日々の授業や各種学力・学習状況調査を基にした的確な実態把握と学力向上プランの作成及び実施により、各学校における課題解決と見通しを持った具体的な学力向上策を策定します。 各学校にて年2回の学力向上会議を開催し児童生徒の学力向上に向けた取組を推進しています。	学校教育課
授業力向上アドバイザー・小学校教科担任制推進のための専科教員の活用	県より配置された授業力向上アドバイザーや小学校教科担任制推進のための専科教員が、児童生徒の課題や、教員の課題に取り組み、効果的な指導方法を提示することで、授業力の向上を図ります。	学校教育課
外国語を通じた異文化交流の推進	外国語を通じて、言語や文化について体験的に理解を深め、コミュニケーションを図る素地・基礎となる資質・能力の育成を目的に、ALT や ALT コーディネーター、地域人材の活用や ICT 機器を活用した授業を実施します。	学校教育課
学校教育の情報化の推進	情報教育に係る環境を整備し、効果的な学習指導及び主体的な学びを推進するため、学習支援ソフトや AI ドリルを活用した個々に応じた指導を充実するとともに1人1台端末と大型提示装置を効果的に活用した学習に取り組みます。	学校教育課
特別支援教育の充実	障がいのある児童生徒の自立や社会参加に向けた主体的な取組を支援するという視点に立ち、児童生徒の教育的ニーズを把握し、その持てる力を高め、生活や学習上の困難を改善、または克服するため、適切な指導や支援を行います。	学校教育課

施策名称	施策内容	担当
キャリア教育の推進	地域での職場訪問・職場体験をはじめとする体験学習を実施しながら、生徒の学習意欲の喚起や職業観・勤労観を育成するとともに外部指導者を活用しながら、進路状況の把握と適切な進路指導を推進します。	学校教育課
家庭と連携した家庭学習の充実	児童生徒の主体的な家庭学習の充実を図るため、「家庭学習の手引き」を児童生徒及び保護者へ周知し、家庭での学習を、見通しを持って主体的・計画的に実施できるよう、学校と家庭が連携しながら取組を進めます。	学校教育課

②豊かな心と健やかな体の育成の推進

こどもが他人を思いやる心や、善悪の判断等の規範意識を身に付けられる取組を推進し、運動やスポーツの楽しさや喜びを味わうことにより、主体的に運動やスポーツに親しむ資質や能力の育成を図ります。

施策名称	施策内容	担当
人権教育の推進	児童生徒が人権についての理解を深め、人権感覚を磨くことができるよう全体計画や年間指導計画を策定し、授業をはじめあらゆる教育活動において機会や場面をとらえ人権教育に取り組みます。また、職員に対する研修を計画的に行っていきます。	学校教育課
道徳教育及び環境教育の充実	児童生徒の内面に根ざした道徳性の育成及び地球環境や生活環境保全の意識を育むため、道徳教育では、道徳教育推進教師を中心とした校内推進体制を確立し、年間指導計画に基づいた教育を行います。また、環境教育では、杵築市環境教育基本計画を踏まえ、各教科単元及び「総合的な学習の時間」等において環境に関する教育を行います。	学校教育課
体験活動の推進	各学校において、体験活動を取り入れた探求型学習の推進や、地域と連携した環境に関するボランティア活動へ児童生徒が参加できるよう取り組みます。	学校教育課
読書活動の推進	児童生徒の読解力や表現力、想像力等の育成に向けた学校図書館を活用した授業を推進するとともに、自主的・自発的な読書活動につながるよう、朝読書や読み聞かせ等を取り入れた指導を行います。また、魅力ある学校図書館の整備に努めます。	学校教育課
思春期ふれあい体験事業	赤ちゃんやこどもと触れ合うことなく、こどもを持つ人も多いため、思春期の時期に赤ちゃんを抱っこしたり子育て中の保護者の話を聞く機会を提供し、その愛おしさを感じたり、これまでの自身の歩み、保護者への感謝等に思いを馳せる機会とし、将来の子育てに希望を持てるような取組を行います。	福祉事務所

施策名称	施策内容	担当
体力向上の推進	運動好き・体力に自信がある児童生徒の育成を目的に、体育専科教員による充実した体育授業を通じて、こどもの体力向上を図ります。また、各小中学校において、楽しさと運動量を保障した特色ある取組（1校1実践）を計画的に推進します。	学校教育課
健康・安全教育の推進	児童生徒の基本的な生活習慣を定着させるため、歯磨き指導やフッ化物洗口の実施によるむし歯予防や健康増進に向けた取組を行います。また、事故防止のための方策及び事故発生時の対応を図るため、避難訓練や防災教育等を推進します。	学校教育課
交通安全教室の開催	学校や警察等の関係機関と連携し、保育所・こども園・幼稚園・小中学校においてこどもに対する交通安全教育を実施し、飛び出しの防止や安全な自転車の乗り方等を指導します。	危機管理課
食育の推進	<p>児童生徒の望ましい食習慣の形成及び学校と家庭・地域の連携による食に関する指導を推進するため、栄養教諭と学校栄養職員が連携して、食に関する授業や講話を行います。</p> <p>また、教育活動全体で食育を進めるとともに、学校給食はその食育の教材として、地場産物を活用する等、安全安心な食材の選定、衛生的な調理・配送を心掛け、献立内容の充実を図ります。</p>	学校教育課

(3) 地域との連携による多様な活動の充実

こどもたちを取り巻く環境が大きく変化する中、学校・家庭・地域が互いの役割を認識し、相互に連携・協働する「地域とともにある学校づくりの推進」がより一層求められています。

学校・家庭・地域が連携・協働することにより、地域ぐるみの子育て支援を実現し、地域住民等の協力を得ながら、体験・交流活動を通じた、こどもの健全育成を推進します。

学校・家庭・地域が連携したこどもへの「協育」の推進

学校・家庭・地域が協働してこどもを育てていけるよう、地域住民の参画を得ながら、こどもたちに対して様々な活動を実施します。

施策名称	施策内容	担当
地域とともにある学校づくりの推進	学校と地域がパートナーとして連携・協働するため、地域の方々と学校の目標やビジョンを共有し、地域と一体となって、こどもたちを育む学校づくりを推進します。また、「協育」コーディネーター等を活用したネットワーク活動を推進します。	学校教育課
土曜教室（グローバル塾）	地域住民の参画を得て、国語・算数・英語等の補充学習による基礎学力の向上や、スポーツ・体験活動等を通じた基礎体力・忍耐力を養うことを目的に、小学生を対象に土曜日を基本とした教室を開催します。	社会教育課
夏休み公民館学校の実施	杵築・山香・大田の中央公民館が事業主体となって、退職校長会や女性団体等、各種団体の参画を得ながら学習及び体験・交流活動を実施します。公民館学校を通じて、こどもたちが生活リズムを整え健康的に夏休みを過ごすことを目指します。	社会教育課
青少年健全育成活動の充実	地域住民で組織する青少年健全育成活動の推進を図るため、杵築・山香・大田地域に青少年健全育成協議会を設置し、防犯パトロールや広報・啓発等の活動を行います。また、各小学校区に地域住民で構成する住民自治協議会の健全育成部会と連携して、補導・挨拶・世代間交流等の活動を実施します。	社会教育課
家庭教育支援の充実	保護者への家庭教育に関する学習機会の提供や、地域全体の「協育」力の活性化とこどもの健全育成を図ることを目的に、市内の幼稚園、小学校及び中学校で家庭教育講座を開催します。	社会教育課

(4) いじめの防止・不登校の子どもへの支援の推進

豊かな人間性と社会性を育むとともに、学校と専門スタッフが連携した、いじめ・不登校への対応等、安全・安心な学校づくりに努めていきます。

いじめの防止・不登校の子どもへの支援の推進

いじめや不登校等、子どもに関する悩みを身近な場所で相談でき、親や教師以外の大人に自分の悩みを相談できるようにすることで、子どもの心を癒し、自分がしたいことや生き方を見つける場を提供します。

施策名称	施策内容	担当
生徒指導の充実	いじめや差別を許さない心と実践力を育成するとともに、生徒指導及び相談体制を充実し、いじめ・不登校の未然防止・早期発見・解決支援による学校づくりを推進します。 また、児童生徒やその家庭に適した支援を行うため、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー及び登校支援員等と連携しながら、いじめ・不登校の早期発見や解決支援に取り組みます。	学校教育課
学校教育支援センター「ひまわり」の充実	学校に行くことに不安を抱える児童生徒の心の疲れを癒し、児童生徒の社会的自立に向けた支援を行うため、学校教育支援センターを設置し、学習支援や教育相談、各種体験活動を通じて自立心や社会性の育成を図ります。また、学校と連携しながら進路実現に向けた支援を行います。	学校教育課



3 青年期

(1) こども・若者の自立に向けた取組の推進

青年期は、心理的・社会的に発達し、成人期への準備期間として、専門性や職業性を身に付け、将来の夢や希望を抱いて自己の可能性を伸ばす時期であり、こども・若者が自らの適性等を理解し、職業や進学等のライフイベントに係る選択を行えるような取組が必要となります。

こども・若者が経済的な不安がなく将来への展望を持って生活できるような取組を推進します。

①自ら学び行動する力の育成の推進

こども・若者が、自ら学び、自ら考え、主体的に判断・行動するための力を育成します。

施策名称	施策内容	担当
青少年リーダー育成の推進	社会に貢献できる力の育成、こども・若者の社会形成及び社会参加を目的に、市内の基幹公民館が中心となって、杵築・山香・大田地域で中学生・高校生のボランティアグループ、ジュニアリーダーを積極的に育成します。	社会教育課
二十歳のつどい	新しい人生の門出を祝福し、大人としての自覚を促すとともに将来の幸せを願うため、二十歳のつどいを実施します。実施に当たっては、若者で構成する実行委員会が事業の企画及び運営を行い、自らの手でつくりあげるイベントにします。	社会教育課
消費者生活対策事業	消費者問題の相談支援及び啓発を通して被害の未然防止を図るため、杵築市消費生活センターの専門相談員が消費者問題の相談支援を行います。また、リーフレット等の啓発チラシの配布や出前講座を通じて被害の未然防止に取り組みます。	商工観光課
芸術・文化・スポーツ活動の推進	生涯学習や芸術・文化活動等多分野に触れ、こども・若者に想像力や感性、生活課題解決の力を育むため、各種社会教育関係団体との協働による、各種学習情報や学習機会の充実を図るとともに文化・芸術活動を支援し、広く芸術に触れる機会の創出を確保します。 また、こども・若者の体と心の健康増進を図るため、市スポーツ協会や総合型スポーツクラブと連携し、各種教室やイベント等スポーツへの参加機会を提供します。	社会教育課・ 文化スポーツ 振興課

②若者の就労支援等の推進

若者が働く意欲を持ち続けられるような雇用の場を開拓することに努め、若者が安定した生活基盤を確保することで、結婚や出産等、将来の夢を描くことができるよう支援します。

施策名称	施策内容	担当
青少年等自立支援就業チャレンジ事業	不登校や引きこもり等の課題を抱える児童・若者、また市内で支援が必要と思われる児童等を対象に、市内の農園等で就業体験を実施し、青少年の自立支援と将来的な市内での就業・定住に向けた取組を行います。	福祉事務所
就職に向けた情報提供	就職機会の拡充を図るため、公共職業安定所等の関係機関と連携し、年間を通じて求人情報の提供を各庁舎及び市立図書館にて実施します。	商工観光課
再就職・転職等のための技術取得及び職業訓練の支援	再就職や転職に向けた技術取得及び職業訓練等に係る関連情報を提供するとともに、関係機関へつなぎます。	商工観光課

(2) 結婚を希望する若者への支援

結婚を望む方も望まない方も尊重しながら、結婚を望む方に対しては、希望が実現できるような取組を実施します。

婚活・少子化対策の推進

出会いの場の拡充や、結婚へ向けた支援を行うことにより、少子化対策に資する支援を実施します。

施策名称	施策内容	担当
結婚新生活支援事業	結婚に伴い市内で新生活を始める若者夫婦を経済的に支援するため、新生活に必要な引越費用や家賃等の費用を補助します。	協働のまちづくり課
結婚を希望する若者への支援	大分県が設置している「OITA えんむす部出会いサポートセンター」をはじめ、イベントやセミナー等の情報を、本市の公式ウェブサイト等を通じて紹介します。 今後も、婚活情報の提供や、大分県や関係団体と連携した取組を進めていきます。	協働のまちづくり課

4 ライフステージを通じた取組

(1) こども・若者の権利を保障する取組の充実

全てのこどもは、誰からも尊ばれ、愛情で守られるべき、かけがえのない存在です。個人としての尊厳が大切にされ児童の権利に関する条約の精神に基づき、どのような差別も受けることなく心身ともに健やかに育つ社会を創ることが必要です。

こども自身や、周囲の大人が、こどもの権利を理解し、こどもが意見を表明できる機会があり、意見が取り入れられる経験ができるような支援を実施します。

①こども・若者に対する周知及び意見表明の機会の確保

こどもの権利擁護の視点から、こどもが自らの権利を知る機会を創出し、こどもが自らの意見を表明して自己決定できる環境づくりを進めます。

施策名称	施策内容	担当
こどもの権利の普及・啓発	こども自身がこどもの権利を理解し、その権利を等しく持っていることを学べるよう、学校等を通じてリーフレットの配布、情報提供を行います。また広く市民にこどもの権利擁護について理解していただくため、市報等で啓発を行います。	福祉事務所
こどもの意見を聞く取組	こどもの意見を施策に反映させるため、学校や児童館等こどもの居場所を通じてこどもの意見を聞く取組を行います。また SNS 等も利用して、こどもが幅広く意見を表出できる環境をつくります。	福祉事務所

②社会全体に対する周知・広報の推進

こども・若者や、こども・若者にかかわり得る全ての大人を対象に、人権に対する理解を深め人権尊重の意識を高める人権啓発活動を推進します。

施策名称	施策内容	担当
人権教育・人権啓発の推進	人権が「特別」なことではなく、「あたりまえ」のこととして守られる社会にしていくため、社会教育関係団体や各種団体、PTA 等に対して講演会、研修会を行い、人権学習を推進します。人権教育啓発チラシの作成・配布等で広く市民に対し啓発します。	社会教育課

(2) 貧困に対するこども・若者への支援の充実

こどもの現在及び将来がその生まれ育った環境によって左右されることのないよう、また、貧困が親から子へと世代を超えて連鎖するいわゆる「貧困の連鎖」につながらないように、対策を総合的に推進することが必要です。

教育・福祉をはじめ、関係機関が積極的に連携し、全てのこどもたちが将来の夢や目標の実現に向かって自分の能力、可能性を伸ばすことができるような取組を推進します。

①質の高い教育を受けるための支援

こども・若者が、家庭の経済状況にかかわらず、質の高い教育を受け、能力や可能性を最大限に伸ばして、それぞれの夢に挑戦できるよう支援します。

施策名称	施策内容	担当
生活困窮家庭のこどもに対する学習支援	就学援助が適切に受けられるような働きかけや、奨学金、母子父子寡婦福祉資金の紹介等、経済的に困窮している児童・生徒の学びを支える取組を推進します。また、生活困窮世帯に対する学習支援事業を推進し、学習環境が整わない等の問題を抱えるこどもへの学習支援を行います。	福祉事務所
就学援助制度	経済的理由により小学校・中学校への就学が困難な児童生徒を対象に、学用品費、学校給食費及び医療費等、学校生活にかかる費用の一部を援助します。	教育総務課

②生活の安定に資するための支援

どのような状況にあるこども・若者であっても、様々な不利を背負わないよう、また社会的孤立に陥ることのないよう、保護者の相談支援の充実を図るとともに、こどもの自立につながる居場所づくりの推進に取り組みます。

施策名称	施策内容	担当
子育て世帯訪問支援事業	保護者の障がいや病気等で家事が十分に行えない場合、またその役割をこどもが担い、勉強や遊ぶ時間がない等、こどもの生活に影響を及ぼしている場合等に、家庭を訪問して家事支援等を実施します。	福祉事務所
子どもの居場所b & gつき（再掲）	こどもを夕方から夜間に預かり、温かい食事や団らん、居場所を提供するとともに、生活習慣の習得や体験活動による自己肯定感の向上を目的に、杵築児童館の隣に設置しています。子どもの居場所では学習支援や体験活動等を通じて、こどもの自立に向けた支援を行います。今後も、地域と連携した開かれた居場所を目指します。	福祉事務所
子育て短期支援事業（ショートステイ・トワイライトステイ）	保護者が仕事や病気、育児疲れ等で一時的に養育することができなくなったこどもを児童養護施設や里親等で預かります。事前に保護者の困りごとを聞き取り、本事業と合わせてその後の支援も行います。	福祉事務所

③職業生活の安定と向上のための就労支援

保護者が就労し、生活の安定と向上ができるよう、相談支援や職業訓練等の支援に取り組みます。

施策名称	施策内容	担当
ひとり親家庭等への就労支援	ひとり親家庭等に対して、ハローワーク、母子父子福祉センターと連携し、職業のあっせんができる機関の紹介等就労支援を行います。また、有利な資格取得を希望するひとり親に対して、自立支援教育訓練補助金、高等職業訓練促進給付金事業の相談に応じます。	福祉事務所
生活困窮者等への就労支援	生活困窮者自立支援法に基づく支援事業として、就労相談や就労体験等の支援を行うほか、複合的な課題を持つ生活困窮者に対し、福祉分野等関係機関と連携し、包括的に支援します。	福祉事務所

④支援が必要な世帯への経済的支援

出産・子育てに関する経済的負担の軽減に取り組みます。

施策名称	施策内容	担当
お届け見守り事業	養育に支援の必要な家庭や経済的に困りごとを抱えた家庭に訪問し、定期的に食材やお弁当の提供を行うとともに、こどもの様子や家庭状況の確認を行います。直接こどもや保護者と話をすることで、普段と違う様子や困りごとの発見や相談につなげます。	福祉事務所
助産制度	経済的理由により入院助産を受けることができない妊婦が、助産施設に入所し出産できる制度です。妊娠の相談や母子健康手帳発行時に該当者を把握した場合は、医療機関と連携して制度利用につなげます。	福祉事務所
放課後児童クラブ保護者負担金減免事業	放課後児童クラブを利用の際に発生する保護者負担金について、市町村民税非課税世帯等、児童クラブの利用が経済的に困難な世帯に対しては保護者負担金の減免を行います。	福祉事務所

⑤ひとり親家庭への支援

ひとり親家庭が増加している中、親子の健康で文化的な生活を実現し、こどもの心身にわたる健やかな成長を目指すため、相談支援体制の充実を図るとともに、経済的負担の軽減や就労支援等、自立につながる取組を行います。

施策名称	施策内容	担当
児童扶養手当支給事業	ひとり親家庭の経済的な負担を軽減するため、18歳までのこどもがいる一定の条件を満たすひとり親家庭を対象に、児童扶養手当を支給します。	福祉事務所
ひとり親家庭等医療費助成事業	ひとり親家庭の経済的な負担を軽減するため、18歳までのこどもがいる一定の条件を満たすひとり親家庭を対象に親と子の医療費の助成を実施します。	福祉事務所
JR通勤乗車券の割引制度	児童扶養手当を受給している世帯の方に対し、JR通勤乗車券購入時の割引制度利用のための特定者用定期乗車券購入証明書の交付を行います。	福祉事務所
母子・父子自立支援員による相談支援	母子・父子自立支援員の配置を継続し、ひとり親家庭の相談及び自立に向けて支援を行います。	福祉事務所
母子・父子・寡婦福祉資金貸付事業	母子家庭、父子家庭、寡婦の方の生活支援やこどもの福祉を推進するため、県の実施する母子・父子・寡婦福祉資金に関する相談・受付・申請等の支援や、県との仲介を行います。	福祉事務所
自立支援教育訓練補助金	ひとり親の方が、自立に向けて就労に意欲的に取り組み、職業能力開発のための教育訓練に要した経費の一部を助成し、適職に就くための支援を行います。	福祉事務所
高等職業訓練促進給付金	ひとり親の方が、就職に有利で生活の安定に役立つ資格を取得しやすくするため、学校等で一定期間以上修学する時に、修学期間中の生活費を給付し、生活負担を軽減するための支援を行います。	福祉事務所

(3) 障がいのある子どもに対する支援の推進

近年は障がい早期に発見されることも多くなり、幼少期から就学、就労まで、一貫した支援が必要です。障がいのある子ども・若者の地域社会への参加、インクルージョンを推進し、それぞれの置かれた環境や、ライフステージに応じた子育て支援の連続の中でその発達や将来の自立、社会参加を支援することが必要です。また医療的ケア児等、専門的支援が必要な子どもや若者、その家族への対応のための地域における連携体制の構築も必要です。

障がいのある子が地域で差別されることなく必要な支援や教育を受けることができ、将来の自立に向けたケアが受けられ、保護者が安心して過ごせ、必要な相談支援が受けられる体制を構築していきます。

保健医療と福祉教育等の、関係者が連携することで、障がいや発達特性が早期に発見され、支援につながるようにします。

①発達の悩みを抱える子どもの早期発見・把握の取組

子どもに障がいや発達上の心配等がある時、専門家につないだり、関係機関と連携・協力する等、個別に支援を実施します。

施策名称	施策内容	担当
にこにこ子育て相談会（発達相談）	乳幼児健診等で心配な様子があったり、発達の困りごとが生じた場合に、作業療法士、言語聴覚士、公認心理士等専門職に話を聞いてもらいアドバイスが受けられる相談会を実施します。保健師が事前に様子を伺い、相談後のフォローも行います。	福祉事務所
5歳児健診（相談会）	就学を1～2年先に控えた子どもの、発達に関する困りごとや集団での適応の不安等を把握し、小学校へ適切につながるため、健診や相談会を実施します。所属する保育機関を通して事前アンケートを行い、子どもの日ごろの様子を確認し、希望者に対して健診等を実施します。健診後は必要に応じて就学先の小学校とも連携して円滑な就学につないでいきます。	福祉事務所

②障がいのある子ども・家族への支援

障がいのある子どもが、身近な地域で、成長段階に応じた切れ目のない一貫した支援を受けられるよう支援します。

施策名称	施策内容	担当
障がい児保育促進対策事業	障がいのある子どもを他の児童と集団活動をともにする保育を行うことにより、障がい児の健全な育成と発達を促すため、障がいのある児童を受け入れた子ども園等に対して補助金を支給し、児童への手厚い支援を行います。	福祉事務所
障がい福祉サービスの充実	心身に障がいのある子どもが地域で安心して生活できるよう、児童発達支援センターを中核に、障がい児通所支援サービスの整備とその質の向上を図ります。また受け入れが困難である重症心身障がい児や医療的ケア児の支援体制について関係機関と協議していきます。	福祉事務所
発達支援教室ぐんぐん	発達の心配がある未就学の児童に対し、よりよい発達を促す方法を専門職に確認し、保護者の子どもへのかかわり方について学ぶ教室です。集団の遊びでの児童の観察を踏まえて、専門職から保護者に対して説明を行います。保健師もかかわり、保育機関への情報提供をする等、子どもの発達と保護者の育児を応援します。	福祉事務所
わいわい教室（親の会）	障がいのある子を養育している親同士が、日ごろの困りごとや、喜び等を話したり、福祉制度や就学、就業等について情報交換したりすることを目的に、親の会を開催します。	福祉事務所
障がい児福祉手当	精神または身体に重度の障がいがあり、日常生活において常時介護を必要とする 20 歳未満の方に対して支給される手当を支給します。	福祉事務所
障がい者地域生活支援事業	障がい者の能力・適性を考慮し、自立した日常・社会生活を支援するため、地域特性や利用者の状況に応じて、日常生活支援用具等の給付や貸与、また手話通訳者設置等の取組を行います。	福祉事務所
特別児童扶養手当	身体、知的または精神等に障がいのある 20 歳未満の方を家庭で養育している保護者に手当を支給します。	福祉事務所
重度心身障がい者医療費助成	身体、知的または精神等の障がいの程度が一定以上の方の通院及び入院医療費の一部を助成します。	福祉事務所
補装具費の支給	身体障がい児の障がいのある部分を補い、日常生活を容易にするために必要な補装具の給付または修理を行います。	福祉事務所
特別支援教育就学奨励制度	小中学校の特別支援学級に在学する児童生徒の保護者に対し、家庭の経済状況に応じて就学に必要な費用を助成します。	教育総務課

(4) 虐待から子ども・若者を守る取組の推進

児童虐待は子どもの心身に深い傷を残し、将来にわたって様々な生きづらさにつながり、許されるものではありませんが、一方で、虐待に至った親にも自らの様々な困難が背景にあることが多い現実もあり、その親に対する支援を社会全体で提供することで、虐待につながらないようにしていく必要があります。

本来大人が担うと想定されている家事や家族の世話等を日常的に行っている子ども(ヤングケアラー)の問題は、個人の権利に重大な侵害が生じるにもかかわらず、子どもにその認識がない場合もあり顕在化しにくいといった問題があります。

子どもを虐待から守り、子どもの権利を守るため、妊娠期から、出産育児の過程において、保護者に対する伴走型支援を行い、虐待のリスクを早期に把握して適切な支援により、虐待の予防的支援を行います。

また、様々な悩みを抱える子どもや家庭を早期に発見・支援するため、子どもの関係機関が情報を共有し、連携を強化することによって、相談体制の充実や、切れ目のない支援を行うとともに、児童虐待の対応の強化を図るため、要保護児童対策地域協議会の機能強化を図ります。

さらに、児童虐待発生後も、地域で親子が安定して生活できるよう、関係機関での見守り体制や、子育て支援事業の充実に努めます。

ヤングケアラーである子どもには、子どもの気持ちが出出できる場を設け、その家庭に必要な支援が届けられるようにします。

①発生予防・早期発見の取組の充実

育児不安の強い親や児童虐待が懸念される家庭を対象に養育支援を行う等により、虐待の未然防止を図り、また、児童虐待を早期に発見し、迅速かつ的確な対応が可能となるような仕組みづくりを行います。

施策名称	施策内容	担当
相談支援体制の強化	子ども家庭センターハートペアルームを中心に、妊娠期から子育て期にある保護者に対して寄り添い支援を行う中で、育児の困りを早期に把握し必要な支援につなげる体制強化を行います。子育てに関連する様々な相談ができることを市民に幅広く周知するとともに、対応する職員に対して必要な研修を実施する等、資質向上に努めます。	福祉事務所
要保護児童対策地域協議会の機能強化	児童相談所をはじめ医療機関や教育機関、その他地域の関係機関が構成員となった要保護児童対策地域協議会において、必要な会議や連携を行うことで、子どもに関係する団体や職種の方への児童虐待防止の視点についての理解促進を図り児童虐待の早期発見に努めます。	福祉事務所
園・学校訪問	要保護児童対策地域協議会の構成員でもある、保育機関や教育機関を訪問して、児童や家庭で困りごとが生じている方に対して、支援が行き届くような対策を検討するとともに、児童虐待の予防に努めます。	福祉事務所

施策名称	施策内容	担当
広報・啓発の取組	子育てには、地域の温かい見守りや支援が必要であり、子育てに困っている方への声掛けや、虐待の心配がある時は迷わず通告すること、体罰によらない子育てが必要であること等、児童虐待についての正しい情報を市報や市公式ウェブサイト、SNS等で広報啓発していきます。	福祉事務所

②発生後の対応の充実

児童虐待の発生に際しては、こどもの安全確保を最優先とし、平常時から関係機関との連携を密にする等により早期対応に努めます。

施策名称	施策内容	担当
子育て短期支援事業（ショートステイ・トワイライトステイ）（再掲）	保護者が仕事や病気、育児疲れ等で一時的に養育することができなくなったこどもを児童養護施設や里親等で預かります。事前に保護者の困りごとを聞き取り、本事業と合わせてその後の支援も行います。	福祉事務所
子育て世帯訪問支援事業（再掲）	保護者の障がいや病気等で家事が十分に行えない場合、またその役割をこどもが担い、勉強や遊ぶ時間がない等、こどもの生活に影響を及ぼしている場合等に、家庭を訪問して家事支援等を実施します。	福祉事務所
養育支援訪問事業	こどもとのかかわり方がわからない、離乳食の進め方がうまくいかない等支援が必要な家庭に対して、栄養士や保育士等、専門職を派遣し養育支援を行います。保護者との関係づくりを行いながら、安心して育児ができるよう支援します。	福祉事務所
要保護児童対策地域協議会の機能強化	日ごろから要保護児童対策地域協議会を中心とした関係機関との連携強化を図り、虐待が発生した際には迅速な情報共有と役割分担を行い、適切な対応ができるよう努めます。対象家庭に対して継続的な見守りや支援を行い、再発予防に努めます。	福祉事務所

③ヤングケアラーへの支援

家族の世話等に係る負担を軽減、または解消するため、家庭に対する適切な評価・分析により世帯全体を支援する視点を持った対策を推進し、こどもの意向に寄り添いながら、必要な支援を行います。

施策名称	施策内容	担当
ヤングケアラー実態調査	潜在化しているヤングケアラーを発見し支援を検討するため、市内全域の小学校高学年から高校生の年代までのこどもに対して、実態調査を行います。心配な家庭に対しては、学校や関係機関と連携しながら、家庭の状況を把握し、支援方法を検討します。	福祉事務所

施策名称	施策内容	担当
子育て世帯訪問支援事業（再掲）	保護者の障がいや病気等で家事が十分に行えない場合、またその役割をこどもが担い、勉強や遊ぶ時間がない等、こどもの生活に影響を及ぼしている場合等に、家庭を訪問して家事支援等を実施します。	福祉事務所
普及啓発・相談窓口の設置	ヤングケアラーの存在が社会に認知されるよう、市報や市公式ウェブサイト、SNS等を利用して周知するとともに、対象年齢のこどもたちに対しては、チラシ等を配布して気付きを促します。 ヤングケアラーではないかと思うこども自身が相談できるよう、学校の教職員への啓発とともに、相談窓口の紹介や、こどもが発信しやすいような相談窓口の工夫に努めます。	福祉事務所

（５）こども・若者の自殺対策、犯罪から守る取組の充実

小中高生の自殺は全国的に増加傾向です。自殺の危険性を高める背景には、家庭の経済、健康問題、家族や友人との関係、もしくはいじめ・不登校等が可能性としてはあります。

こどもがかかわる犯罪については、インターネットの利用の低年齢化が進む中、こどもにとっての有害情報も氾濫していること等で、こどもが被害に遭う危険性が高まっています。

こどもの生命や尊厳、安全を脅かす恐れが高まっていることを踏まえ、こどもの生命を守り、犯罪や事故から守る支援を行います。

こどもたちが自殺に追い込まれないよう、様子の心配なこどもに周囲の大人が気付く、自殺を思い描いたこどもが誰かに相談、SOSを出し、それを聞いた人が対応できるような取組を実施します。また、こども・若者が犯罪や事故等から自らと他者の安全を守ることができるよう、発達段階に応じて安全教育を推進します。

①こども・若者の自殺対策の推進

特に 18 歳以下の自殺は、長期休業明けに急増する傾向があることから、休業前から休業期間中、休業明けの時期にかけて、学校における早期発見・見守り等の取組を推進します。

施策名称	施策内容	担当
関係機関との連携による自殺予防体制づくり	人間関係や不登校、生活困窮等、生きづらさを抱える家庭及び児童生徒が自殺に追い込まれる前に気付き、支援できるよう、学校、福祉機関、こども家庭センター及び全世代支援センター等関係機関が連携し、自殺予防の体制づくりに努めます。	福祉事務所・健康長寿あんしん課
教育現場での相談（スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーの活用）	悩みを抱える児童生徒に気付けるよう、学校の教職員等こどもにかかわる大人が注意を払うとともに、信頼できる人に相談できるよう体制を整えます。スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーは専門的に児童生徒や家庭の相談対応等が可能なため、必要に応じて紹介し、相談支援を行います。	学校教育課

施策名称	施策内容	担当
いじめ不登校対策	全ての児童生徒が安心して学校生活を送り、様々な活動に取り組むことができるよう、杵築市いじめ防止等に関する条例、杵築市いじめ防止基本方針及び学校いじめ防止基本方針により、いじめ防止に努めます。不登校に対しては、学校をはじめとして、関係機関がその要因・背景を考慮し適切な支援ができるよう、対策を検討します。いじめ・不登校対策委員会においては事例検討等を行い、資質向上に努めます。	学校教育課
児童生徒への心の健康教育	人は自分と同じ考えの人ばかりではないこと、いろいろな見方や考え方があってよいことを体験的に学ぶために、臨床心理士を講師に招き、健康教育を実施します。	健康長寿 あんしん課
SOS の出し方に関する教育	児童生徒の心身の状況や人間関係について把握し、共通理解を図るために、全教職員による観察、日記指導等を行うとともに、養護教諭等による相談体制を構築します。悩みを抱える児童生徒が、身近な大人に相談し、SOS を発信できるよう、「24 時間子供 SOS ダイアル」カードを配布して、相談先として周知します。	学校教育課

②こども・若者を犯罪から守る取組の充実

こどもが犯罪に巻き込まれないよう、地域ぐるみでこどもを犯罪から守る取組を実施します。

施策名称	施策内容	担当
防犯に係る意識の啓発	こどもが犯罪に巻き込まれないよう、防犯教育を実施し、不審者対策等の訓練の実施や、警報システムの導入等を実施します。また、広報紙等により保護者に対しても啓発を行います。	福祉事務所・ 学校教育課
「子どもかけこみ 110 番」の設置	こどもたちが危険を感じた時に、とっさにつけこむことができる場所として、「子どもかけこみ 110 番」を警察署・学校・事業所等と連携し、設置を推進します。	危機管理課
杵築市防犯協会連合会との連携	こどもたちを犯罪等の被害から守るため、杵築市防犯協会連合会の活動を支援します。	危機管理課
街頭補導の実施	こどもたちが夜間に出歩き犯罪に巻き込まれることを防ぐため、杵築市青少年健全育成協議会・警察署・PTA 等と連携して街頭補導を実施します。	危機管理課・ 社会教育課

5 子育て当事者への支援

(1) 子育て相談や子育てに関する情報提供の充実

親の子育てに対する不安やストレスを解消し、子育ての喜び、生きがいを持ち、こどものよりよい育ちを実現させるため、相談支援体制を充実させます。

また保護者に必要な子育て支援情報が届けられるよう、市報や、市公式ウェブサイト等を活用した支援情報の発信に努めていますが、今後はアプリ等も活用した、保護者がわかりやすく、タイムリーな情報発信や相談支援体制の充実に努めます。

① 子育てに関する相談体制の推進

こどもや子育てについて悩んだり、困ったりした時に、話を聴いてもらったり、気軽に相談できる場所を身近に設け、必要な子育て支援サービスを気軽に受けられるような体制を構築していきます。

施策名称	施策内容	担当
地域子育て支援拠点事業（子育て支援センター）	子育て中の親子の交流や育児相談、子育てに関する情報提供を行うとともに子育てサークルの育成を目的として、子育て支援センターを設置し、子育て家庭に対する育児支援を行います。今後も相談体制及び子育て情報の提供に努めるとともに地域の方々との交流にも取り組みます。	福祉事務所
利用者支援事業（こども家庭センターハートパールーム）	妊娠・出産から高校生の時期までのこどもや保護者へのきめ細やかな相談支援を行うため、母子保健・児童福祉が一体となった、こども家庭センターを設置しています。妊娠、出産、育児だけでなく、しつけや虐待相談、ひとり親相談、離婚相談、DV 相談等、子育てに関する相談を幅広く専門的に対応し、また必要に応じて関係機関につなげながら、当事者に寄り添った支援を行います。	福祉事務所

② 子育てに関する情報発信の推進

必要な子育て支援サービスを選択・利用しやすいように、市報や市公式ウェブサイトに様々な情報を集約しわかりやすく提供するとともに、SNS 等を活用し、創意工夫した情報発信に努めます。

施策名称	施策内容	担当
本市報・市公式ウェブサイト等の充実	子育てサービスに関する情報を保護者に提供するため、本市公式ウェブサイトライフステージに応じた子育て支援情報を掲載するとともに、こども家庭センターハートパールームから、市報を活用した情報提供を行います。	福祉事務所
母子手帳アプリ等による情報発信	こども家庭センターハートパールームでは、市報や母子手帳アプリ「きつモ」、インスタグラム等を活用し、健診や予防接種をはじめ各種教室や子育てに有効な情報の発信を行います。	福祉事務所

施策名称	施策内容	担当
子育てガイドブックの発行	妊娠期から子育て期までの子育て支援情報を提供するため、子育てガイドブックを作成し、転入時や母子手帳交付時、各種健診や訪問を通じて保護者に配布します。	福祉事務所

(2) 多様なニーズに応じた子育て支援サービスの推進

少子化や核家族化等による保護者の孤立、女性の社会進出や就業形態の変化等により、保護者が抱える子育てへの悩みや不安等も多様になっていることから、様々なニーズに寄り添い、きめ細かな支援を実施することが求められています。

保護者のニーズに応じた子育て支援サービスを提供することで、仕事と子育ての両立を図り、子育て・子育てを楽しんでもらえるような取組を推進します。

地域の子育て支援サービスの推進

多様なニーズに対応するため、様々な子育て支援サービスの提供を行います。

施策名称	施策内容	担当
一時預かり事業	保護者の就労や疾病・出産等により、保育が一時的に困難となった乳幼児をこども園等において一時的に預かり、保育を行います。	福祉事務所
病児・病後児保育事業	こどもが病気になりこども園等へ通うことができず、また保護者の仕事の都合等で家庭での保育が困難な場合、病院等の専用スペースで一時的に預かり、保育を行います。	福祉事務所
子育て短期支援事業（ショートステイ・トワイライト）（再掲）	保護者が仕事や病気、育児疲れ等で一時的に養育することができなくなったこどもを児童養護施設や里親等で預かります。事前に保護者の困りごとを聞き取り、本事業と合わせてその後の支援も行います。	福祉事務所
養育支援訪問事業（再掲）	こどもとのかかわり方がわからない、離乳食の進め方がうまくいかない等支援が必要な家庭に対して、栄養士や保育士等、専門職を派遣し養育支援を行います。保護者との関係づくりを行いながら、安心して育児ができるよう支援します。	福祉事務所
子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター）	子育ての手助けが欲しい人（依頼会員）、子育てのお手伝いをしたい人（提供会員）に会員登録していただき、こどもの預かりや送迎等の子育てのサポートを提供する相互援助活動を行います。	福祉事務所
休日保育事業	こども園や放課後児童クラブ等が開いていない休日・祝日に、保護者の仕事の都合等で家庭での保育が困難な場合に対応するため、休日のこどもの預かりや保育を行います。	福祉事務所

(3) 子育ての経済的負担の軽減

こどもが生まれてから成人するまでには保育料や教育費等、こども一人当たりにかかる費用が大きいため、経済的な負担が子育てに影響することがないように、子育て世帯への経済的支援が求められています。

そこで、保育料の完全無償化や高校生世代までの医療費の無償化、小学校及び中学校入学祝金の給付及び小中学校給食費の無償化等の経済的支援を行うとともに、今後も教育等にかかる費用の負担軽減についても検討を進め、保護者の経済的負担を軽減することで、安心して子育てをすることができる取組を実施します。

①教育・保育に関する経済的負担の軽減

保育料や学校給食費の無償化、通学費の支援等、教育・保育に係る経済的負担の軽減を行います。

施策名称	施策内容	担当
保育料の無償化	保護者の経済的負担軽減のため、保育料の完全無償化を継続します。	福祉事務所
小・中学校給食費の無償化	保護者の経済的負担軽減のため、市内の小・中学校に通う児童生徒に無償で給食を提供します。	教育総務課
中学校生徒遠距離通学費補助制度	通学距離が6 km以上の生徒に対して、バス通学補助、自転車通学補助等の通学費の補助を行います。また通学用電動アシスト自転車購入費補助も行い、通学にかかる負担軽減を図ります。	教育総務課
すくすく子育て応援事業	子育てをする家庭の経済的な負担を軽減するため、小学校や中学校の入学時に入学祝金として、市内で利用可能な商品券を支給します。	福祉事務所

②子育てに係る経済的負担の軽減

子育て家庭への経済的支援を行うとともに、こどもと家族に寄り添いながら個々の特性や状況に応じた支援を推進します。

施策名称	施策内容	担当
妊婦のための支援給付（再掲）	妊娠・出産した妊産婦等に対して、出産育児用品の購入等の経済的支援を目的に現金給付を行います。	福祉事務所
放課後児童クラブ保護者負担金減免事業（再掲）	放課後児童クラブを利用の際に発生する保護者負担金について、市町村民税非課税世帯等、児童クラブの利用が経済的に困難な世帯に対しては保護者負担金の減免を行います。	福祉事務所
児童手当支給事業	子育てをする家庭の経済的な負担を軽減するため、高校生世代である18歳までのこどもを養育する方に児童手当を支給します。	福祉事務所

③医療に係る経済的負担の軽減

こどもの医療費にかかる負担を軽減し、安心してこどもの医療を受けることができる体制を構築します。

施策名称	施策内容	担当
未熟児養育医療助成事業	心身の発育が未熟なまま生まれた乳児が、指定養育医療機関で入院治療を受ける場合に、子ども医療費助成事業と併せて公費により負担し、安心して治療を受けられるよう医療費助成を行います。	福祉事務所
子ども医療費助成事業	子育てをする家庭の経済的な負担を軽減するため、高校生世代である18歳までのこどもに係る入院・通院の医療費を無償として助成を行います。	福祉事務所
小児慢性特定疾病児童日常生活用具給付事業	小児慢性特定疾病医療受給者証の交付を受けた在宅の児童等に対し規定の日常生活用具の給付を行うことで日常生活の利便性の向上とともに経済的負担の軽減を図ります。	福祉事務所

(4) 男女共同参画社会、ワーク・ライフ・バランスの推進

仕事と育児を両立するためには、育児休業や有給休暇といった制度の充実及び取得向上のほか、企業経営者等に対する子育て支援の重要性の啓発が求められます。

企業経営者等に対して子育て支援の重要性を啓発し、各種制度の充実及び育児休業や有給休暇を取得しやすい環境の醸成を働きかけ、特に恒常的な時間外勤務等により、保護者のこども・家庭とかかわる時間が削がれることなく、家族の時間を楽しんでもらえるような、仕事と家庭の両立支援を推進します。

仕事と家庭の両立支援の推進

男性も女性も、相互に協力しながら家事や育児を行い、ともに喜びと責任を分かち合っ心豊かに暮らせるよう支援します。

施策名称	施策内容	担当
男女共同参画の推進	固定的な性別役割意識が依然として解消されていない状況にあるため、固定的な性別役割分担意識の解消に向け、性別にかかわらず、個人の能力や個性を發揮できる環境づくりを進めるために、講演会の開催や広報誌等により周知啓発を行います。	人権啓発・部落差別解消推進課
男女共生社会の推進	男女が平等でともに個人の能力や個性を發揮できる社会づくりに向けた啓発に努めます。	人権啓発・部落差別解消推進課
女性の事業活動への参加向上の取組	女性の創業支援等、女性が活躍しやすい社会を目指し、創業支援セミナーや各種研修会等を商工団体等と連携して実施します。また、女性が積極的に事業活動へ参画できるよう、女性自身はもとより女性を取り巻く人々の意識向上の啓発に努めます。	商工観光課

施策名称	施策内容	担当
仕事と家庭の両立支援の推進に係る啓発	仕事と育児を両立するためには、育児休業や有給休暇といった制度の充実及び取得向上のほか、働く時間や働く場所の見直しが重要です。商工団体と連携の上、仕事と家庭の両立の推進に向けた啓発を行い、各種制度の充実及び取得しやすい環境の醸成を企業に働きかけます。	商工観光課
企業経営者等に対する子育て支援の啓発	商工団体等と連携し、企業経営者等に対して、事業者としての子育て支援の重要性を啓発していきます。特に恒常的な時間外勤務等により、こども・家庭とかがかわる時間が削がれることのないように、就学前のこどもがいる家庭の従業員に対する時間外勤務命令の制限のほか、有給休暇や育児休暇制度等の取得促進の啓発推進に努めます。また、より休暇を取得しやすい環境の醸成に向けての啓発を行うとともに、各種子育て支援制度の導入及び拡充を引き続き働きかけます。	商工観光課

(5) 子育てにやさしいまちづくりの推進

歩道、通学路、ガードレール及びカーブミラー等の整備等、こどもの安全を確保するための施設整備や、交通安全意識の高揚を図る啓発が必要です。

安全安心に外出できる人にやさしい道路整備を推進し、公共施設のトイレ等にベビーベッドや授乳室等の設置を進め、こども連れで外出する際の利便性を高めることを目指します。

住環境整備の推進

安心してこどもを生み、子育ての喜びを実感でき、充実して過ごせる住環境の実現に向けた取組を推進します。

施策名称	施策内容	担当
定住促進（住宅取得費）補助	新築住宅や中古住宅の取得費用の一部を補助することで住環境への支援を進めます。こどもの人数や成長に伴い、新たに住宅を取得する家庭も多いため、子育て世帯への補助の加算等の支援を行い、定住促進にもつなげていきます。	協働のまちづくり課
公園整備の推進	親子のふれあいの場、地域のコミュニケーションの場となる身近な公園を整備します。また、こどもたちが安全に遊ぶことができるよう、遊具やトイレ等の設備を点検し、必要に応じて改修を進めます。	建設課
トイレ等の整備の推進	子育て家庭が安心して公園を利用できるようにするため、規模が大きく利用者の多い公園のトイレに、こどもに配慮したベビーベッド・ベビーチェア・収納式着替え用踏み台等の設置を推進します。	建設課
歩道の整備	歩行者空間を最優先する視点で、こどもを含めた幅広い層の歩行者が安全安心に通行できる道路整備に努めます。また、通学路等における危険箇所については、事業実施できる箇所から安全対策を実施します。	建設課

施策名称	施策内容	担当
交通安全施設の整備	<p>こどもの安全を確保するために、通学路等における危険箇所については、事業実施できる箇所から安全対策を実施します。また、歩道の整備を推進するとともに、ガードレールやカーブミラー等の交通安全施設の整備に努めます。</p> <p>車いすやベビーカー等の円滑な通行を考慮し、できる限り段差の解消に努める等、障がい者や乳幼児等へ配慮したユニバーサルデザインの推進にも積極的に取り組みます。</p>	建設課・ 危機管理課
交通安全の啓発活動の推進	交通安全週間や広報紙等を活用し、自動車の運転マナーの向上及び交通安全意識の高揚を図ります。	危機管理課

(6) 妊娠期から子育て期までの「健幸」づくりの推進

こどもの誕生前から幼児期までは、こどもの将来にわたるウェルビーイングの基礎を培い、人生のスタートを切る重要な時期です。乳幼児期にしっかりと愛着形成を基礎とした情緒の安定や他者への信頼感等を獲得し、こどもが自己肯定感を持って成長することができるよう、子育て当事者やこどもを社会で支え、応援する必要があります。

母親が安全安心に妊娠、出産でき、こどもが、保護者や社会から愛され、心身ともに健やかに成長できるように、保護者が、子育てに関して適切な時期に正しい情報を得て、心身ともに健やかな状態で子育て期を過ごすことができるような取組を実施します。

①保護者の健康づくりの推進

子育て当事者が、過度な使命感や負担を抱くことなく、健康で、自己肯定感とゆとりを持って、こどもに向き合えるように取り組みます。

施策名称	施策内容	担当
妊産婦・子育て女性の健幸づくり事業	妊産婦や子育て中の女性の体調不良や、体力の低下及び社会からの孤立感や精神状態悪化の予防のために、運動と相談の一体型教室を実施します。妊娠期から運動や健康的な生活を意識することで、ヘルスリテラシーの向上を目指します。	福祉事務所
休養・こころの健康の推進	<p>十分な睡眠をとり、ストレスと上手に付き合うことは心の健康に欠かせない要素となっており、情報提供や相談会の機会を提供します。</p> <p>こころの相談会を実施し、個別相談に対応するほか、専門相談窓口の情報を掲載したチラシ等を配布、また市報・市公式ウェブサイト等を積極的に活用し普及啓発を行います。</p>	健康長寿 あんしん課
歯と口の健康	生涯美味しく食べるための歯や口の健康を保つため、妊娠期・乳幼児期からの歯科保健を推進します。妊娠期の歯科健診の勧奨、乳幼児期からのむし歯予防の啓発及びブラッシング指導等を行うとともに、こども園や子育て支援センター等の乳幼児や保護者の集まる場所で講話や啓発を行います。	健康長寿 あんしん課・ 福祉事務所

施策名称	施策内容	担当
喫煙・飲酒対策の推進	健康を害する喫煙や飲酒に対する知識の普及啓発を行います。母子健康手帳交付時から、乳幼児期の様々な母子保健事業を利用して、喫煙・飲酒がもたらす健康への害について周知、啓発します。	福祉事務所

②保護者の育児不安・子育ての孤立予防の推進

妊産婦や子育て当事者が社会的な孤立に陥らないよう、相談支援の充実を図ります。

施策名称	施策内容	担当
相談支援体制の強化 (再掲)	こども家庭センターハートパールームを中心に、妊娠期から子育て期にある保護者に対して寄り添い支援を行う中で、育児の困りを早期に把握し必要な支援につなげる体制強化を行います。子育てに関連する様々な相談ができることを市民に幅広く周知するとともに、対応する職員に対して必要な研修を実施する等、資質向上に努めます。	福祉事務所
妊娠期からの切れ目のない支援	保護者の育児不安を解消し、社会からの孤立を予防するために、妊婦等包括相談支援事業、乳児家庭全戸訪問事業、乳幼児健診等、様々な母子保健事業を通して見守り、関係機関と連携して切れ目のない相談支援を行います。 困った時に相談できるよう、相談窓口を市報やSNS等を利用して幅広く周知するとともに、心配な家庭には声をかけるよう努めます。	福祉事務所



第5章 事業量の見込みと確保方策

1 教育・保育提供区域の設定

本市の教育・保育施策を進める上で、本市の現状やニーズを把握し、教育・保育の提供体制の確保と方策の検討、また、地域子ども・子育て支援事業に係る需給調整を判断することとなります。

そのため、子ども・子育て支援事業計画では、市町村が定める区域(提供区域)ごとに、幼児期の教育・保育、地域型保育、地域子ども・子育て支援事業についての「量の見込み」及び「確保の方策」を設定する必要があります。

(1) 教育・保育提供区域の考え方

提供区域については、保護者や子どもが居宅から容易に移動することができ、質の高い教育・保育及び子育て支援の提供を受けられるよう、地理的条件、人口、交通事情その他の社会的条件、現在の教育・保育の利用状況、教育・保育を提供するための施設整備の状況及び幼児期の教育と小学校教育との連携・接続等を総合的に勘案して、区域を設定します。

今後、本市における大きな都市計画等の状況の変化が見込まれていないことから、前計画と同様の教育・保育提供区域の設定とします。

なお、教育・保育提供区域は、教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業を通じて共通の区域として設定しますが、地域子ども・子育て支援事業の提供体制については、事業ごとに設定します。

(2) 教育・保育提供区域の設定

① 杵築市における教育・保育提供区域

杵築市全域を2区域(杵築地域と山香・大田地域)として設定します。

事業区分	区域設定
1号認定(3～5歳)	杵築地域と山香・大田地域の2区域とします。
2号認定(3～5歳)	
3号認定(0歳)	
3号認定(1歳)	
3号認定(2歳)	

② 地域子ども・子育て支援事業ごとの区域設定

各事業の性格から杵築市全域を基本とします。なお、放課後児童健全育成事業については、小学校区とします。

事業名	提供区域	考え方
利用者支援事業	杵築市内全域	現状の提供体制、利用状況を踏まえ、杵築市内全域とします。
延長保育事業	杵築市内全域	現状の提供体制、利用状況を踏まえ、杵築市内全域とします。

事業名	提供区域	考え方
放課後児童健全育成事業	各小学校区	現状どおり、各小学校区を基本として実施します。
養育支援事業 (子育て短期支援事業)	杵築市内全域	現状の提供体制、利用状況を踏まえ、杵築市内全域とします。
乳児家庭全戸訪問事業	杵築市内全域	現状どおり、杵築市内全域とします。
養育支援訪問事業	杵築市内全域	現状どおり、杵築市内全域とします。
地域子育て支援拠点事業	杵築市内全域	現状の提供体制、利用状況を踏まえ、杵築市内全域とします。
一時預かり事業	杵築市内全域	現状の提供体制、利用状況を踏まえ、杵築市内全域とします。
病児・病後児保育事業	杵築市内全域	現状の提供体制、利用状況を踏まえ、杵築市内全域とします。
子育て援助活動支援事業	杵築市内全域	現状の提供体制、利用状況を踏まえ、杵築市内全域とします。
妊婦健診事業	杵築市内全域	現状の提供体制、利用状況を踏まえ、杵築市内全域とします。
実費徴収に係る補足給付を行う事業	杵築市内全域	現状の提供体制、利用状況を踏まえ、杵築市内全域とします。
多様な事業者の参入促進・能力活用事業	杵築市内全域	現状の提供体制、利用状況を踏まえ、杵築市内全域とします。
子育て世帯訪問支援事業	杵築市内全域	現状の提供体制、利用状況を踏まえ、杵築市内全域とします。
児童育成支援拠点事業	杵築市内全域	現状の提供体制、利用状況を踏まえ、杵築市内全域とします。
親子関係形成支援事業	杵築市内全域	現状の提供体制、利用状況を踏まえ、杵築市内全域とします。
妊婦等包括相談支援事業	杵築市内全域	現状の提供体制、利用状況を踏まえ、杵築市内全域とします。
乳児等通園支援事業(こども誰でも通園制度)	杵築市内全域	現状の提供体制、利用状況を踏まえ、杵築市内全域とします。
産後ケア事業	杵築市内全域	現状の提供体制、利用状況を踏まえ、杵築市内全域とします。

2) こどもの人数の将来推計

計画期間の教育・保育事業等の量の見込み算出の基礎とするため、令和7(2025)年度から令和11(2029)年度までについて、主要な事業の対象となる0～11歳児の各年度の児童数を推計しました。

推計に当たっては、令和2(2020)年から令和6(2024)年までの住民基本台帳人口を基に、各年の変化率の平均を利用したコーホート変化率法を用いて算出しました。

この結果、本計画の最終年度である令和11(2029)年度における総人口は、23,723人で、0～5歳児は622人、6～11歳児は824人と推計され、0～11歳児の合計は1,446人と見込まれます。

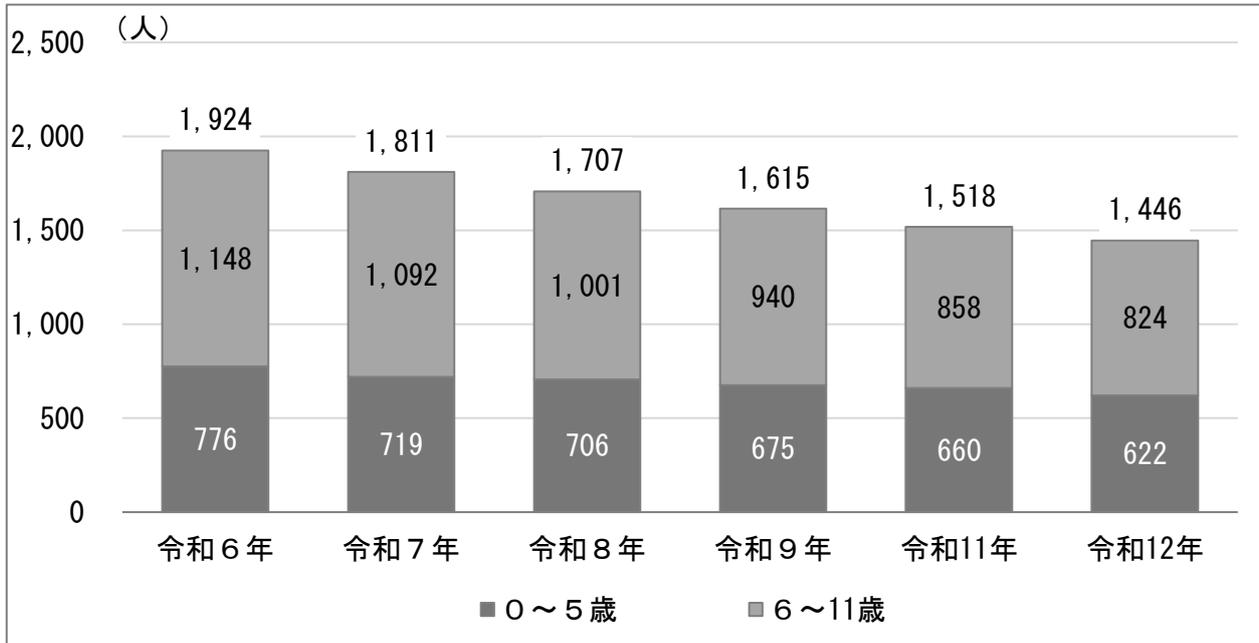
年齢3区分の推計人口

	実績値	推計値				
	令和6年	令和7年	令和8年	令和9年	令和10年	令和11年
0～14歳	2,607	2,463	2,338	2,222	2,097	1,980
15～64歳	13,543	13,205	12,917	12,619	12,366	12,084
65歳以上	10,378	10,299	10,245	10,007	9,971	9,659
総数	26,528	25,967	25,500	24,848	24,434	23,723

推計児童数

	実績値	推計値				
	令和6年	令和7年	令和8年	令和9年	令和10年	令和11年
0歳	111	102	99	95	90	86
1歳	125	113	104	101	97	92
2歳	112	131	118	109	106	102
3歳	134	113	133	120	111	108
4歳	124	138	116	136	123	114
5歳	170	122	136	114	133	120
0～5歳小計	776	719	706	675	660	622
6歳	185	168	121	135	113	132
7歳	164	182	165	119	133	111
8歳	192	163	181	164	118	132
9歳	191	190	161	179	162	116
10歳	203	188	187	158	176	159
11歳	213	201	186	185	156	174
6～11歳小計	1,148	1,092	1,001	940	858	824
0～11歳合計	1,924	1,811	1,707	1,615	1,518	1,446

0～11歳人口の実績と推計



3 教育・保育施設

(1) 認定区分

認定区分	定義	主な利用施設
1号認定	満3歳以上の教育認定です。満3歳以上で教育を希望する場合に該当します。	幼稚園 認定こども園
2号認定	満3歳以上の保育認定です。満3歳以上で「保育の必要な事由」に該当し、保育所等での保育を希望する場合に該当します。	保育所（保育園） 認定こども園
3号認定	満3歳未満の保育認定です。満3歳未満で「保育の必要な事由」に該当し、保育所等での保育を希望する場合に該当します。	保育所（保育園） 認定こども園

(2) 量の見込みと確保策

幼児期の教育・保育の必要量として、こどもの人数の将来推計、利用状況及び利用希望等を基に計画期間中の年度ごとの「量の見込み」を定めます。保育の必要性の有無等により「1号認定(3～5歳児)」、「2号認定(3～5歳児)」、「3号認定(0～2歳児)」の区分を設け、このうち3号認定については、年齢を分けて2区分の設定とします。

また、これらの計画期間中の年度ごとの「量の見込み」に対して、教育・保育施設等の定員の確保等、提供体制の確保策(確保の内容)を定めます。

① 1号認定（3歳以上、幼稚園・認定こども園を利用希望）

▶ 杵築提供区域

	単位	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
必要利用定員総数	人	188	194	186	185	172
確保策	人	245	245	245	245	245
特定教育・保育施設	人	245	245	245	245	245
確認を受けない幼稚園	人	0	0	0	0	0
過不足	人	57	51	59	60	73

▶ 山香・大田提供区域

	単位	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
必要利用定員総数	人	34	35	34	33	31
確保策	人	70	70	70	70	70
特定教育・保育施設	人	70	70	70	70	70
確認を受けない幼稚園	人	0	0	0	0	0
過不足	人	36	35	36	37	39

※「必要利用定員総数」とは、幼児期の学校教育・保育の量の見込みのことです。

※「確認を受けない幼稚園」とは、自治体が施設型給付の対象となることを確認する「認定こども園・幼稚園・保育所」に該当しない、私立幼稚園のことです（私立幼稚園が、新制度の施設型給付を受けるかどうかは各幼稚園の判断に委ねることとなっています）。

②2号認定（3歳以上、保育所・認定こども園を利用希望）

▶杵築提供区域

	単位	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
必要利用定員総数	人	97	100	96	96	89
幼児期の学校教育の 利用希望が強い	人	13	14	13	13	12
上記以外	人	84	86	83	83	77
確保策	人	169	169	169	169	169
特定教育・保育施設	人	169	169	169	169	169
地域型保育事業	人	0	0	0	0	0
認可外保育施設	人	0	0	0	0	0
過不足	人	72	69	73	73	80

▶山香・大田提供区域

	単位	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
必要利用定員総数	人	58	59	57	57	53
幼児期の学校教育の 利用希望が強い	人	8	8	8	8	7
上記以外	人	50	51	49	49	46
確保策	人	69	69	69	69	69
特定教育・保育施設	人	69	69	69	69	69
地域型保育事業	人	0	0	0	0	0
認可外保育施設	人	0	0	0	0	0
過不足	人	11	10	12	12	16

※「必要利用定員総数」とは、幼児期の学校教育・保育の量の見込みのことです。

③3号認定（0歳、保育所・認定こども園を利用希望）

▶杵築提供区域

	単位	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
必要利用定員総数	人	54	53	50	48	46
確保策	人	56	56	56	56	56
特定教育・保育施設	人	53	53	53	53	53
地域型保育事業	人	3	3	3	3	3
認可外保育施設	人	0	0	0	0	0
過不足	人	2	3	6	8	10

▶山香・大田提供区域

	単位	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
必要利用定員総数	人	17	16	16	15	14
確保策	人	24	24	24	24	24
特定教育・保育施設	人	24	24	24	24	24
地域型保育事業	人	0	0	0	0	0
認可外保育施設	人	0	0	0	0	0
過不足	人	7	8	8	9	10

※「必要利用定員総数」とは、幼児期の学校教育・保育の量の見込みのことです。

④ 3号認定（1歳、保育所・認定こども園を利用希望）

▶杵築提供区域

	単位	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
必要利用定員総数	人	74	68	66	64	60
確保策	人	75	75	75	75	75
特定教育・保育施設	人	67	67	67	67	67
地域型保育事業	人	8	8	8	8	8
認可外保育施設	人	0	0	0	0	0
過不足	人	1	7	9	11	15

▶山香・大田提供区域

	単位	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
必要利用定員総数	人	25	23	22	22	20
確保策	人	29	29	29	29	29
特定教育・保育施設	人	29	29	29	29	29
地域型保育事業	人	0	0	0	0	0
認可外保育施設	人	0	0	0	0	0
過不足	人	4	6	7	7	9

※「必要利用定員総数」とは、幼児期の学校教育・保育の量の見込みのことです。

⑤ 3号認定（2歳、保育所・認定こども園を利用希望）

▶杵築提供区域

	単位	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
必要利用定員総数	人	88	79	73	71	69
確保策	人	89	89	89	89	89
特定教育・保育施設	人	81	81	81	81	81
地域型保育事業	人	8	8	8	8	8
認可外保育施設	人	0	0	0	0	0
過不足	人	1	10	16	18	20

▶山香・大田提供区域

	単位	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
必要利用定員総数	人	32	29	27	26	25
確保策	人	35	35	35	35	35
特定教育・保育施設	人	35	35	35	35	35
地域型保育事業	人	0	0	0	0	0
認可外保育施設	人	0	0	0	0	0
過不足	人	3	6	8	9	10

※「必要利用定員総数」とは、幼児期の学校教育・保育の量の見込みのことです。

4 地域子ども・子育て支援事業

(1) 量の見込みと確保策

国から提示される基本指針、こどもの人数の将来推計、利用状況及び利用希望等を基に、「地域子ども・子育て支援事業の量の見込み」を定めます。

設定した「量の見込み」に対応するよう、事業ごとに地域子ども・子育て支援事業の確保策(確保の内容)及び実施時期を設定します。

①利用者支援事業

【対象年齢】 0～18歳

	単位	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	か所	3	3	3	3	3
確保策	か所	3	3	3	3	3
基本型	か所	1	1	1	1	1
こども家庭センター型	か所	1	1	1	1	1
妊婦等包括相談支援事業型	か所	1	1	1	1	1

<確保の内容>

子育て相談や要保護児童の早期発見を目的に、利用者支援事業の母子保健型を核に、利用者支援事業の基本型において各子育て支援拠点・保育所・幼稚園等へ積極的な訪問支援を行うため、助産師、社会福祉士、利用者支援員のさらなる能力・スキルの向上が必要です。より多くの専門職に、きめ細かなサービスを行うための利用者支援の在り方や、周知の方法等の検討が必要です。

②延長保育事業

【対象年齢】 0～5歳

	単位	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	人	137	134	128	125	118
確保策	人	137	134	128	125	118

<確保の内容>

杵築地域は5か所、山香地域は3か所で実施します。教育・保育提供時間外における保育の提供(7時から18時までの通常保育時間外の保育)となります。

③放課後児童健全育成事業

【対象年齢】 6～11歳

	単位	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	
量の見込み	低学年	人	193	173	156	136	140
	高学年	人	134	123	121	116	102
確保策	低学年	人	331	327	315	302	324
	高学年	人	229	233	245	258	236

<確保の内容>

杵築地域で9か所、山香地域で3か所、大田地域で1か所実施します。

小学校区ごとの単位数は、豊洋 1、護江 1、大内 1、杵築 4、東 1、北杵築 1、八坂 1、山香 2(旧校区含む)、立石 1、大田 1となります。

小学校全学年を対象に、小学校終了後や長期休業中において安全な活動を提供します。

なお、令和8年度から立石小学校は、山香小学校に統合されることから、令和8年度以降の立石小学校の見込量等を、山香小学校に加算しています。

【小学校区・学年別】

豊洋小学校		単位	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
小学1年生	人	1	1	1	1	1	1
小学2年生	人	2	2	1	2	1	1
小学3年生	人	2	2	2	1	1	1
小学4年生	人	2	1	1	1	1	1
小学5年生	人	1	1	1	1	1	1
小学6年生	人	1	1	1	1	1	1
量の見込み(小計)	人	9	8	7	7	6	
確保策	人	15	15	14	16	14	

護江小学校		単位	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
小学1年生	人	5	3	4	3	4	
小学2年生	人	5	5	4	4	3	
小学3年生	人	4	5	4	3	4	
小学4年生	人	4	4	4	4	3	
小学5年生	人	4	4	3	4	3	
小学6年生	人	4	4	4	3	4	
量の見込み(小計)	人	26	25	23	21	21	
確保策	人	45	47	46	47	49	

大内小学校		単位	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
小学1年生	人	7	5	6	5	6	
小学2年生	人	7	7	5	5	5	
小学3年生	人	7	8	7	5	6	
小学4年生	人	9	8	9	8	6	
小学5年生	人	8	8	7	8	7	
小学6年生	人	8	7	7	6	7	
量の見込み(小計)	人	46	43	41	37	37	
確保策	人	79	81	82	82	85	

杵築小学校		単位	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
小学1年生	人	21	15	17	14	17	
小学2年生	人	20	18	13	14	12	
小学3年生	人	16	18	16	12	13	
小学4年生	人	12	11	12	11	8	
小学5年生	人	9	9	7	8	7	
小学6年生	人	6	6	6	5	5	
量の見込み(小計)	人	84	77	71	64	62	
確保策	人	145	147	145	142	143	

東小学校		単位	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
小学1年生	人	8	5	6	5	6	
小学2年生	人	8	7	5	6	5	
小学3年生	人	6	7	6	4	5	
小学4年生	人	5	4	4	4	3	
小学5年生	人	2	2	2	2	2	
小学6年生	人	1	1	1	1	1	
量の見込み(小計)	人	30	26	24	22	22	
確保策	人	51	49	49	49	51	

北杵築小学校		単位	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
小学1年生	人	3	2	2	2	2	
小学2年生	人	3	2	2	2	2	
小学3年生	人	3	3	3	2	2	
小学4年生	人	1	1	1	1	1	
小学5年生	人	2	2	2	2	2	
小学6年生	人	2	2	2	1	1	
量の見込み(小計)	人	14	12	12	10	10	
確保策	人	24	22	24	22	23	

八坂小学校		単位	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
小学1年生	人	9	7	8	6	7	
小学2年生	人	9	8	6	7	5	
小学3年生	人	7	8	7	5	6	
小学4年生	人	7	6	7	6	4	
小学5年生	人	5	5	4	5	4	
小学6年生	人	4	3	3	3	3	
量の見込み(小計)	人	41	37	35	32	29	
確保策	人	70	70	71	71	67	

山香小学校		単位	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
小学1年生	人	10	8	9	8	8	
小学2年生	人	10	10	7	9	7	
小学3年生	人	11	12	11	7	9	
小学4年生	人	11	9	10	9	6	
小学5年生	人	7	8	7	8	7	
小学6年生	人	6	7	7	6	6	
量の見込み(小計)	人	55	54	51	47	43	
確保策	人	92	103	103	104	100	

立石小学校		単位	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
小学1年生	人	1	—	—	—	—	
小学2年生	人	2	—	—	—	—	
小学3年生	人	0	—	—	—	—	
小学4年生	人	0	—	—	—	—	
小学5年生	人	1	—	—	—	—	
小学6年生	人	1	—	—	—	—	
量の見込み(小計)	人	5	—	—	—	—	
確保策	人	10	—	—	—	—	

大田小学校		単位	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
小学1年生	人	2	1	1	1	1	
小学2年生	人	2	2	1	2	1	
小学3年生	人	2	2	2	1	1	
小学4年生	人	3	2	2	2	2	
小学5年生	人	4	3	3	3	3	
小学6年生	人	4	4	4	3	4	
量の見込み(小計)	人	17	14	13	12	12	
確保策	人	29	26	26	27	28	

④子育て短期支援事業(ショートステイ・トワイライト)

【対象年齢】0歳以上

	単位	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	人	73	73	73	73	73
確保策	人	73	73	73	73	73

<確保の内容>

緊急時にも対応できるよう別府市で2か所の施設に委託し、実施します。保護者の急な用事等において、宿泊付の保育を提供(1回利用、最大7日)します。

⑤乳児家庭全戸訪問事業

【対象年齢】0歳

	単位	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	人	100	98	94	89	85
確保策	人	100	98	94	89	85

<確保の内容>

業務委託にて引き続き実施します。

⑥養育支援訪問事業

【対象者】養育に支援が必要な家庭

	単位	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	人	24	24	24	24	24
確保策	人	24	24	24	24	24

<確保の内容>

乳児家庭全戸訪問時や乳幼児健診において、困りを抱えた家庭を察知し、専門家による訪問支援につなげます。

⑦地域子育て支援拠点事業

【対象年齢】0～2歳

	単位	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	延べ利用者数 (月間)人/回	372	346	328	315	301
確保策	延べ利用者数 (月間)人/回	372	346	328	315	301

<確保の内容>

杵築地域は2か所、山香地域は1か所で実施します。

⑧一時預かり事業

一時預かり事業(幼稚園型) 【対象者】幼稚園在園児童(3～5歳)

	単位	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	延べ利用者数 (年間)人日/年	35,399	36,538	35,115	34,830	32,457
確保策	延べ利用者数 (年間)人日/年	35,399	36,538	35,115	34,830	32,457

<確保の内容>

杵築地域は5か所、山香地域は3か所、大田地域は1か所で実施します。

幼稚園開始前や幼稚園終了後から18時まで等において、保育を提供します。

各幼稚園・認定こども園ともに在園児が対象であるため、教育提供後に保育にそのまま移行でき、量の見込みの確保が可能です。

一時預かり事業（幼稚園型を除く） 【対象者】幼稚園における在園児対象以外の児童

	単位	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	延べ利用者数 (年間) 人日/年	257	265	255	252	235
確保策	延べ利用者数 (年間) 人日/年	2,610	2,610	2,610	2,610	2,610

<確保の内容>

杵築地域は2か所、山香地域は1か所を実施します。

就学前児童で、家庭で保育している児童への一時的な保育を提供します。

3か所とも、3～10人の定員で、月曜から土曜の祝日以外は、受入れが可能です。

⑨病児・病後児保育事業

【対象年齢】0～11歳

	単位	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	人日	395	372	352	331	315
確保策	人日	3,370	3,370	3,370	3,370	3,370

<確保の内容>

杵築地域は1か所、山香地域は1か所を実施します。各施設とも、3～10人/日の定員で確保が可能です。

⑩子育て援助活動支援事業

【対象年齢】6～11歳

	単位	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	低学年 人日	653	595	532	463	477
	高学年 人日	258	238	232	220	200
確保策	低学年 人日	653	595	532	463	477
	高学年 人日	258	238	232	220	200

【対象年齢】0～5歳

	単位	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	人日	0	0	0	0	0
確保策	人日	0	0	0	0	0

<確保の内容>

杵築市ファミリー・サポート・センター事業として、業務をNPO法人こどもサポートにっこ・にこに委託しています。

預かり会員45名(令和6年12月時点)、杵築・山香の児童館での集団で預かりができるため、量の見込みの確保が可能です。

⑪妊婦健診事業

	単位	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	人回	1,456	1,414	1,358	1,274	1,218
確保策	人回	1,456	1,414	1,358	1,274	1,218

<確保の内容>

引き続き全ての妊婦を対象に14回までの健診を公費助成対象とします。

⑫実費徴収に係る補足給付を行う事業

	単位	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	人	0	0	0	0	0
確保策	人	2	2	2	2	2

<確保の内容>

子ども・子育て支援新制度への未移行の幼稚園に入園している児童に対し、所得に応じて副食費等の減免を行う事業を実施します。

⑬多様な事業者の参入促進・能力活用事業

本市では、当面は事業化しませんが、必要性等を勘案しつつ事業化を検討することとします。

⑭子育て世帯訪問支援事業

	単位	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	人日	36	36	36	36	36
確保策	人日	36	36	36	36	36

<確保の内容>

必要な世帯に家事等の支援を行い、家庭環境を整える手伝いをします。

⑮児童育成支援拠点事業

	単位	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	人	20	20	20	20	20
確保策	人	20	20	20	20	20

<確保の内容>

杵築地域に子どもの居場所を設置し、実施します。

⑯親子関係形成支援事業

本市では、当面は事業化しませんが、必要性等を勘案しつつ事業化を検討することとします。

⑰妊婦等包括相談支援事業

	単位	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	回	288	279	267	252	243
確保策	回	288	279	267	252	243

<確保の内容>

妊娠届の提出時と産後に2回面談を行います。妊娠7～8か月頃のアンケートで希望された方には面談を行います。

⑱乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）

		単位	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
0歳児	量の見込み	人日	3	3	3	3	3
	確保策	人日	3	3	3	3	3
1歳児	量の見込み	人日	2	2	2	2	2
	確保策	人日	2	2	2	2	2
2歳児	量の見込み	人日	1	1	1	1	1
	確保策	人日	1	1	1	1	1

<確保の内容>

保育所等に通園していない生後6か月から3歳未満の児童を対象に、杵築地域は1か所、山香地域は1か所で実施します。

⑲産後ケア事業

	単位	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	人日	40	40	40	40	40
確保策	人日	70	70	70	70	70

<確保の内容>

出産後1年未満でケアが必要な方が利用できるよう実施機関と連絡調整を行います。

5 教育・保育の一体的提供と推進に関する体制の確保

(1) 認定こども園の普及に係る基本的な考え方

保護者の働いている状況にかかわらず、こどもが教育・保育を一緒に受けることのできる認定こども園は、子ども・子育て支援新制度では、認可手続きの簡素化等により、新たな設置や幼稚園・保育園からの移行がしやすくなり、本市でも保育園から認定こども園への移行が進み、普及が進んできました。

今後も、教育・保育のニーズや設置者の意向、施設・設備等の状況等を総合的に勘案しながら、取組を進めていきます。

(2) 教育・保育、地域子ども・子育て支援事業の役割と必要性

乳幼児期は、生涯にわたる人格形成の基礎が培われる重要な時期であり、発達に応じた適切な保護者のかかわりや、質の高い教育・保育や子育て支援の安定的な提供が必要なことから、幼稚園教諭や保育士等の研修会を実施してきましたが、今後も継続して実施し、こどもの育ちを支援する者の専門性を高めるための事業を行っていきます。

6 子育てのための施設等利用給付の円滑な実施

令和元(2019)年度から実施されている幼児教育・保育の無償化に伴い、「子育てのための施設等利用給付」が創設されました。

子育てのための施設等利用給付に当たっては、保護者の経済的負担の軽減や利便性等を考慮しつつ、公正かつ適正な支給を担保できる給付を行います。保護者の利便性向上等を図るための給付の方法や事務手続きの変更に当たり、引き続き対応し、制度や申請手続きについての周知に努めます。

第6章 計画の推進体制

1 市内推進体制

計画の推進に当たっては、福祉、教育、保健・医療等の関係部署や関係機関との連携を図り、子ども・若者の成長と育成について、地域全体で支えていく体制整備の推進や、行政サービスの向上に努めます。

特に、杵築市子ども・子育て会議において、施策推進についての提言を受け、事業実施に向けて取り組んでいきます。

2 市民の参画や地域との連携

国や県の担当部局をはじめ、地域の関係機関や子育て支援・青少年育成団体との連携・協働を進めながら、地域に密着した取組を積極的に進めます。

また、家庭、行政、地域、教育・保育機関及び企業等が密接な連携を図り、それぞれに適切な役割と責任を果たしていくことで本計画の達成を目指します。

3 計画の進捗評価

定期的に、施策や事業の進行管理及び実施状況の点検・評価を行い、必要に応じて改善策を講じていきます。

また、計画の進行状況を、子ども・子育て会議に報告するとともに、本市の広報やホームページを活用し、広く市民に公表していきます。

參考資料

1 計画策定の経緯

年 月	内 容
令和6年2月28日～ 令和6年3月15日	杵築市子育てに関するアンケート調査 市内在住の就学前児童のいる保護者 配布数 661 通 回収数 316 通 回収率 47.8% 市内在住の小学生の児童がいる保護者 配布数 399 通 回収数 191 通 回収率 47.9%
令和6年7月10日～ 令和6年7月31日	杵築市こども計画策定に係る高校生アンケート調査 杵築高校の1・2年生を対象 対象者 398 名 回答者数 364 名 回答率 91.5%
令和6年9月13日	第1回杵築市子ども子育て会議 【協議事項】 (1) 子ども子育て会議とは (2) 第3期杵築市子ども・子育て支援事業計画（仮称）の策定について (3) 第3期杵築市子ども・子育て支援事業計画（仮称）中間骨子案について (4) 今後のスケジュールについて
令和6年12月5日	第2回杵築市子ども子育て会議 【協議事項】 (1) 前回までの会議内容について (2) 第3期杵築市子ども・子育て支援事業計画（仮称）の素案について (3) 第3期杵築市子ども・子育て支援事業計画の名称について (4) 計画策定に係る今後のスケジュールについて (5) 特定教育・保育施設の利用定員の変更について
令和7年1月6日～ 令和7年2月5日	杵築市こども計画（案）に関するパブリックコメント実施
令和7年2月17日	第3回杵築市子ども子育て会議 【協議事項】 (1) 前回までの会議内容について (2) 杵築市こども計画最終案について (3) 新規事業について

2 計画策定組織

(敬称略)

No.	所 属	役 職	氏 名	備 考
1	NPO法人こどもサポート にっこ・にこ	理事長	小畑 たるみ	子ども子育て会議会長
2	こどもセンターPanem	所長	久志 敏則	子ども子育て会議副会長
3	杵築市主任児童委員	会長	渡邊 佳子	
4	杵築市保育協議会	会長	田中 裕一郎	
5	杵築市校長会	会長	末松 武治	
6	幼稚園主任会	主任教諭	大神 順子	
7	放課後児童クラブ	支援員	小関 真紀	
8	保護者代表		安部 猛	
9	豊の子ども福祉工房 SHIN	房主	後藤 慎司	
10	杵築市健康長寿あんしん課	課長	河野 由紀子	

事務局	杵築市福祉事務所	所長	秋吉 知子	
	杵築市教育委員会学校教育課	課長	佐々木 潤一郎	
	杵築市福祉事務所	次長	多賀野 小津枝	
		次長	久本 かおり	
		主幹	岩尾 基広	
		主査	桑原 貴子	
		主事	真川 大貴	

3 用語説明

	用 語	意 味
【ア】	愛着形成	親とこどもの間で心理的な絆を築くことです。
	医療的ケア児	医学の進歩を背景として、NICU(新生児特定集中治療室)等に長期入院した後、引き続き人工呼吸器や胃ろう等を使用し、たんの吸引や経管栄養等の医療的ケアが日常的に必要な児童のことです。
	インクルージョン	障がいの有無に関わらず、全てのこどもが様々な遊びなどの機会を通じて共に過ごし、学び合い、成長することができる環境を作ることを指します。
	ウェルビーイング	個人の権利や自己実現が保障され、身体だけでなく、精神的、社会的にも満たされており良好な状態にあることを意味する概念。
【カ】	架け橋期のカリキュラム	児童が学校生活に円滑に適応できるようにするための学習内容や支援で、5歳児から小学校1年生までを同時に連続性のあるものにしていこうとするものです。
	協育	「協働して育む」という言葉を短くした造語。学校、家庭、地域社会が連携し、それぞれの教育機能を相互に補完・融合しながら、協働して子どもを育てていくことを指します。
	協育コーディネーター	学校活動を地域で支援するため、学校と地域の協力関係を促進する役割を担う人のことです。
	教育・保育施設	幼稚園や保育園、小学校等、教育や保育を提供する施設のことです。
	健幸	「健康」と「幸せ」を足し合わせた造語です。心身の健康だけでなく、みんなが生きがいを感じながら、安全安心で豊かな、そして幸せな生活を送れる状態のことです。
	子育てのための施設等利用給付	幼児教育の重要性や、幼児教育の負担軽減を図る少子化対策の観点などから子育てに係る経済的な負担を軽減するため、子ども・子育て支援新制度に移行していない幼稚園や保育園等が実施する預かり保育事業の利用者への無償化など、令和元(2019)年10月から新たに創設された制度です。
	こども	こども基本法第2条において「こども」は、「心身の発達の過程にある者」とされています。おとなとして円滑な社会生活を送ることができるようになるまでの成長の過程にある者を意味し、年齢による定義はありません。
	こども家庭センター	従来の母子保健を担う「子育て世代包括支援センター」と児童福祉を担う「市区町村子ども家庭総合支援拠点」が有してきた機能を引き続き活かしながらも、一体的な組織として子育て家庭に対する相談支援を実施することにより、こどもや子育て世帯、妊産婦を対象に医療・福祉・保育・教育等の多方面から継続して一体的な支援を行う施設のことです。
	子ども・子育て支援事業計画	子ども・子育て支援法第61条で定められている、5年間の計画期間における幼児期の学校教育・保育・地域の子育て支援についての需給計画のことです。

	用 語	意 味
【カ】	こども誰でも通園制度	現行の教育・保育給付に加え、月一定時間までの利用可能枠の中で、就労要件を問わず時間単位等で柔軟に利用できる新たな通園給付の制度のことで。令和7(2025)年度に子ども・子育て支援法に基づく地域子ども・子育て支援事業として制度化され、令和8(2026)年度から、子ども・子育て支援法に基づく新たな給付として全国の自治体において実施されます。
	こどもの権利	「生きる権利」や「育つ権利」、「守られる権利」、「参加する権利」など、こどもが生まれながら持っている基本的な権利です。
【サ】	支援対象児童等	保護者の養育を支援することが特に必要と認められる児童、もしくは保護者に監護させることが不相当であると認められる児童、出産後の養育について出産前において支援を行うことが特に必要と認められる妊婦のことをいいます。
	施設型給付	保育施設等で提供される支援に対する給付のことで。す。
	自然動態	出生や死亡などの自然の過程による人口の変動のことで。す。
	社会動態	社会的な要因に基づく人口の変動で、主に移住や移動に関する現象のことで。す。
	就学前児童	小学校に入学する前の児童のことで。す。
	児童	法律によって定義が異なりますが、児童福祉法や児童虐待防止法では、18歳未満とされています。 なお、学校教育法では、満六歳に達した日の翌日以後における最初の学年の初めから、満十二歳に達した日の属する学年の終わりまでの子を見童といいます。
	人口動態	人口の増減や構成に関するデータや現象で、出生率や死亡率、移住等を含みます。
	スクールカウンセラー	学校内で児童生徒の心理的支援を行う専門家のことで。す。
	スクールソーシャルワーカー	学校内で児童生徒が直面する様々な問題に対し、保護者や教員、児童相談所や行政等の関係機関と連携を図りながら、問題解決に向けた支援を行う専門家のことで。す。
	生活困窮者自立支援制度	経済的に困窮している家庭や個人を支援し、自立を促進するための制度です。
【タ】	セルフケア	自分自身の健康や心理的な世話をすることで。す。
	地域型保育	地域における多様な保育ニーズにきめ細かく対応するため、保育ニーズの高い0～2歳児への対応を目的として設けられた小規模の保育事業です。
	地域子ども・子育て支援事業	市町村が地域の実情に応じ、市町村子ども・子育て支援事業計画に従って実施する事業のことで。す。
	登校支援員	登校しても教室に入れず、相談室や保健室等教室以外の別室で過ごす生徒に対し、教員と連携し学習や学校生活等の支援を行う職員です。
【ナ】	特定教育・保育施設	教育・保育施設(認定こども園、幼稚園、保育所)のうち、施設型給付費を受ける対象施設として、市が確認を行った施設を指します。
	認可外保育施設	乳幼児を保育することを目的とする施設で、児童福祉法に基づく児童福祉施設として都道府県知事(指定都市および中核市を含む)の認可を受けていない施設の総称です。
【ハ】	ブックスタート	健診等の機会に、絵本の読み聞かせをするなど、絵本を開く楽しい「体験」と「絵本」をセットでプレゼントする活動のことで。す。

	用 語	意 味
【ハ】	ヘルスリテラシー	健康に関する知識やスキルを持ち、適切な健康管理を行う能力のことです。
【ヤ】	ヤングケアラー	本来おとなが担うと想定されている家事や家族の世話等を日常的に行っているこども・若者のことです。
	ユニバーサルデザイン	全ての人が利用しやすいように設計された製品やサービスのことです。
【ラ】	ライフステージ	人が人生の中で経験する様々な段階や時期のことで、乳児期、幼児期、児童期、青年期、壮年期及び老年期等に分けられます。年齢や社会的な役割の変化に伴って、各ステージで求められる行動や役割が異なります。
【ワ】	若者	こども大綱(令和5年12月22日閣議決定)では、思春期(中学生年代からおおむね18歳まで)・青年期(おおむね18歳以降からおおむね30歳未満。施策によってはポスト青年期の者も対象とする)の者とされています。
	ワーク・ライフ・バランス	仕事と私生活の調和を取るためのライフスタイルの調整のことです。
【A】	AIドリル	人工知能を活用して個別学習を進めるための学習道具です。
	ALT	外国語の授業を支援するために学校に派遣される外国人の指導助手のことです。
	ALTコーディネーター	ALTの活用方法を計画し、学校との連携を調整する担当者のことです。
【I】	ICT機器	教育や生活支援に使われる情報通信技術機器(パソコンやタブレット端末等)のことです。



杵築市こども計画

(令和7年度～令和11年度)

令和7年3月

編集・発行／杵築市役所 福祉事務所

住所 〒879-1307 大分県杵築市山香町大字野原1010番地2

TEL 0977-75-2408 FAX 0977-75-1314
